

中小企業だより

1

中央会インフォメーション

2013.January

特別
寄稿

- * 民法改正と中小企業への影響
—100年ぶりの大改正に向けて
- * 高年齢者雇用安定法の改正と今後の課題
～2013年問題と中小企業の取り組み～
- * 中小企業経営に活かす
ドラッカー流マネジメント

新年特別号



エコアクション21
認証・登録番号 0003381

東京都中小企業団体中央会

<http://www.tokyochukai.or.jp/>

であい、ふれあい。

信用組合

・コミュニティバンク・

東京で頑張るあなたと一緒に。

夢を叶えたい。実現させたい。東京はそんなたくさんの思いが集まった場所。
あなたの気持ちに寄り添う、コミュニティバンクです。

(社)東京都信用組合協会
<http://www.shinkumi.or.jp>



2	年頭のあいさつ 東京都中小企業団体中央会 会長 大村 功 作 年頭所感 東京都 知事 猪瀬 直 樹 年頭所感 株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長 関 哲 夫 年頭に当たって 全国中小企業団体中央会 会長 鶴田 欣 也
6	特別寄稿 ■ 民法改正と中小企業への影響 —100年ぶりの大改正に向けて 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部 参与 内 田 貴
16	特別寄稿 ■ 高齢者雇用安定法の改正と今後の課題 ～2013年問題と中小企業の取り組み～ 株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員 松 浦 民 恵
26	特別寄稿 ■ 中小企業経営に活かすドラッカー流マネジメント アイオー総合研究所 所長 今 成 淳 一
40	◆ 新春随想 *東京都電機商業組合 理事長 関 山 一 郎 *中部建設企業組合 専務理事 松 木 明 子 *東多摩再資源化事業協同組合 理事長 紺 野 武 郎
52	2020年 オリンピック・パラリンピックを日本で!
53	スポーツ祭東京 2013
54	平成 23 年度 組合資料収集加工事業報告書より 「先進組合事例」 宮城県管工業協同組合、神奈川県メッキ工業組合
56	情報連絡員報告 11 月
68	経営 Focus No.234
70	TOPICS (全国仮設安全事業協同組合)
71	エコアクション 21 認証・登録制度
72	無料職業紹介所を開設しています! ～求人・求職にご活用ください!!～
78	組合会計相談コーナー No.508 *組合法律〈労働法〉相談のご案内
80	改正高齢者雇用安定法が施行されます!
87	平成 25 年度東京都中小企業振興公社助成事業説明会
88	中小企業団体事務局長協会だより
89	東京都組合士協会レポート
90	東京都中小企業団体青年部協議会ニュース
91	information *中小企業組合検定試験実施報告 *障害のある方々の採用を検討中の事業者の皆様へ

年頭のあいさつ



東京都中小企業団体中央会 会長 大村 功 作

中小企業並びに会員組合の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

あわせて、昨年中に賜りましたご支援、ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

昨年を顧みると、わが国経済は空前の超円高の進行と国内産業の空洞化懸念、長引くデフレと消費の低迷、電力供給不安による生産活動への影響などを受け、中小企業にとりまして極めて厳しい状況のまま新年を迎えました。

こうした中、昨年末の総選挙の結果、新政権が発足しました。わが国経済の活力の源泉である中小企業が、一刻も早くこの危機的な状況を脱するため、大胆かつ実効性のあふる景気対策を最優先で実行するよう強く期待いたします。

一方、本会では組合支援機関として組合設立の促進や既存組合の活性化などに努めるとともに、会員の皆様から喜ばれるサービスをご提供するための支援事業を積極的に展開してきました。一例として、組合や中小企業のビジネスチャンスの創出や事業の拡大を図る「組合間連携」、組合・グループの経営改善計画策定と計画実現化を支援する「グループ戦略策定・展開支援事業」、都内ものづくり産業の技術開発を支援する「受注型中小製造業競争力強化支援事業」、中小企業の環境経営による経費節減・経営効率化を図る「エコアクション21」などが挙げられます。今年も引きつづき、これらの支援事業を強力に推進するとともに、東京都や都議会に対し要望した新規支援事業の実現についても積極的に取り組んでいきたいと考えています。

ところで、昨夏開催されたロンドンオリンピックでは、日本選手が史上最多のメダルを獲得し、人々に感動や勇気を与えたことは記憶に新しいところです。特に、チーム全員が一丸となり組織力を活かした団体競技での健闘が際立っており、個々の力を束ねた組織の強みが十分に発揮された結果であり、組合に携わる立場から組織の果たす役割や意義の重要性を再認識した思いです。今年の9月には2020年のオリンピック・パラリンピック開催都市が決定されることから、「今、ニッポンにはこの夢の力が必要だ。」のキャッチフレーズのもと、東京開催を目指す東京都の招致活動に対して本会も全面的に協力してまいりますので、さらなるご支援をお願いいたします。

今年の干支は巳です。この巳の字は蛇の姿を表しており、蛇は脱皮を繰り返すことから「復活と再生」を連想させるとともに長寿なことにちなんで「神の使い」として崇められてきました。巳年にあやかり今年こそわが国経済の復活と再生に向けて、相互扶助の精神のもと組合が一致団結され、この難局を打破し力強く邁進されることを願ってやみません。

本会としては、引きつづき組合への巡回をはじめとする各支援事業を効果的に進め、皆様のご期待に応えるよう全力で取り組んでいきますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

結びに、今年が皆様にとって明るく希望に満ちたすばらしい一年となりますよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

年頭所感



東京都知事 猪瀬直樹

明けましておめでとうございます。

この度、東京都知事に就任いたしました猪瀬直樹です。その重責を噛み締めながら決意を新たにしております。

宇宙から映した地球を見ると、太陽の光が美しく青い惑星を浮かび上がらせています。一方、太陽が当たっていない夜の部分にも、光を発している点があります。それは電力の輝きに照らされた「都市」であります。今世紀は地球の人口の半数が都市に居住する「都市の世紀」であり、この都市をいかに輝かせるかが、今問われているのです。私は、電気の輝きだけではなく、自助・共助・公助の力で、一人ひとりが輝く東京を皆様と共に作りあげていきます。

都民の生活や産業を支える電力を安定的に供給できるよう、電力制度改革を具体的に進めるとともに、東京を襲う災害をしっかりと想定し、帰宅困難者対策や木造住宅密集地域の不燃化を推し進めます。

東京の地下鉄では、列車内で携帯電話を利用したメールやインターネットへの接続が可能となり、災害時も情報入手や安否確認などで使用できるようになります。さらに、東京にある二つの地下鉄の一元化を進めていきます。

私は作家でもあり、日本の未来を開く鍵は、言葉の力だと思っています。私が子供の頃、お正月には百人一首に興じたりもしましたが、最近はその機会は少なくなったかもしれせん。若者には、こうした日本の歴史が培ってきた言語技術と、自分の考えを相手に正確に伝える世界基準の言語技術の両方を取得させ、言語力に優れた日本人を育てていきます。

お年寄りや若者の孤立を解消して、安心・安全を実現します。東京の魅力を高め、懸命に頑張る企業を応援し、都民・国民・企業等が生き生きと輝く都市を築いていきます。そのために、霞が関の壁を「突破」します。

今年の九月には、ブエノスアイレスで開催されるI O C総会において、2020年のオリンピック・パラリンピック開催都市が決まります。是が非でも招致を実現し、東北の被災地にも聖火ランナーが走り、世界中からお客様が日本を訪れる素晴らしい大会を開催したいと思います。

首都東京は、日本全体を支える存在です。問題を先送りせず、「決断」してすぐに実行し、壁を「突破」して、「解決」していきます。この力を東京が示すことで日本を支え、変えてまいります。皆様のご理解とご協力をよろしく願いたします。

最後になりましたが、新しい年が皆様にとって希望に満ちた輝く年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

年頭所感



株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役社長 関 哲 夫

平成 25 年の新春を迎えるにあたり、所感の一端を申し述べて年頭のご挨拶とさせていただきます。

まず、昨年を経済を振り返りますと、わが国の景気は東日本大震災からの復興や、タイの洪水からの挽回生産、エコカー補助金の復活などにより、春頃まで持ち直しの動きを見せました。しかしながら、その後は欧州や中国経済の減速、長引く円高などによる輸出の減少に加えて、エコカー補助金の終了といった政策による押し上げ効果の剥落といった要因等により、国内景気は厳しい状況にあり、先行きの不透明感も強くなっています。中小企業の景況については、当金庫の「中小企業月次景況観測」で見ますと、景況判断指数は平成 24 年 3 月に 48.7 と東日本大震災以前の水準近くまで回復するなど、一時は持ち直しの兆しが見えましたが、その後は一進一退を続けながらも緩やかに低下してきました。

このような環境のもと、商工中金は、東日本大震災からの復旧・復興に取り組む中小企業の皆さまや、円高等の影響により当面の資金繰りに不安を抱える中小企業の皆さまに対し、危機対応業務を中心に、組織をあげてセーフティネット機能の発揮に取り組みました。平成 23 年 5 月より取扱いを開始した東日本大震災復興特別貸付については、3 万 4 千件、1 兆 9 千億円を超え、これらを合わせた危機対応業務全体の累計実績は制度開始以降、11 万 9 千件、7 兆 4 千億円を超える規模となりました。こうした、中小企業の皆さまの資金繰りや経営の安定化へのサポートを通じて、地域の雇用維持・経済の安定に大きく貢献することができました。また、中小企業の皆さまの企業価値向上に向けては、成長戦略総合支援プログラムを活用するなど、全力でサポートしてまいりました。同プログラムは、昨年 10 月に上方修正した「3 年間で 5 千億円の成長マネー供給」という目標に対し、累計実績で 7 千件、4 千億円を超えるなど着実に成果を上げることができました。

本年も先行き不透明な金融・経済環境が続くことが予想されますが、商工中金としては、引き続き皆さまからのご相談に対して、懇切、丁寧かつ迅速な対応に努め、危機対応業務を中心にセーフティネット機能の発揮に全力を挙げて取り組んでまいります。また、お取引先の皆さまが抱える経営課題に対してはその解決に向け、質の高いソリューションを提供するなど、皆さまと一緒にこの難しい局面を克服し、ともに成長してまいりたいと思います。

「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、これまで以上に皆さまから信頼され、お役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいりますので、今後とも格別のご指導とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆さまのご繁栄とご健勝をお祈りいたしましてご挨拶いたします。



全国中小企業団体中央会
会長 鶴田 欣也

明けましておめでとうございます。

震災からの復興や成長分野への産業構造の転換が喫緊の課題となる中、我が国は昨年もデフレからの脱却を果たすことができず、日本経済は大きな岐路に立っています。今年こそ、国の礎である中小企業が報われ、希望の光が燦々と差し込む年としたいものです。

顧みますと、全国中央会の会長に就任して4度目のお正月を迎えることとなりました。最も力を注いできたことは、大きく二つあります。一つは、①中央会の存在価値をアピールすること、もう一つは、②中央会・組合間の情報の共有化を図り、中央会の職員一人一人が生き生きと働けるようにすることです。中央会トップセミナー、中央会事務局長会議の開催、参加型の中央会指導員研修など中央会間の情報の共有化を図るため、各層ごとに幾重にも直接語らう場を設けましたが、今後とも、関係各位の積極的な参画をお願いいたします。全国中央会としても、それをしっかりと受けとめていきます。

「組合絆ルネサンス」の結実に向けて

衆議院解散による予算編成の遅れ等による景気減速、中小企業金融円滑化法の期限到来による資金繰りや消費税の引上げに対する不安、エネルギーの安定供給への危惧など先行きが見えない状況を何としても打開していく必要があります。

新政権には、一日も早く中小企業が再び元気を出して頑張れるような政策展開を何よりも期待するものです。そして、全国の中小企業がどの地域においても組合等連携対策をはじめとする政策支援が受けられるようきめ細かな支援体制が採られることが必要不可欠です。

このような状況下、政府では、小規模企業施策や支援体制を抜本的に強化し、海外展開の更なる支援、下請取引の適正化、事業承継・技能承継、若手・女性層の創業等を推進することとしています。このことは、中小企業組合等中小企業団体が果たすべき役割を高めるものと考えています。

東日本大震災は、中小企業間での復興連携、今後に備えての防災連携など地域市民を巻き込んだ新たな関係性による産業再構築の契機となったのではないのでしょうか。中央会として、絆と共感の中に、そのための仕組み、風土をつくり、日本の未来の可能性を作り出していきたいものです。

この歴史的転換と言える今、中小企業組合等中小企業団体の皆様におかれましても、中小企業の発展のため共に力強く前へと邁進いただきますようお願いいたしますとともに、本年が皆様にとって、忘れられない素晴らしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、年頭に当たってのご挨拶といたします。

平成二十五年 元旦

民法改正と中小企業への影響 —100年ぶりの大改正に向けて

法務省経済関係民刑基本法整備推進本部 参与 内田 貴



1 はじめに

現在、法制審議会で制定以来100年ぶりの民法の大改正に向けた作業が進行しています。改正作業は、2009年の10月に当時の千葉景子法務大臣から法制審議会に諮問がなされて始まりました。諮問は、改正の目標として、民法の「制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする」ということを挙げています。また改正の対象については「国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要がある」と述べています。つまりこの度の改正は、実質は契約法の改正なのです。この諮問を受けて、翌11月に法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、審議が始まりました。約1年半の第1ステージの審議を経て、2011年5月には、改正を論議すべき論点を整理した中間的論点整理を公表し、パブリックコメントの手続がとられました。そして、同年7月から、第2ステージの審議が行われており、今年（2013年）2月に中間試案をとりまとめることをめざして精力的な審議が続けられています。

改正をいつまでに実現するかについては、慎重な審議を行うという趣旨から期限を設けておりませんが、中間試案の内容とそれに対するパブリックコメントの反応等によって、その後の手続に要する時間も決まってくるだろうと思います。

2 改正の目標—2つの課題

諮問で述べられている改正の目標のうち、「社会・経済の変化への対応」は、比較的分かりやすいものです。民法が制定されたのは明治29年（1896年）で今から117年前です。その後日本社会は大きく変化していますので、現代化の必要があることは容易にご理解いただけるだろうと思います。他方で、「国民一般にわかりやすいものとする」ということの具体的内容は、①100年以上の間に蓄積した、確立した判例ルールを明文化すること、②不明確な条文を明確化すること、③条文に書かれていない前提や原則あるいは定義を補う、といったことですが、①はともかく、②や③は制定時から存在した分かりにくさの是正です。つまり、日本の民法は制定時から分かりにくかったのです。いったいなぜなのか。それを説明するためには、民法が制定された経緯をご説明する必要があります。

3 なぜ日本民法は分かりにくいのか

幕末に江戸幕府が結んだ西欧列強との不平等条約を改正することは、明治政府の最大の外交案件でした。そのために、西洋式の近代的な法典の整備と裁判制度の整備が不可欠の条件とされました。日本の民法は、まさにその明治政府の国家プロジェクトの一環として、時の首相伊藤博文を総裁とする法典調査会で起草が進められたものです。条約改正との関係で事実上期限が切られていたため、極めて短期間に作られました。このため、当時最も優れているとされていたフランスの民法典や起草が進んでいたドイツの民法草案をモデルにしつつ、しかし、詳しい規定を全て省いて、極めてシンプルな法典として作られました。条文数はフランスやドイツの半分以下です。しかも、このように近代的な民法典ができたことを西洋列強に示すことが目的でしたので、日本国民が読んで理解することより、西洋の法律家が納得するような内容をめざし、その結果、高度な西洋法学の素養無しには理解できないものとなりました。

このことは起草者自身が認めており、起草者の一人である梅謙次郎が書いた解説書の序文には次のように書かれています。

「予^{おもえ}以為ラク修正民法ハ其文極メテ簡潔能ク法典ノ全般ニ通曉シ泰西ノ法理ヲ研究シタル者ニ非サレハ其解釈誤ナキコトヲ期スヘカラス」

泰西とは当時、western の訳語として用いられていた言葉で、要するに、西洋の法学を研究したものでなければ意味が分からない、と起草者自身言っているわけです。

また、日本で最初の弁護士の一人となり、また中央大学の創設者の一人としても有名な江木衷は、民法の解説書の中で次のように言っています。

「現行民法ハ固ト条約改正ノ必要ニ出テタル急挙。仍ホ過渡ノ法律タルヲ免レス」

「現行民法ノ大半其解シ得ヘカラサルモノアルハ之カ為メナリ」

「現行民法ノ一大改正ヲ必要セシムルノ時。夫レ之ヲ遠キ将来ニ在リトノミ謂ハン耶」

つまり、現行民法は過渡的なもので、大半、その意味が分からず、大改正はそんな遠い将来の話ではないというのですが、彼がこれを書いたのは民法が施行されてまだ8年目のことです。

このような民法ですから、そのままでは裁判ができません。そこで学者が、当時最も優れているとされたドイツの法理論を民法の解釈理論として輸入し、その上に百年にわたって判例が蓄積していきました。その結果、現在の民法のルールは、条文の外に、書かれざるルールとして存在しているのです。つまり、精緻な現代的ルールが判例や学説によって形成されているけれど、法律の条文自体は、百年あまり前に西洋から輸入されたままという状態です。

4 分かりやすい民法—わかりにくさの例

日本民法がどのようにわかりにくいのか、いくつかの例を挙げてご説明します。まず、条文はあるけれど不明確で、ルールがわからないという例を2つ挙げます。

1 錯誤

実際にしばしば問題になる局面ですが、契約を結んだときに、その前提となる事実について誤解があったという場合があります。こういう目的に使えると思って機械を購入したが、実は使えないものだったとか、開発計画があると思って土地を購入したが、開発計画はなかったといった場面です。このような場面で、契約の効力を否定できるかどうかのルールを定めているのが、民法95条の錯誤ですが、そこでは「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする」と書いてあるだけです。「法律行為」というのは契約とほぼ同視してよい概念ですが、「要素に錯誤があったとき」といわれても、意味はわかりません。実は、この概念をめぐる多くの判例・学説の蓄積があり、この条文がどのように適用されるかについて詳細なルールが形成されています。しかし、実際の判断基準は条文に書かれておらず、条文にはヨーロッパの中世以来の難解な概念である要素という言葉がいきなり書かれているだけです。これでは一般国民にとって、禪問答のようなもので、訳がわかりません。

これまで日本の国民は、訳がわからないのは民法というのが素人などには及びもつかないほど奥が深いものだからだと思い込んでいたのだと思います。しかし、取引のルールは、本来、実際に取引を行う人達にとってゲームのルールのようなもので、理解できなければおかしいのです。日本民法がいかに国民の目線に立っていないかがここにも現れています。

2 売買

さらに驚くべき不明確なルールは、売買の基本ルールです。車を買ったけれどブレーキに不具合があったというとき、買主はどのような救済が得られるのか。修理の請求はできるのか。欠陥のない車に代えてくれといえるのか。これは売買契約の目的物に欠陥があったときの売主の責任という最も基本的な問題ですが、その場面を規律するルールが不明確であるため、学説・判例が分かれ、延々と論争を続けている有様です。いまだに、大学では典型的な試験問題の材料になっているほど、条文が不明確なのです。これは異常というほかないでしょう。

3 契約交渉の不当破棄

以上は、条文が不明確な例でしたが、ルールが確立しているのに条文には何も書かれていないという場合も少なくありません。例えば、契約交渉を不当に破棄したときに一定の場合に損害賠償責任が生ずるというルールがあります。これは法律専門家なら皆知っているルールですが、判例で形成されたルールであるため条文には書かれていないのです。

4 継続的契約関係の保護

このほか、ルール形成を判例にゆだねているために、重要なルールが不安定であるという場合もあります。一例を挙げますと、ある農機具のメーカーが北海道での販路を開拓するため、ある会社と販売総代理店契約を結び、代理店は、15年以上営業活動をして販路を開拓してきました。その甲斐あって、販路は拡大し、販売代理店にとっての主力製品となっていました。ところが、メーカーが、代理店契約

を期間満了の3ヶ月前に通知すれば更新を拒絶できる、との契約条項を使って突然更新を拒否してきました。これまで期間1年の代理店契約は何の問題もなく自動更新されてきたにもかかわらずです。このような事例で、裁判所は、やむを得ない事由がなければ契約書通りの更新拒絶はできないと述べて、継続的な契約関係を保護しました。同様な判断をする裁判例は多数あります。これは、日本のように信頼関係をベースとして継続的な取引をする社会に適合的なルールといえると思います。

しかし、条文には根拠がないため、裁判例の中には、契約書の文言通り、合理的な理由の有無を問わずに更新拒絶を認めるものもあります。つまり、企業にとって死活問題ともいえる継続性の保護という重要な場面について、裁判官次第で結論が変わってしまうというのが現状なのです。そこで、多くの裁判例が述べているように、ここで紹介したルールを明文化することは十分考え得る選択肢だろうと思います。

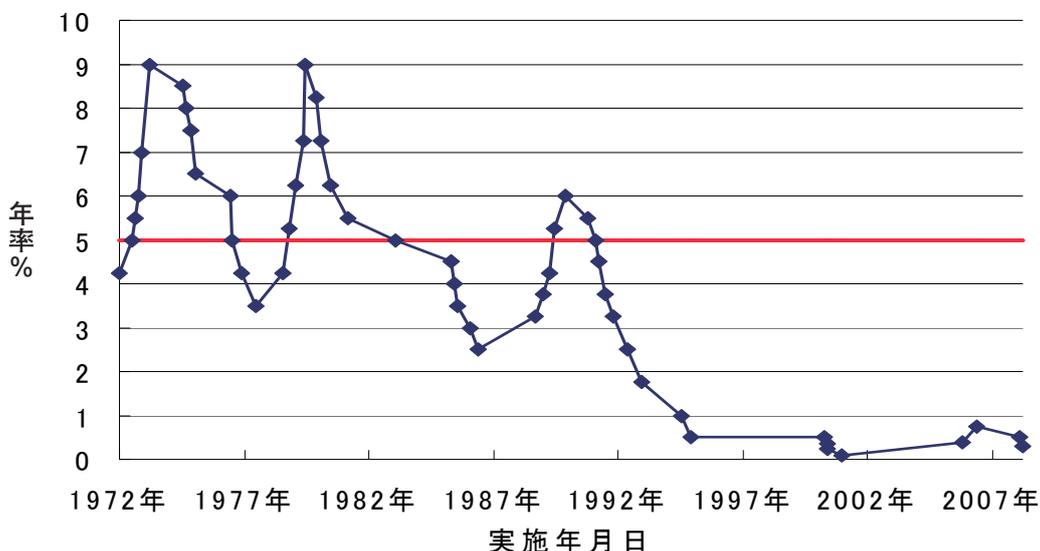
5 社会経済の変化への対応—現代化

1 法定利率

続いて、改正のもう一つの目標である社会経済の変化への対応に関する論点をご紹介します。第1は法定利率です。民法には年5パーセントという法定利率の規定があり、商法には商行為によって生じた債権について年6パーセントという法定利率が規定されています。しかし、これらが現実離れしていることは、今日の市場金利の低さを考えれば明らかです。政策金利の動きをグラフにしてみると、そのことがよく分かります。

民法や商法の法定利率は、19世紀のヨーロッパの立法例を参考にしたと言われますが、今日の成熟した資本主義のもとでの超低金利を全く想定していません。そこで、何らかの変動制の導入も検討課題となっています。変動制というと、細かな数字の利率が頻繁に変わるというイメージを持つ方もおられますが、現在検討対象となっているのは、せいぜい0.5%刻みで年に1回程度変動のチェックをするという、比較的安定的なものです。このようなものと、最近の金利動向のもとでは、何を指標にするかにもよりますが、過去10年ないし15年は変動しません。そのような安定した変動利率の導入が検討されています。

基準貸付利率（従来「公定歩合」と呼ばれていたもの）の推移一覧表



2 約 款

次に約款です。約款は、多数の相手方と画一的な内容で契約するために用いられる契約条項で、現代の取引社会では約款を用いた取引が広範に見られます。しかし、民法に規定はなく、約款が契約内容になるための要件が明らかではありません。これまで判例は、約款によるという当事者の黙示の意思を緩やかに認定して対応してきましたが、ネット取引や新たなサービス契約など、約款の有無や、どこで読めるかがよくわからない契約も増えていますので、必ず黙示の意思があるとはいえません。そこで約款が確実に契約内容に取り込まれるための要件を明示することが求められています。

ところで、海外の法制は、約款についての規律を置くところが多いのですが、そこでは何らかの形で不当条項の規制をしています。これに対して、日本の経済界は、約款の規定を置くと過剰な規制がなされるのではないかと、約款の規律そのものに対して非常に消極的なスタンスです。不当条項の規制というと弱者保護と結びつける嫌いがありますが、必ずしもそうではありません。約款というのは当事者が交渉もしないし読んでもないことが多いのですが、相手の約款で契約をする中小企業は、相手が多数の契約で用いるために使っている約款だから、そんなにひどい条項は含まれていないだろうという漠然とした期待を持っているのではないかと思います。不当条項の規制はこの最低限の合理的な期待を保護するためのものという位置づけも可能ですので、弱者保護というより約款という現代的な契約が安心して使えるための法的インフラと捉えることもできると思います。

6 改正のメリット（その1）—法務コストの削減

では、民法の改正が中小企業にとってどのようなメリットをもたらすのでしょうか。

そもそも、内容がわかりにくく、新しい時代にも対応できていない民法の改正がなぜこれまで要請されてこなかったのでしょうか。歴史のある中小企業の経営者の方々とお話をすると、民法を使って紛争を解決した経験などほとんどないとおっしゃる方が多くおられます。まさに、成長期の日本経済においては、パイはどんどん大きくなっていましたので、取引上の紛争をいちいち法律に照らして裁判で解決するために時間とコストをかけるより、トラブルについては、今回はお宅が泣いてくれ、次回はこちらが泣くから、といってコストを互いに吸収しつつ、継続的な取引を続けていく方がお互いにウィンウィンの結果をもたらし得たのです。このため民法を使って紛争を解決するのは、よほどこじれた例外的な事例に限られる、という感覚だったのではないかと思います。

ところが、経済が成熟期に入って高い成長が望めなくなると、トラブルで一度泣くと、もう二度と市場に戻って来られない恐れもありますから、取引紛争も公正な法的ルールに則ってきちんと解決することが求められるようになります。これが法化社会という言葉で語られる今の時代の特色です。このような時代の空気を政策に吸い上げたのが司法制度改革で、司法制度改革審議会の意見書は、「基本的な法令は、広く国民や内外の利用者にとって、裁判規範としてのみならず行為規範としても、可能な限りわかりやすく、一般にも参照が容易で予測可能性が高く、内外の社会経済情勢に即した適切なものとすべきである」と述べています。この方針に沿って、倒産法や会社法など多くの法律が改正され、あるいは新たに制定されました。今回の民法改正はその、いわば総決算的な位置にある改革です。

このように透明性が高く、わかりやすい契約ルールを持つことは、法務部を持たない中小企業にとって、いちいち専門家にお金を払って聞かなくても基本的なルールは法律を見ればわかるという意味で、メリットがあります。また、本来守られるべき権利が、ルールを知らないために救済を得られない、ということ

は、単なる経済的コストを超えて、正義のコストが生じていると言えます。そのような意味でもわかりやすい民法を持つことは日本社会にとって必要なことであると思います。

これに対して、現状で困っていないから改正は不要だ、という声が根強く存在するのも事実です。いますぐに改正を必要とするような問題は生じていない、というのです。この消極意見は、条文に書かれていないルールについての知識をすべて持っている法律専門家や大企業の法務部でよく聞かれます。民法の条文が古くても、それを大量の解釈理論で補ってこれまで運用しており、その解釈理論を知っている者からすれば、今のままでも困りはしない、というわけです。しかし、法務部を持たない中小企業にとっては、今のままがよいとはとうてい言えないだろうと思います。

7 改正のメリット（その2）—国際的視点

1 国際的視点の重要性

改正のメリットとしてもう一つ最後に強調したいことは、国際的な視点の重要性です。人口が減少に転じた日本で、これから日本経済が生き残っていくためには、市場をアジアへと拡大することは不可避であろうと思います。そうやって市場が拡大していったとき、何が起きるか。関税などの市場の障壁が取り除かれたあとで必ず問題となるのは、国ごとに契約ルールが異なることがもたらすコストやリスクです。

市場の統合で先行しているヨーロッパでは、フランス・ドイツ・イギリスなど異なる契約ルールを持つ国々で構成されていますが、そのことのコストとリスクが問題となっており、現在、契約法の統一に向けた様々な試みが続けられています。こうして契約ルールは、市場の拡大と共に地域的な統合ないし共通化へと動いていくと思われま

す。アジアでも、共通市場が形成されれば、必ず契約法の共通化、つまり内容を揃えていくということが課題になると思います。このような中で、日本の民法は、国際的な評判は必ずしもよくありません。ルールの大部分は判例ルールや解釈理論であって外国からは見えず、ブラックボックスだということです。このような民法では、なかなか国際取引に適用される準拠法として採用されませんし、アジアの共通ルールのモデルにもなり得ません。

これに対して、もし国際的に高い評価を得られるような透明性が高く公正な内容の民法に改正できれば、まず短期的には、中小企業がアジアで国際取引を行う際に、紛争解決に日本民法を準拠法として使うという交渉を後押しすることができます。また中長期的には、アジア市場の共通ルールのモデルとしても評価されるでしょう。

2 アジアの情勢

そのアジアでは、お隣の中国は、社会主義市場経済を導入したあと精力的に民法の内容を構成する単行法を制定する作業をしており、契約法については1999年に世界の様々な契約法の長所を採り入れた現代的な契約法を制定済みです。また韓国は、契約法を含む民法の財産法の全面改正作業を2009年から進めています。他方、東南アジア諸国でも、法整備が進行していますが、とりわけベトナムやカンボジアの法整備には日本が大いに貢献しました。特に、2011年に施行されたカンボジア民法は、日本の民法学者グループが起草したもので、日本の実績をも踏まえた内容のもので、ところが、そのカンボジア民法の母国である日本はというと、条文は19世紀末にヨーロッパから輸入したままで、古色蒼然たるものです。欧米を除けば、近代的な民法の運用実績が最も長い国である日本が、自国の経験をき

ちんと条文に反映させる努力を怠っているために、いまだに日本はヨーロッパから民法を輸入したまま独自の発展の見られない国にしか見えないのです。

このような国際的情勢を見ると、日本民法を現代化し透明性を高めることは、今後の日本のアジア市場戦略とも密接に関わることがおわかりいただけると思います。2011年末に閣議決定された日本再生の基本戦略においては、経済連携の推進や世界の成長力の取り込みという課題との関係で、債権法改正が重点的な施策に取り上げられています。

3 改正のあるべきスタンス

ヨーロッパで契約法が統一されてしまえば、これまで世界の契約法がヨーロッパから輸出されてきたことを考えれば、それがグローバル・スタンダードになることは疑いありません。しかし、契約法のグローバル・スタンダードはまだ形成されていません。現状は、契約法の国際モデルをめぐる、いわば市場競争が行われている段階です。スピード感を持って日本民法を改正し、適切なタイミングで日本から発信すれば、それなりのインパクトを持ちうる段階に、まだあるのです。では、国際的な視点からみたとき、その改正はどのようなスタンスでなされるべきでしょうか。

まず第1に、今回の改正は、日本の裁判実務が形成したルールを発信するというスタンスでなされるべきです。グローバル・スタンダードに合わせる改正ではなく、グローバル・スタンダードの形成に日本が参画するための改正だということです。

第2に、改正に際しては、外から見たルールの透明性を意識すべきです。例えば、国際的にルールを明示するのが標準的な論点は、日本のルールをきちんと明示して発信すべきです。国内の視点だけで議論していると、ともすれば、細かなこと、例外的なことはいちいち書かずに「解釈にゆだねておけばよい」という日本の法律専門家の発想が幅をきかせるのですが、諸外国がルールを明示している論点について、日本では解釈に委ねているというのでは、依然として日本法はブラックボックスにとどまることとなります。

第3に、国際モデルを作るという視点も必要です。日本の改正は、我々が考えている以上にアジアからの視線に晒されています。アジアの専門家達は、国際的な物差しで日本法を見つめ、それがモデルにするに値するかどうかを評価します。そこで求められるのは普遍性の高いルールです。

日本が19世紀末にヨーロッパから輸入した民法は、フランス人やドイツ人が自国のためにつくったものです。それをいきなりアジアの土壌に持ってきても、きちんと根付き運用できたということは、日本の法律家の能力の高さを示すと同時に、やはり輸入されたルールの普遍性の高さをも示しています。日本がこれから発信する契約ルールも、任せておけば柔軟に公平な解決をしてくれる日本の裁判官への信頼に寄りかかったルールではなく、外国でも通用する、普遍性の高いものをめざすべきだと思います。

以上のような観点で改正を実現でき、それが明晰な英語に翻訳され、日本民法の国際的な評価が高まれば、自社の詳細な契約書式を持たずに、民法のルールに寄りかかって取引せざるを得ない中小企業にとって、まさに利益に合致する改正であると思います。

ただ、国際的視点からみた改正の効果は、改正の翌年から目に見えて発揮されるというものではありません。日本の弁護士の国際競争力を高め、日本での国際仲裁にもっと力を入れるなど、様々な施策がパッケージとして展開される必要がありますし、その効果が発揮されるにはある程度の時間を要します。民法改正の利益を最大限享受するのは、もしかしたら次世代の中小企業の方々かもしれません。しかし、一国の民事基本法の在り方を議論する際には、目先の利害だけではなく、やはりこのような長期的な視野に立った制度論も不可欠ではないかと思っています。次世代の日本のために、中小企業の皆様のご理解と積極的なご支援をお願いしたいと思います。



謹賀新年



東京都中小企業共済 協同組合

理事長 飯島 玲光

〒104-0061
中央区銀座2-10-18
TEL:3542-0271 FAX:3542-8410

協同組合関東給食会

理事長 野口 昌孝

〒101-0047
千代田区内神田3-21-6
TEL:3256-6321 FAX:3256-6336

東京都鍍金工業組合

理事長 八幡 順一

〒113-0034
文京区湯島1-11-10
TEL:3814-5621 FAX:3816-6166

スタンダード工業協同組合

理事長 田澤 利也

〒160-0023
新宿区西新宿1-22-1
TEL:3342-0031 FAX:3342-0190

東京都個人タクシー 協同組合

理事長 木村 忠義

〒164-0013
中野区弥生町5-6-6
TEL:3384-1351(代) FAX:3382-2191

ロンプルーフ防水事業 協同組合

理事長 大澤 孝至

〒130-0021
墨田区緑4-15-3
ロンシールビル1階
TEL:5600-4036 FAX:5600-4037

東部電設工業協同組合

理事長 山口 良雄

〒135-0002
江東区住吉2-7-16
TEL:3633-9301 FAX:3633-6047

東京電設資材卸業協同組合

理事長 吉田 康一

〒104-0045
中央区築地3-4-13
電気工事会館3階
TEL:3541-7140 FAX:3546-3838



謹 賀 新 年



関東ボックスカルバート 協同組合

理事長 伊藤 恒 允

〒101-0044
千代田区鍛冶町1-9-11
TEL:5296-7421 FAX:5296-7422

東京室内装飾事業協同組合

理事長 富澤 宏

〒105-0003
港区西新橋1-14-7
山形ビル
TEL:3503-0057 FAX:3503-1477

東日本梱包工業組合

理事長 古賀 あや

〒143-0016
大田区大森北1-1-6
イソーラ大森ビル
TEL:3298-7876 FAX:3298-7878

赤帽首都圏軽自動車運送 協同組合

理事長 本木 英朗

〒111-0053
台東区浅草橋3-8-5
31山京ビル6階
TEL:6240-9600 FAX:5825-0190

関東ゴルフ会員権取引業 協同組合

理事長 大塚 重昭

〒101-0043
千代田区神田富山町1-3
金陽神田ビル5階
TEL:3256-6064 FAX:3256-1235

遊技機運送事業協同組合

理事長 栗原 真

〒110-0015
台東区東上野3-10-10
テックビル2階
TEL:5818-1400 FAX:5818-1488

大田区廃棄物処理協同組合

理事長 西 義雄

〒146-0082
大田区池上6-28-5
TEL:5748-3811 FAX:5748-3812

東京スポーツ用品卸商 協同組合

理事長 須山 武

〒111-0053
台東区浅草橋5-8-6
TEL:3866-7079 FAX:3865-7139



謹賀新年



東京都自転車商協同組合

理事長 新井 茂

〒101-0021
千代田区外神田3-1-8
TEL:3251-8446 FAX:5256-6820

関東プラスチック印刷 協同組合

理事長 大月 正雄

〒110-0005
台東区上野3-20-4
TEL:3832-0928 FAX:3833-6443

社団法人 東京グラフィックサービス工業会

会長 谷 忠明

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町7-16
ニッケイビル
TEL:3667-3771 FAX:3249-0377

東京商業流通協同組合

理事長 高橋 雄豪

〒171-0014
豊島区池袋2-71-6
流通会館
TEL:5952-0811 FAX:5952-8183

江戸川環境保全事業 協同組合

理事長 田口 勝久

〒133-0061
江戸川区篠崎町3-1-11
TEL:3698-3960 FAX:3698-3961

東京和生菓子商工業 協同組合

理事長 細田 治

〒151-0053
渋谷区代々木3-24-3
新宿スリーケービル
TEL:3375-7121 FAX:3375-7136

東京美術商協同組合

理事長 下條 啓一

〒105-0004
港区新橋6-19-15
TEL:3432-0191 FAX:3431-7606

全国パラテックス防水 工事業協同組合

理事長 加藤 和之

〒106-0044
港区東麻布1-9-15
TEL:3582-8226 FAX:3582-8229

高年齢者雇用安定法の改正と今後の課題 ～ 2013年問題と中小企業の取り組み～

株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員 松浦民恵



1 「2013年問題」と高年齢者雇用安定法の改正

2001年から段階的に実施されてきた厚生年金の定額部分の支給開始年齢引き上げ（60歳から65歳へ）が、「2013年」に完了すると同時に、報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げが始まる¹。つまり、2013年以降は、60歳で定年退職した後に継続雇用されなければ、年金支給開始まで年金も賃金もないという事態に陥る。これが世の中で「2013年問題」といわれている問題である。

従来から年金支給開始年齢は、雇用と年金の接続の観点から、高齢者雇用政策の検討においても重要な論点となってきた。厚生年金の定額部分の支給開始年齢引き上げ（60歳から65歳へ）が決まった1994年公的年金制度改正以降の高齢者雇用政策の変遷をみても、60歳定年の法定義務化（1994年法改正、1998年施行）、65歳までの雇用確保措置の努力義務化（2000年）、「定年の引上げ」「定年の定め廃止」「継続雇用制度の導入」のいずれかの65歳までの雇用確保措置の段階的義務化（2004年法改正、2006年施行）というように、高年齢者雇用安定法（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」、以下同様）の改正が進められてきた（図表1）。

ただし、2004年の高年齢者雇用安定法の改正においては、労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を継続雇用制度の対象とせず、基準該当者のみを継続雇用することが認められていた。そこで、前述の「2013年問題」を回避するため、希望者全員を継続雇用制度の対象とするように高年齢者雇用安定法が改正され、この改正法が2013年4月より施行されることとなった。

今回の高年齢者雇用安定法改正のポイントは以下の4点である。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大（高齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大）
3. 義務違反（勧告に従わない）企業に対する公表規定の導入
4. 「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し等（雇用機会増大の目標の対象となる高齢者を65歳以上まで拡大）

2012年11月9日には、高齢者を雇用するグループ企業の詳細等を定めた省令²、高齢者の職業安定のための施策や事業主が行うべき条件整備等を定めた基本方針³、継続雇用の例外⁴や経過措置⁵等を定めた指針⁶も公表された（詳細は厚生労働省HP（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html）を参照されたい）。企業は、高年齢者雇用安定法の改正点を十分理解したうえで、対応に向けた準備を進める必要がある。

図表 1：年金支給開始年齢と高年齢者雇用安定法の改正の変遷

年金支給開始年齢	高年齢者雇用安定法の改正
1994年改正：厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ（2001年～2013年にかけて引き上げ）	1994年：60歳定年の義務化／1998年施行
1999年改正：厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ（2013年～2025年にかけて）	2000年：65歳までの雇用確保措置の努力義務化
	2004年：65歳までの雇用確保措置の段階的義務化／2006年施行
	2012年：希望者全員の継続雇用／2013年施行

注：年金支給開始年齢のタイミングは男性に関する記述。
資料：各種資料より筆者作成。

2 「2013年問題」と高年齢者雇用安定法改正の影響

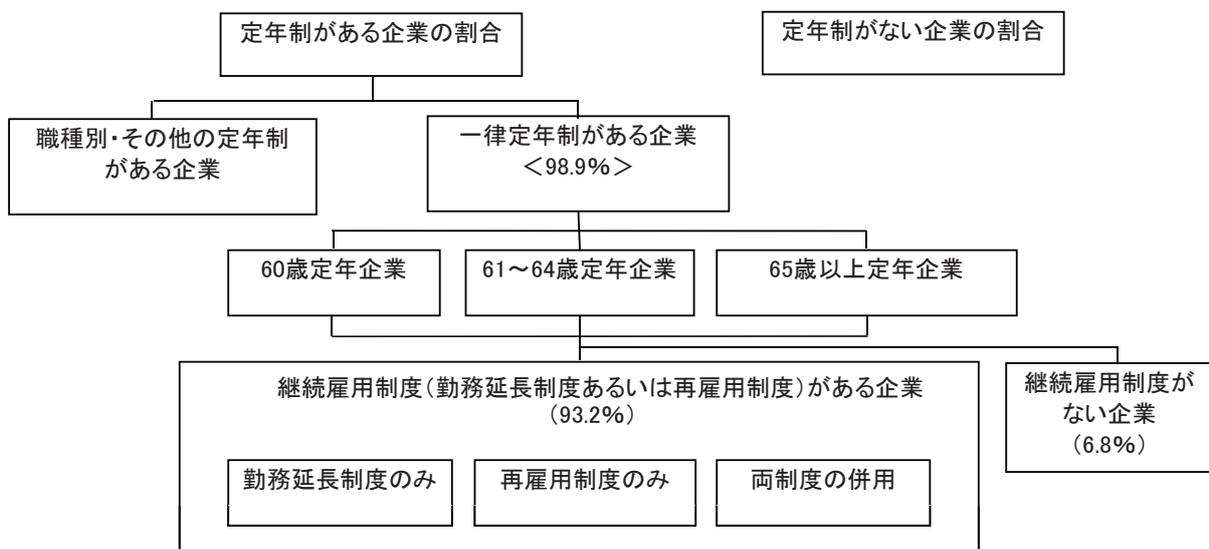
「2013年問題」や高年齢者雇用安定法改正は、企業における高齢者雇用にどのような影響を与えるのだろうか。この点について考える前に、まずは60歳以上の高齢者雇用の現状を概観しておきたい。

厚生労働省「2011年就労条件総合調査」によると、一律定年制を実施している企業は98.9%を占め、そのうち82.2%が60歳定年制を、93.2%が継続雇用制度（勤務延長制度あるいは再雇用制度）を採用している（図表2）。

このように、60歳定年の後に再雇用するという、法が求める範囲の最低限の対応を多くの企業がとる背景には、①厳しい解雇規制のもとで定年の延長や廃止を行うと、人員調整の余地がさらに狭められる、②賃金の年功的な運用のもとで定年を延長・廃止すれば、高コストの従業員の増加に直結する、といった事情がある。

前述のとおり従来の継続雇用制度においては、希望者全員ではなく、基準該当者のみを継続雇用することが認められてきた。では、実際どの程度の企業が基準該当者のみの継続雇用を実施し、どの程度の定年退職者が継続雇用の対象から外されていたのだろうか。

図表 2：定年制と継続雇用制度の現状

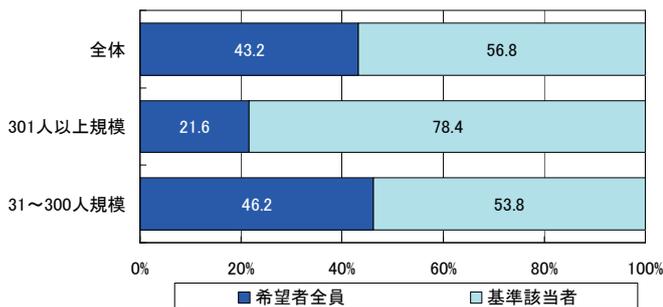


資料：厚生労働省「2011年就労条件総合調査」より。

厚生労働省の「平成 23 年『高齢者の雇用状況』集計結果」によると、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業⁷ (109,334 社)のうち、労使協定で定めた基準該当者のみを継続雇用制度の対象としている企業は、31～300人規模では 53.8%、301人以上規模では 78.4%となっている(図表 3)。一方、過去 1 年間の定年到達者 43 万 5 千人の内訳をみると、継続雇用者が 73.6%を占める。継続雇用を希望しない者も 24.6%みられるが、基準非該当離職者は定年到達者の 1.8%にすぎない(図表 4)。

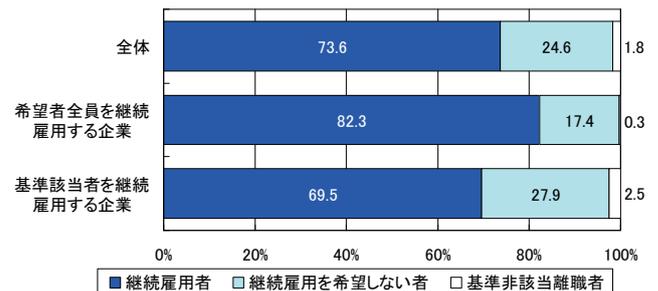
これらのデータをみる限り、少なくとも人数規模の面では、高齢者雇用安定法の改正によって基準該当者を雇用しなければならなくなる影響よりも、従来は継続雇用を希望しなかった層⁸が、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げによって継続雇用を希望するようになる影響のほうが、企業にとってはより大きいといえそうである⁹。

図表 3：継続雇用制度の内訳



資料:厚生労働省「平成 23 年『高齢者の雇用状況』集計結果」より。

図表 4：定年到達者の動向



資料:厚生労働省「平成 23 年『高齢者の雇用状況』集計結果」より。

3 これまでの高齢者の活用の実態～中小企業の取り組みに焦点を当てて

これまで高齢者は、企業のなかでどのように活用されてきたのだろうか。本稿の読者には中小企業の方が多いため、ここでは中小企業に焦点を当てながら、高齢者の労働条件等を概観したい。

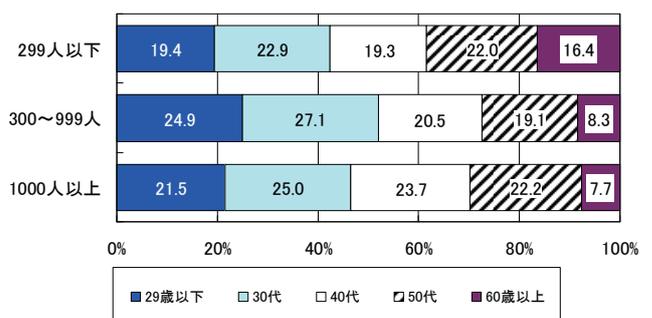
まず、規模別に 60 歳以上の従業員の割合をみると、1000 人以上では 7.7%であるのに対し、299 人以下では 16.4%にのぼり、従来から中小企業で高齢者が積極的に活用されてきた様子がみてとれる(図表 5)。

次に、高齢者の労働条件についてみていきたい。

図表 6 は、60 代前半の継続雇用者の賃金水準の決定にあたって、どのような点を考慮しているかをたずねた結果である。「定年到達前の従業員」には、定年制がない企業もしくは、定年年齢を 60 歳より高い年齢に設定している企業の、定年到達前の従業員が含まれる。一方、「定年到達後の継続雇用制度によって雇用されている従業員」には、60 歳定年等の後、再雇用等によって継続雇用されている従業員が含まれる。

299 人以下の企業についてみると、「定年到達前の従業員」については「担当する職務の市場賃金・相場」「業界他社の状況」「60 歳到達時の賃金」が上位 3 位だが、「定年到達後の継続雇用制度によって雇用されている従業員」については「60 歳到達時の賃金」(40.9%)、「高齢者雇用継続給付の受給状況」(24.2%)、「在

図表 5：規模別にみた従業員の年齢構成



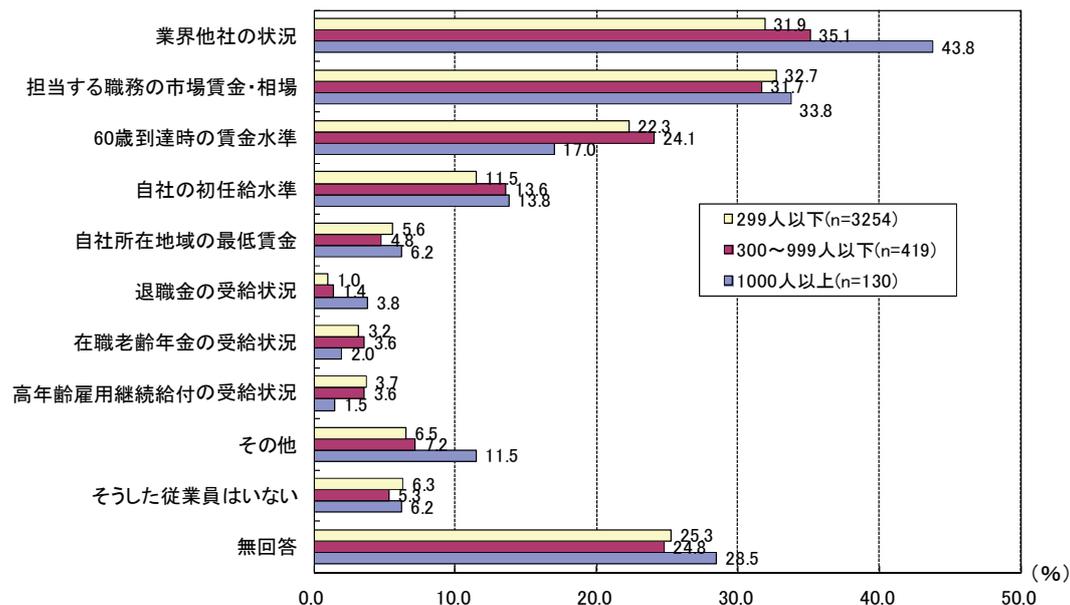
注：1000 人以上には、官公庁やその他の法人・団体等を含む。

資料：総務省「平成 19 年就業構造基本調査」より。

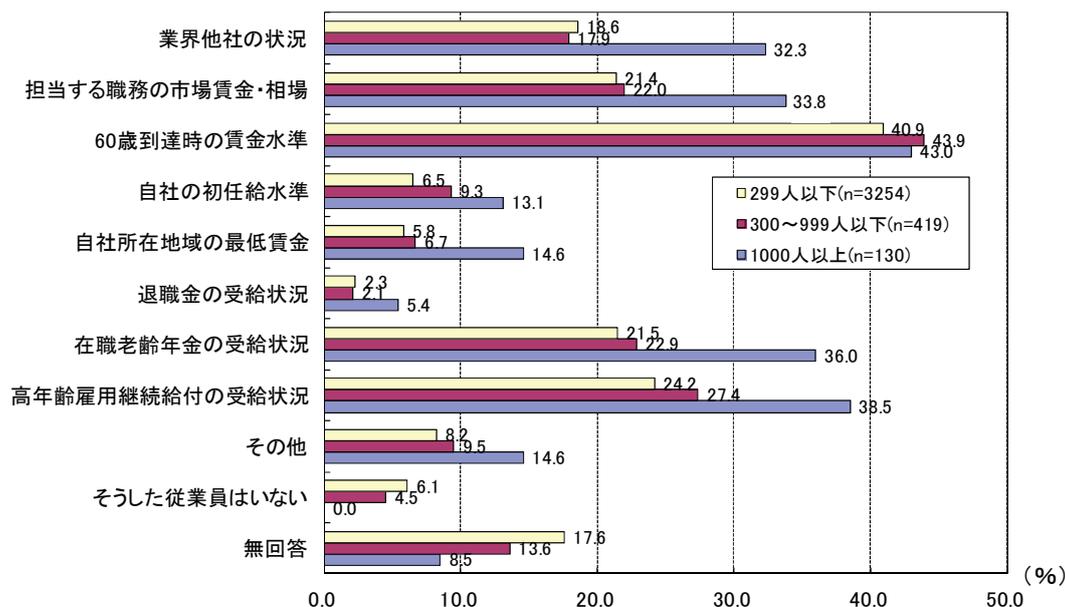
職老齢年金の受給状況」(21.5%)が上位3位となっている。つまり、特に継続雇用制度による60代前半の賃金水準の決定に対し、雇用保険から支給される高年齢雇用継続給付¹⁰や厚生年金(在職老齢年金)が大きな影響を与えてきたことがわかる。そうだとすると、今後、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられることに伴って、企業は60代前半の賃金水準を見直す必要が出てくることになる。ちなみに1000人以上の企業について、「定年到達後の継続雇用制度によって雇用されている従業員」に関する回答結果をみても、上位3位は299名以下の企業と同様だが、特に「高年齢雇用継続給付の受給状況」「在職老齢年金の受給状況」の回答割合がより高くなっている(各38.5%、36.0%)。

図表6：60代前半の継続雇用者の賃金水準決定の際に考慮している点(複数回答)

【定年到達前の従業員】



【定年到達後の継続雇用制度によって雇用されている従業員】

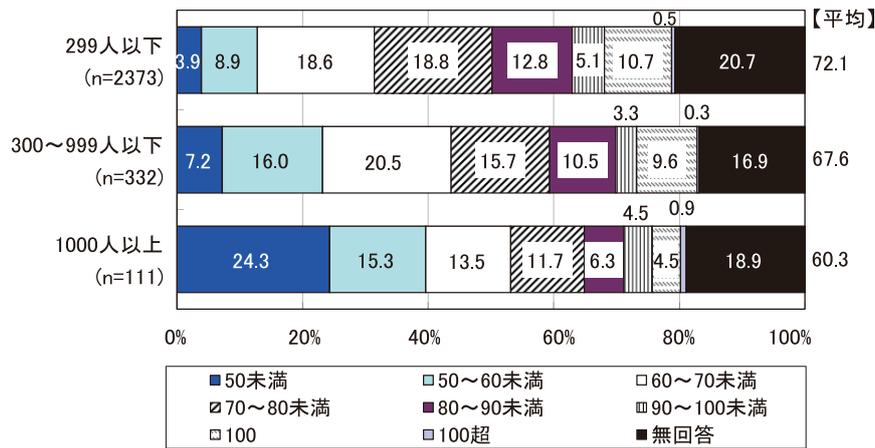


注1：全国の従業員数50人以上の民間企業15,000社を対象として、2008年8月から9月にかけて実施された郵送調査。有効回収数は3,867社(有効回収率25.8%)。以下同様。

注2：定年到達前の従業員には、定年制度がない企業の従業員の場合も含む。

資料：労働政策研究・研修機構「高齢者の雇用・採用に関する調査」(JILPT調査シリーズNo.67、2010年6月)より。

図表7：60代前半・フルタイムの継続雇用者の61歳時点の平均的な賃金水準（60歳直前の水準を100とした場合）



注：60歳代前半・フルタイム勤務の継続雇用者がいる企業について。

資料：労働政策研究・研修機構「高齢者の雇用・採用に関する調査」（JILPT調査シリーズ No.67、2010年6月）より。

次に、60代前半・フルタイムの継続雇用者について、60歳直前の賃金水準を100として、61歳時点の平均的な賃金水準をみると、299人以下の企業では平均72.1、1000人以上の企業では平均60.3となっている（図表7）。

一方、同じ調査で60代前半の継続雇用者の配置についてみると、勤務場所については「通常、60歳ごろと同じ事業所で、同じ部署」が、仕事内容については「通常、60歳ごろと仕事内容を継続」が、いずれの規模も8割前後を占める（図表8）。

つまり、60歳前後で勤務場所や仕事内容が変更されていないにもかかわらず、賃金水準については年金等が考慮されて6～7割程度に減額されているというのが、高齢者の活用の実態だといえる。

ところで、賃金水準は就業満足度を高めるうえで非常に重要だが、高齢者の就業満足度を規定するのは賃金水準だけではない。高齢者の就業ニーズに合わせて多様な働き方を用意することによっても、高齢者の就業満足度を高められる可能性はある。

そこで、60代前半の継続雇用者の週所定労働時間をみてみると、1000人以上では40.8%の企業で「フルタイム勤務の4分の3程度」、25.0%の企業で「フルタイム勤務の2分の1程度」の働き方が用意されているが、299人以下ではこれらの働き方を実施している企業が各16.3%、5.8%にとどまっている（図表9）。

中小企業では、賃金カーブが大企業ほど年功的でないこともあって、60歳を境とする賃金の低下幅は少ないが、60代前半の多様な働き方の整備という面では、大企業のほうが進んでいるように見える。

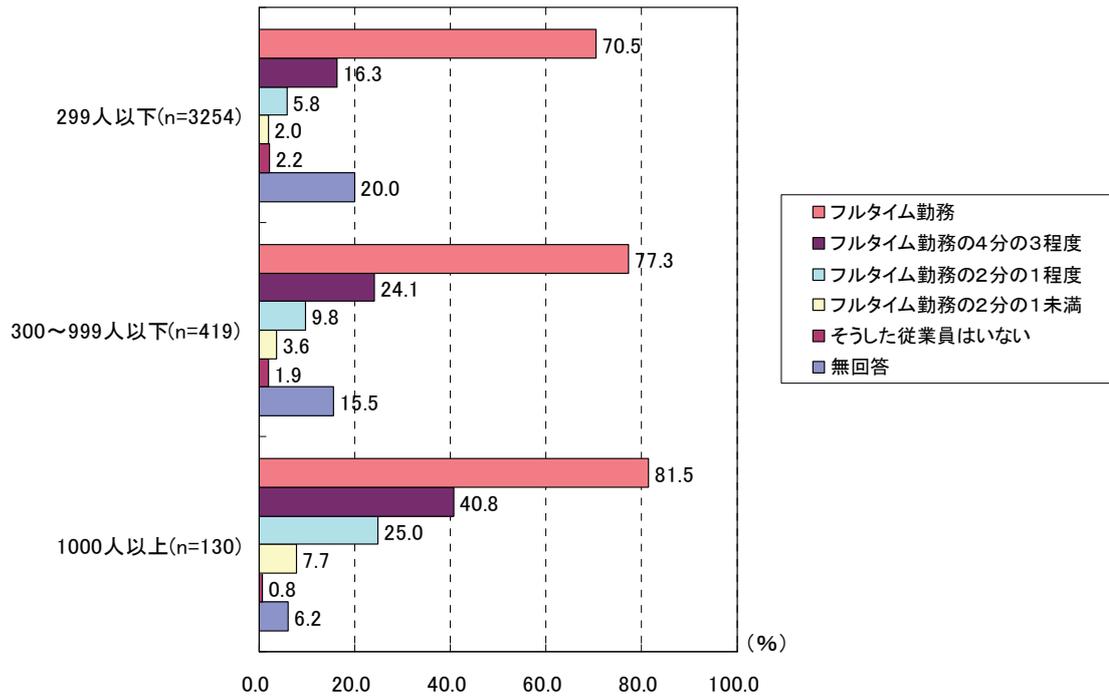
図表8：60代前半の継続雇用者の配置

(%)

	調査数	勤務場所						仕事内容			
		通常、60歳ごろと同じ事業所で、同じ部署	通常、60歳ごろと同じ事業所で、異なる部署	通常、60歳ごろと異なる事業所	密接な関係のある子会社・関連会社	その他	無回答	通常、60歳ごろと仕事内容を継続	通常、60歳ごろとは異なる仕事内容	左記のどちらとも言えない	無回答
299人以下	3254	83.9	2.9	0.7	0.5	1.6	10.4	80.3	3.0	6.1	10.6
300～999人以下	419	84.0	4.8	1.2	1.2	1.9	6.9	78.0	5.7	9.8	6.4
1000人以上	130	81.5	6.2	5.0	1.0	1.0	6.2	76.9	8.5	10.0	4.6

資料：労働政策研究・研修機構「高齢者の雇用・採用に関する調査」（JILPT調査シリーズ No.67、2010年6月）より。

図表9：60代前半の継続雇用者の週所定労働時間（複数回答）



注：定年到達後、継続雇用制度によって雇用されている従業員について。

資料：労働政策研究・研修機構「高齢者の雇用・採用に関する調査」(JILPT 調査シリーズ No.67、2010年6月)より。

4 これからの高齢者の活用のあり方～「ほどほど」の関係から「本気」の関係へ

これまで多くの企業は、60歳を境に年収水準を6～7割程度に低下させる形で、高齢者の雇用の継続、活用を図ってきた。また、高齢者のほうも、定年後に年収水準が下がることに対する不満よりも、年金を受給しながら働き続けられることに対する満足のほうが大きかった面があり、高齢者の就業満足度は現役世代に比べて高いといわれてきた。

つまり、これまでの企業と高齢者の関係は、企業が「ほどほど」の労働条件を提示するかわりに、高齢者も「ほどほど」に働くことが許容されるという、「ほどほど」の関係だったといえる。

しかしながら、今後、継続雇用希望者の増加、定年と同時に厚生年金を受給できなくなることによる高齢者の不満の顕在化が想定されるなかで、企業と高齢者がこれまでの「ほどほど」の関係を続けていくことは困難になってくると考えられる。つまり、企業は「本気」で高齢者を活用し、高齢者も「本気」で生産性を向上させるという、「本気」の関係に変えていくことが必要となってくる。

企業と高齢者の関係を「ほどほど」から「本気」の関係に変えていくうえでは、定年の延長もしくは廃止が一つの選択肢となろう。しかしながら、賃金の年功的運用のもとでは、定年の延長や廃止は人件費の増加に直結することになる。また、企業が高齢者に対して、活躍できる仕事や環境を提供できなければ、定年の延長や廃止は、活躍できない人員を増加させることにつながる。つまり、企業が定年の延長もしくは廃止を選択するためには、自社の社員の中期的な年齢構成の変遷を考慮のうえ、①年功的な賃金の運用を見直し、高齢者雇用が人件費の増加に直結しないような処遇体系を構築すること、②高齢者が活躍できるような仕事や環境を提供すること、が不可欠となる。

一方、このような処遇体系の構築や、仕事や環境の整備が難しい企業は、60歳定年の後に再雇用を行うという、従来のスキームを堅持せざるを得ない。ただし、そのような企業についても、再雇用の際に高

齢者の労働条件を一律的に決定するのではなく、高齢者の意欲や能力に応じて、所定労働時間の短縮等を含む多様な働き方を用意し、既存のスキームのなかで高齢者をより効果的に活用するための努力をすべきだろう。

厳しい経営環境下、企業は、「本気」で高齢者の人件費効率化とモチベーションの維持・向上の二兎を追わねばならない。人件費の制約があるなかで、高齢者に対しても、仕事・役割・貢献度などに応じたメリハリある労働条件を設計する必要がある。

結果として、仕事・役割・貢献度の高い高齢者はこれまでより年収が上昇するかもしれないが、そうでない場合にはこれまでよりさらに年収が低下する可能性もある。高齢になっても活躍し続けられる人材になるために、若い頃からの中長期的な能力開発やキャリア形成がより重要になってくるだろう。企業による支援も期待されるところだが、従業員も自身の能力開発やキャリア形成に「本気」で取り組んでいく必要がある。2013年は、企業にとっても従業員にとっても、高齢者雇用のまさに正念場だといえよう。

脚 注

- 1 いずれも男性の場合。2025年に完了予定。
- 2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令154号）。
- 3 高年齢者等職業安定対策基本方針（平成24年厚生労働省告示第559号）。
- 4 心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く）に該当する場合には、継続雇用しないことが認められている。
- 5 改正法施行の際、既に労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、基準対象者の年齢を2025年3月31日まで段階的に引き上げながら当該基準を適用できる。
- 6 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成24年厚生労働省告示第560号）。
- 7 「定年の引上げ」「定年の定め廃止」「継続雇用制度の導入」のいずれかの雇用確保措置を実施済みの企業は95.7%で、このうち「継続雇用制度の導入」が82.6%を占める。
- 8 この中にも基準非該当者が含まれている可能性はある。
- 9 改正法施行後は、継続雇用の基準設定によって、継続雇用希望者の増加に対処することもできなくなる。
- 10 65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的として、雇用保険から支給される給付。60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で、働き続ける60歳以上65歳未満で、一定の要件を満たす人に支給される。



謹賀新年



関東グラビア協同組合

理事長 田口 薫

〒130-0002
墨田区業平1-21-9
あさひ墨田ビル2階
TEL:3622-1895 FAX:3622-1814

東京文紙事務器卸協同組合

理事長 原田 政樹

〒111-8611
台東区柳橋1-2-10
東京文具共和会館7階
TEL:3861-4981 FAX:3861-5246

日個連事業協同組合

理事長 伊藤 博敏

〒170-0005
豊島区南大塚1-2-12
TEL:5976-9177 FAX:3947-1520

東京屋外広告美術協同組合

理事長 萩尾 孝之

〒130-0014
墨田区亀沢1-17-14
TEL:3626-2251 FAX:3626-2255

東京都麺業連合協同組合

理事長 本橋 助治

〒151-0064
渋谷区上原3-44-9
TEL:3469-8451 FAX:3469-3843

朝日新聞販売協同組合

理事長 小倉 真寿雄

〒104-0045
中央区築地4-5-14
TEL:3544-1651 FAX:3544-0841

東京都碎石工業組合

理事長 金森 芳男

〒190-0012
立川市曙町2-26-10
TEL:042-527-8881 FAX:042-528-0134

関東通信事業協同組合

理事長 鮫島 宗明

〒105-0001
港区虎ノ門1-19-9
TEL:3508-0566 FAX:3508-0567



謹賀新年



東京写真製版工業協同組合

理事長 富 永 久 三

〒101-0061
千代田区三崎町2-10-11
TEL:3261-1117 FAX:3261-1119

東京都牛乳商業組合

理事長 渡 邊 佳三郎

〒101-0035
千代田区神田紺屋町29
神田ISビル3階
TEL:5295-3721 FAX:5295-3724

東京和服裁縫協同組合

理事長 鈿 持 博

〒162-0063
新宿区市ヶ谷薬王寺町53-1
薬王寺ニューハイツ203号
TEL:3358-0505 FAX:3358-0507

東京都環境衛生事業 協同組合

理事長 宇田川 猛 彦

〒102-0073
千代田区九段北1-6-4
TEL:3288-0109 FAX:3288-0131

東京スポーツ用品工業 協同組合

理事長 北 岡 功

〒111-0053
台東区浅草橋5-8-6
TEL:3863-3851 FAX:3863-6725

東京金属印刷工業協同組合

理事長 中 田 正 和

〒130-0002
墨田区業平1-2-6
本所ビル2階
TEL:3626-2411 FAX:3626-2502

東京都書店商業組合

理事長 大 橋 信 夫

〒101-0062
千代田区神田駿河台1-2
TEL:3291-0853(代) FAX:3294-7230

日本冷凍機工業協同組合

理事長 井 上 寛

〒101-0035
千代田区神田紺屋町27
国際神田ビル
TEL:3256-5019 FAX:3256-5026



謹 賀 新 年



東京廃棄物事業協同組合

理事長 豊城 勇一

〒169-0075
新宿区高田馬場1-28-10
三慶ビル5階
TEL:3232-6249 FAX:3232-7004

東京薬業卸協同組合

理事長 伊藤 俊輔

〒101-0036
千代田区神田北乗物町9
TEL:3254-3087 FAX:5256-6734

東京卸服飾手芸卸協同組合

理事長 千代田 達英

〒103-0004
中央区東日本橋3-12-11
リブラ東日本橋VIビル3階
TEL:3661-5717 FAX:3662-5986

東京ガス風呂販売店 協同組合

理事長 大津 富男

〒101-0021
千代田区外神田2-10-3
TEL:3253-0225 FAX:3253-0704

東京都板硝子商工協同組合

理事長 永島 光男

〒103-0007
中央区日本橋浜町2-38-9
TEL:5641-3490 FAX:5641-3493

東京中小企業経友会事業 協同組合

理事長 宗村 秀夫

〒104-0028
中央区八重洲2-10-12
国際興業第二ビル6階
TEL:3243-1551 FAX:3243-1553

協同組合 東京都写真館協会

理事長 河村 好朗

〒160-0004
新宿区四谷1-7
日本写真会館3階
TEL:3358-5190 FAX:3358-5215

東京都環境保全協同組合

理事長 武藤 猛

〒104-0061
中央区銀座1-27-8
セントラルビル1002
TEL:3538-0422 FAX:3538-0423

中小企業経営に活かす ドラッカー流マネジメント

アイオー総合研究所 所長 今成 淳



はじめに ～誰にとっても役立つ「ドラッカーのマネジメント」～

「もしドラ」(岩崎夏海著 ダイアモンド社刊)が270万部という大ヒットとなり、「ドラッカー」は誰もが知る名前になりました。多くの方がドラッカー教授の著作をお読みになったことでしょう。

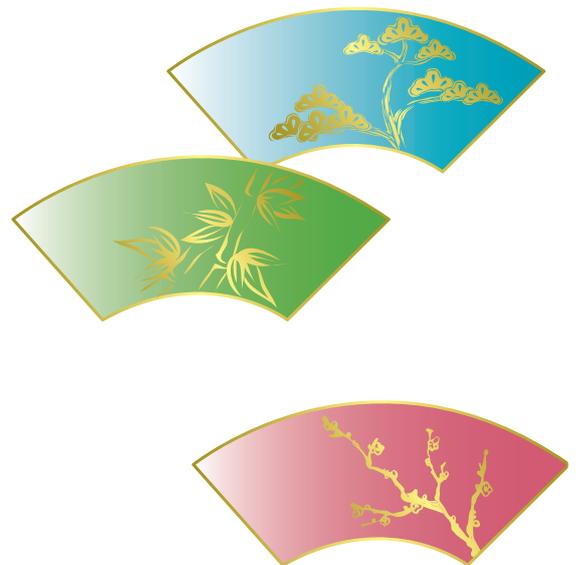
ドラッカー教授は、自身が「成功している企業や組織」から学んだことを、「全ての人や組織が活用できるよう」に表わしました。そのため、教授の著作は半世紀以上にわたり、多くの経営者やリーダー、組織で活躍する人たちに読まれ続け、「マネジメントの父」と呼ばれるようになったのです。それは大企業だけのものではありません。インターネットを使って自宅で販売業を営んでいる個人、自宅兼店舗で営業されている事業者、あるいは趣味の会を運営している人であっても活用すべきものです。皆、お客様や従業員、周りの人と関わりながら仕事をしています。そのような関わりの中で「何かを成功させたい」と思う全ての人が行うべきもの、それがドラッカー教授のマネジメントです。

以下では、ドラッカー教授のマネジメントの中でも、中心になっている考えについて触れてみることにしましょう。

事業を永遠に成功させることは可能なのか？

誰でも、自分が行っている事業や仕事はずっと続いて欲しいと思います。「子や孫の代になっても上手くいって欲しい」と思うのは当然です。実際、何十年という間、黒字経営を続けている企業があります。そのような企業を見ると、「事業を永遠に成功させ続けることも可能なのではないか」と思います。しかし現実には成功したとしても一時で、多くの企業や事業者が厳しい状況に追い込まれ、倒産や廃業を余儀なくされています。何十年も黒字経営を続けているところは少数派です。とすると、自分たちもいずれ倒産や廃業に追い込まれてしまうのでしょうか？成功し続ける少数派と、それ以外の多数派に分かれるのはなぜでしょうか？

ドラッカー教授は、「事業の目的は顧客の創造である」と言います。「顧客を創造し続けることができれば、成功し続けることができる」のです。



◆ 開業時に「顧客の創造」に取り組んだAさん

Aさんは、長年の夢であった飲食店を独立開業することになりました。しかし、顧客が来てくれるかどうか不安でした。そこで、「多くの顧客に来てもらいたい」と思い、開店サービスを企画してチラシを配りました。店の外観も工夫しました。味には自信がありましたが、ここにしかないオリジナルメニューもつくりました。…

Aさんは「出来ることは何でも行った」と言います。その甲斐があり、開業時の来店客は目標を超え、その後も順調にいらっているようです。

お店を開店される時、あるいは事業や仕事を新たに始める時には「顧客が来てくれるだろうか」「仕事に来るだろうか」と、とても心配になります。そのためAさんのように、いろいろな工夫や努力を行ないます。その結果、顧客が来店してくれたり、仕事ももらえるようになります。工夫や努力が「顧客の創造」を実現するのです。きっと皆様にも、そのようにして成功して来られた歴史があるはずですが、しかし、「そのような工夫や努力を行なうのは最初だけではなく、継続して行うことが必要だ」とドラッカー教授は言っているのです。

≡ 世の中は変化し、事業は古くなる

世の中は日々変化しています。少しずつ変化し続け、気がついたら大きく変わっています。例えば、現在は多くの方がペットボトルの水を購入して飲んでいますが。しかし以前は「日本では安全で安い水道があるから水は売れない」のが常識とされていました。いつの間にか常識が変わったのです。

少子高齢化の波は着実に訪れています。「それがどのような影響を及ぼすか」は事業によって様々ですが、すでに影響が現れ始めています。売れるものが変わったり、使用する頻度や時間帯、お金の使い方等に変化が現れ始めています。そのような変化は、これからもっと大きくなるはずです。

また、大きな変化が押し寄せることもあります。「省エネ製品」や「環境にやさしいもの」が、突然売れるようになりました。為替や海外の出来事が大きな影響をもたらします。頼りになるはずだった企業や店舗が撤退してしまうこともあります。

競争相手も次々と現れます。大手企業による事業やフランチャイズ、インターネット上の競争相手などが、新しいサービスや製品を携えて現われます。グローバル化の進展によって、そのような動きはますます激しくなっていくでしょう。

このような変化のため、今まで成功していた事業であっても、新たな工夫や改善をせずに留まっていると、顧客はすぐにはなくなってしまいます。ドラッカー教授は「全てのものは古くなる」と言い、古くなったものを捨ててこれから成功するものに取り組むことを強く勧めています。

成功した時の状態を守り続けるのではなく、古くならないような新たな工夫や改善が必要だということです。成功したからと言って、同じことを同じように続けていけば、いずれ価値が下がってしまうのです。「倒産や廃業せざるを得なくなった企業」も、多くの場合、以前は成功していました。ただ、「成功した時の状態を守っていれば、成功し続けることが出来る」と考えてしまったために、古くなったことに気づかず、経営が苦しくなってしまったのです。「これではいけない」と思った時には資金的な余裕も無くなっています。イチかバチかでチャレンジしても、ほとんどの場合失敗に終わります。そうして倒産や廃業をせざるを得なくなってしまうのです。

◆ 危機を乗り越えたBさん

Bさんは小売店を経営していました。店は大規模店舗の近くにあり、そこに来る顧客が寄ってくれることで、安定した業績をあげることができていました。しかしある時、大規模店舗が業績悪化を理由に閉店してしまったのです。店の前を通る人もめっきり減り、売上は大幅ダウンになってしまいました。

Bさんは、今更ながら「自分の店を目当てに来てくれていた顧客がいかに少なかったか」を思い知らされました。これまでは「店をいつも通りに開ければ顧客は来てくれる」と甘く考えていたのです。しかし、後悔していても仕方ありません。そこでBさんは顧客に来てもらうために「考えられる全てのこと」を行いました。インターネット上で販売を始めました。店の周りをきれいにし、明るく華やかな雰囲気を作ろうと努力しました。手製のチラシを配り、店では小さな催しを行いました。品揃えでは、「他ではなかなか手に入らないもの」を揃えるように努力しました。顧客に「少し遠くてもあの店で購入しよう」と思ってもらうための「理由」が必要だったからです。

そのような努力も、しばらくの間はあまり効果がありませんでした。それでも諦めるわけにいかないBさんは、「行ってきた全てをもっと良いものに」と工夫と改善を積み重ねていったのです。顧客が少しずつ増えてきたのは、半年を過ぎてからでした。顧客がお店を紹介してくれたり、評判を聞いて遠くから来てくれる人も現れ始めました。さらに一年を過ぎた頃には、以前の業績を取り戻すまでになりました。しかしBさんは、「そこで安心して同じことを続けていると、またあの時の二の舞になる」と思い、新しいアイディアを出してチャレンジし続けています。顧客も来店するのを楽しみにしてくれているようです。店は一店舗ですがアルバイトの方を雇って頑張っています。売上は以前よりもかなり大きくなりました。

Bさんは「仕事が前よりも楽しくなった」と言います。「上手いかないこともあるけれど、その分上手くいった時にはうれしいですし、顧客から感謝や喜びの言葉を聞いたり、それを皆と分かち合えることがなによりうれしい」と言っています。

● 「少数派」と「多数派」を分ける理由

Bさんが成功できたのは運が良かったのかもしれません。後追いの対策は、間に合わずに資金が枯渇してしまうことが多いものです。しかし、危機を脱出できたBさんは成功し続けることができるかもしれません。なぜなら、「現状に安住することなく、工夫や改善、変化を積み重ねる」ということを、毎日の仕事の中で行い続けているからです。これが「成功し続ける少数派」と「いずれ倒産や廃業に見舞われてしまう多数派」を分ける理由です。「仕事を真面目に行っているかどうか」ではありません。誰もが仕事を真面目に行っているのです。

「成功し続ける少数派」は、常に改善や改良、工夫や新たな取り組みといった努力を重ね、自分たちを「顧客から見て価値や魅力のある存在」にし続けています。「顧客の創造に取り組んでいる」のです。

一方の「多数派」は、一度成功したことに安心してしまい、事業が古くなったことに気づかず、顧客にとって「価値や魅力の無い存在」になってしまうのです。

「少数派」と「多数派」を分けるものは、「顧客にこれまで以上の満足を与えることを目指して、常に新たな工夫や努力を行ない続けているかどうか」「顧客の創造をし続けているかどうか」なのです。

◆ 現状維持を願ったCさん

Cさんは一人で仕事をしている職人でした。継いでくれる子供もいなかったので、「夫婦が生活していけるよう、今の仕事を維持できれば…」というのがCさんの願いでした。そのため、新しい取引先を増やしたり、新たな設備を導入するようなことは行いませんでした。ただ、受けた仕事は手を抜くことなく、誠実に続けていこうと考え、そのように行ってきたのです。

ところが最近、Cさんに仕事を依頼してくれていた取引先の仕事が減ってしまいました。このままでは、Cさんの収入は激減してしまいます。しかし、今さら新しい取引先を探したり、設備を導入するのも無理な話です。Cさんとしては、「仕事がある間だけでも今の仕事を続けていく」という「将来に大きな不安を残す選択肢」しか残っていませんでした。

仕事や事業は、「成功を目指して工夫や新たな努力を行なった結果、業績としては現状維持だった」ということは起こりますが、「現状維持を目指して同じことを続けてきた」時には必ず衰退を迎えます。

以前に比べて、何が、どのくらい変わっていますか？それが成果に表れていますか？

あなたの事業やあなたの仕事はいかがですか？3年前に比べて何が、どのくらい変わっていますか？新しい製品やサービス、工夫はどれだけありますか？古くなったので止めたことは何ですか？お客様や取引先の人から「良くなったね」と言われるところがありますか？

もしもそのようなものが無く、業績も「維持するのも難しい」という状況であれば、要注意です。

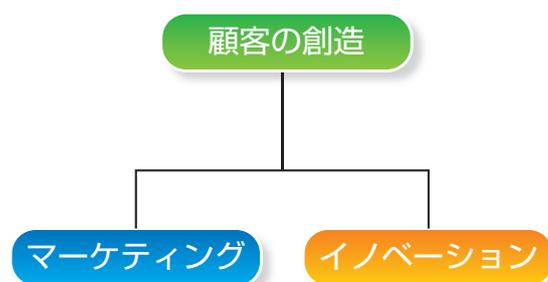
≡ どんな工夫や取り組みを行なうべきか

では、「改善や改良、工夫や新たな取り組み」とは、何を行なえば良いのでしょうか。

二十年以上前の話です。Dさんは技術系の仕事をしていたのですが、独立して新製品を開発しました。それは今に言う「省エネ」の製品であり、当時としては全く新しいものでした。Dさんは、「その製品によって無駄を無くすことができるのだから売れるはずだ」と思っていました。しかし、残念ながらその製品は売れませんでした。当時はまだ、「省エネ製品を購入する」という意識が一般の人には無かったのです。「確かに良い製品だが、わざわざ買おうとは思わない」というのが普通の間接的な感覚だったのです。

Dさんと同じような話は良く聞きます。新しいメニューを作ったのだけれど上手くいかなかった。こだわった店や商品を作ったのだけれどなぜか売れなかった……。このような失敗をしてしまったために、「下手な工夫は行なわない方が良い」「そんなことは無駄な努力だ」と思われる方もいらっしゃるほどです。では、「上手くいくもの」と「上手くいかないもの」はどこが違うのでしょうか？どのように考えれば、上手くいく確率が高まるのでしょうか。

ドラッカー教授は、「顧客の創造」のためには二つの機能が必要であると言います。それが「マーケティング」と「イノベーション」です。その二つの側面から考えることで、「何を行なうべきか」が明らかになります。



「マーケティング」とは「顧客が求める価値を提供しようとする活動」のことです。では、マーケティングと営業活動の違いは何でしょうか。ドラッカー教授は「マーケティングの究極の目標は営業活動を無くすこと」だと言っています。顧客が欲しいと思うものを提供すれば、営業活動を行わなくても売れるはずである、ということです。もちろん、実際にはそうはいきません。どのような事業であっても、最低限の営業活動は必要です。しかし、マーケティングと営業活動の違いを良く表わしている言葉です。

営業活動は、「この製品やサービスを売るにはどうしたら良いか」と考えます。「自分が売ろうと思っているもの」から考え始めます。そのため「顧客が何を求めているか」は後回しにされてしまいます。一方、マーケティングでは「顧客が求めているもの」を知った後で、「どうすればそれを提供することができるか」を考えます。「顧客は何を求めているか」から考え始め、「自分が販売できるもの」が後に回されます。このようにマーケティングと営業活動は全く逆の考え方と言っても過言ではありません。そして、ドラッカー教授は「成功するにはマーケティングが必要」だと言うのです。

◆ 顧客とともに成功できたEさん

Eさんはサービス業を営んでいました。しかし、Eさんは特別な技術を持っているわけでもなく、営業はどちらかというと苦手でした。資金に余裕があるわけでもありません。そのため、初めは続けていくのもやっとの状態だったそうです。

なんとかして状況を変えたいと思ったEさんですが、どうすれば良いのかわかりませんでした。相談できる人もいなかったため、仕方なく相談した相手が顧客だったのです。「どうすれば、あなたにとってもっと良いサービスになるでしょう」「こうして欲しい、というご要望はありませんか」と顧客に聞き続けたそうです。「もっと安く」とか「答えてくれない人」が多かったようですが、考えて答えてくれる人もいたそうです。そこで、「別にないなあ」と答えた顧客には「こんなことをおっしゃる方がいるのですが、どう思いますか？」と聞いたそうです。そうして全ての顧客に聞いていくと、次第に「こんなことをしたら良いのではないか」という案が出てきたそうです。その中から、「自分にも出来ること、お金をかけなくても出来るようなこと」に挑戦してみることにしました。そして、「皆様のご意見でこうしてみましたがいかがでしょう」と、また聞いてみたのです。すると、「確かに良いけれど、こうするともっといいんじゃない」という答えをもらえたそうです。

そうしていくうちに、少しずつ仕事が変わり、顧客も増え、売上も増えたそうです。Eさんは、今では「困った時には顧客に聞けば良い」とおっしゃっています。

「顧客の声で製品やサービス、仕事の仕方が変わった」という経験は、きっと多くの方がお持ちだと思います。ドラッカー教授が言うマーケティングとは、「それを日常の仕事として行なう」ということです。特別な時に行うのではなく、日常の仕事の中で「顧客の声を聞き、それを実際の仕事に反映させていく」ということに取り組み、自分たちの仕事や製品・サービス、事業を日々変えていくことが必要だということです。そうすることで、顧客がこれまで以上に満足してくれるようになるはずです。そうすれば、事業は成功に向かうはずです。

「顧客とともに事業を創っていく」と考えると良いでしょう。

≡ イノベーション ～変化はチャンスを生み出す～ ≡

事業を成功させ続けていくためには、マーケティングだけではなくイノベーションも必要です。イノベーションとは、「変化の中にチャンスを見つけ、新たな価値を創造する活動」です。

私たちの周りには、多くの変化が起こっています。経済のグローバル化、為替の大きな変動、人口構成の変化、法律の変化、人の価値観や認識の変化、挙げればきりがありません。そしてそれらは私たちの事業に影響を与えます。しかもその影響は、多くの場合悪い影響です。「自分は何もしていないのだけれど、変化が起こったので業績が急に良くなった」という話はあまり聞きません。「変化が起こったために業績が悪化した」という話が大半です。そのため、「変化」と聞くと尻込みしてしまう人が多いようです。

しかし、実は変化の中にはチャンスが隠れているのです。健康志向や環境問題に対する意識の高まり、インターネットの普及といった変化は新しい市場を生み出し、そこで成功している人が大勢います。変化は「今までの事業を今まで通りに行っている人」には厳しい顔を見せますが、「新たに生まれる機会を活かす人」には幸運の女神の顔を見せるのです。

とは言え、「具体的にどうすれば良いのか」「そんなことを言っても新しく取り組んだことが成功するとは限らないではないか」とおっしゃる方もいるでしょう。その通りです。そのため、成功させるために考えるべきことがあります。それはまた別の機会にしましょう。

ここでは「他の企業や事業者がどのような工夫をしているかを知り、それを活かす」ことについて考えてみましょう。

◆ とりあえず真似してみたFさん

Fさんは、個人でサービス業を営んでいました。「何とか頑張っていた」ものの、楽な状態ではありませんでした。そうした時に、「同じ業種の人が工夫をして業績をあげている」という内容をテレビで見たそうです。Fさんは、「そんなことで本当に業績があがるのか」と信じられませんでした。でも、「そんなことで良いのであれば、自分にも出来るかも」とも思ったそうです。そこで、テレビで見た内容とは少し違ったものの、自分なりの工夫を試みることにしました。はじめの内は何も起こりませんでした。しばらくして、顧客の一人が「珍しいことをしていますね」と喜んでくれたそうです。そこで、そのサービスを続けたところ、それを喜んでくれた何人かの顧客がリピーターとなってくれたと言います。今では「こんなことでも喜んでくれるのであれば、他にも出来ることもあるかもしれない」と思い、いろいろと試しているようです。

このように、「思わぬ成功をしていたり、思わぬ失敗をしていること」は、利用できることがあります。「そんなことが成功（失敗）するのであれば、自分たちはどうすれば良いだろう」と考えるべきです。「思わぬ成功や失敗」は「新たな変化が起こり、新しい市場や欲求が生まれている」ことを示しているかもしれないからです。自分たちにとってチャンスかもしれません。



≡ 「出来ない」 ことにとらわれず、「出来ること」を始めよう ≡

どのような企業や人にも制約があります。「人、もの、金」を無制限に使える人はいません。「出来ないこと」はたくさんあります。しかし、それを思い悩んでも仕方ありません。「同じようには出来ないかもしれないが、自分にもできるような工夫はないものか」と考えたり、「それは出来ないが、これだったら自分にも出来る」ということにチャレンジすべきです。成功する人はそのように考え、行動します。その結果、上手くいかないこともあります。上手くいくこともあるはず。そうして「上手くいくこと」を積み重ねていくことが成功への道です。「より高みを目指して、行動し続けること」が大切で、一歩は小さくても構いません。それは誰にでも出来ることなのです。

ただし、「無謀な賭け」を行ってははいけません。「成功するかどうか分からないもの」に全てを賭けるのは無謀です。確かめながら、少しずつ行ないましょう。



あけましておめでとーございます

東京都中小企業団体中央会

会 長	大 村 功 作
副 会 長	田 中 彰
副 会 長	上 原 洋 一
副 会 長	田 口 薫
副 会 長	堀 越 達 哉
副 会 長	車 田 和 男
副 会 長	高 橋 功
専 務 理 事	堀 内 忠

〒 104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館

TEL : 03-3542-0386 (代) FAX : 03-3545-2190



謹賀新年



江戸川運輸施設協同組合

理事長 油井 健一

〒134-0086
江戸川区臨海町4-2-1
TEL:3878-3711 FAX:3878-3718

城南鋳物団地協同組合

理事長 梶 彌一郎

〒143-0003
大田区京浜島2-19-8
TEL:3790-1731 FAX:3790-1730

東京都紙文具商業協同組合

理事長 原島 博

〒175-0082
板橋区高島平3-5-10
TEL:5968-5901 FAX:5968-5941

東京地区生コンクリート 協同組合

理事長 吉野 友康

〒104-0045
中央区築地4-1-17
TEL:3543-8441 FAX:3543-6279

東京都テント・シート 工業組合

理事長 迫田 昌良

〒104-0061
中央区銀座1-18-2
TEL:3561-3319 FAX:3561-3318

東京事務用品納入協同組合

理事長 鈴木 眞一郎

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町16-2
TEL:3667-7853(代) FAX:3639-4949

東日本一般缶工業協同組合

理事長 定村 光

〒111-0053
台東区浅草橋5-4-5
ハシモトビル8階
TEL:3866-7388 FAX:3865-9350

関東複写センター協同組合

理事長 斎藤 隆正

〒112-0002
文京区小石川1-6-1
春日スカイハイツ206号
TEL:3815-4338 FAX:3815-4357



謹 賀 新 年



東京グラフィック コミュニケーションズ工業組合

理事長 小林 博 美

〒101-0061
千代田区三崎町2-10-11
TEL:3265-2714 FAX:3265-2718

東京都タイル煉瓦工事工業 協同組合

理事長 矢部 晴 也

〒162-0843
新宿区市谷田町2-29
TEL:5225-6466 FAX:5225-6477

中央鍍金工業協同組合

理事長 内藤 雅 文

〒143-0003
大田区京浜島2-2-4
TEL:3790-1021 FAX:3790-1384

品川区リサイクル事業 協同組合カムズ

理事長 三浦 隆

〒140-0005
品川区広町1-3-5
TEL:3779-9494 FAX:3779-3238

勤労者総合サービス 企業組合

理事長 羽切 信 夫

〒164-0001
中野区中野5-67-6
ビジネスハイツ中野702号
TEL:3385-0350 FAX:5345-5098

文京製本協同組合

理事長 林 庸 光

〒112-0002
文京区小石川2-14-7
TEL:3811-0090(代) FAX:3811-0572

都市近代化事業協同組合

理事長 遠藤 隆 鉦

〒169-0075
新宿区高田馬場2-14-5
TEL:5272-5090 FAX:5272-5095

東京都ビューティサプライ 協同組合

理事長 増保 憲 一

〒111-0053
台東区浅草橋3-28-13
TEL:3864-4157 FAX:3864-0552



謹賀新年



東西アスファルト事業 協同組合

理事長 北川 栄一

〒101-8579
千代田区岩本町3-11-13
TEL:5821-7711 FAX:3862-8539

三多摩生コンクリート 協同組合

理事長 矢島 士郎

〒190-0023
立川市柴崎町3-11-22
TEL:042-529-2121(代) FAX:042-529-0533

東京時計宝石眼鏡小売 協同組合

理事長 近藤 千佳之

〒110-0005
台東区上野1-11-5
時計会館
TEL:3831-2232 FAX:5818-1022

東京建具協同組合

理事長 岡村 宣勝

〒101-0042
千代田区神田東松下町42
TEL:3256-6576(代) FAX:3256-0790

羽田鉄工団地協同組合

理事長 鳴島 清恵

〒143-0004
大田区昭和島2-4-3
TEL:3765-1881 FAX:3765-8839

東京管工機材商業協同組合

理事長 橋本 政昭

〒101-0032
千代田区岩本町1-4-3
KMビル
TEL:3866-9543 FAX:3851-7354

新東京木材商業協同組合

理事長 長浦 慎一

〒171-0044
豊島区千早1-20-13
TEL:3959-7811(代) FAX:3958-3592

東部電協適格協同組合

理事長 長島 義博

〒135-0002
江東区住吉2-7-16
TEL:5600-8471 FAX:5628-2132



謹賀新年



上野廣小路商業協同組合

理事長 五十嵐 義 晃

〒110-0005
台東区上野1-19-10
TEL:3831-3824 FAX:3831-3018

企業組合

エム・アール・シー・サービス

理事長 佐藤 邦 男

〒194-0202
町田市下小山田町3160
TEL:042-797-0275 FAX:042-797-0275

全日本はちみつ協同組合

理事長 野々垣 孝

〒111-0034
台東区雷門1-7-2
TEL:3841-2638 FAX:3841-2638

東京医師歯科医師協同組合

理事長 飯嶋 晨 允

〒101-0029
千代田区神田相生町1
秋葉原センタープレイスビル16階
TEL:3256-2101 FAX:3256-2100

東京都トラック運送事業 協同組合連合会

会 長 古 屋 芳 彦

〒160-0004
新宿区四谷3-1-8
TEL:3359-4168 FAX:3359-6310

商業組合

首都圏お菓子ホールセラーズ

理事長 関 口 快 流

〒110-8687
台東区入谷1-18-7
東京菓子会館内
TEL:3874-3500 FAX:3875-8320

全日食チェーン商業 協同組合連合会

会 長 田 中 彰
理事長 渡 辺 正 之

〒121-0836
足立区入谷6-2-2
TEL:5691-8000 FAX:5691-9000

全日食チェーン関東 協同組合

理事長 木 村 健 造

〒121-0836
足立区入谷6-2-2
TEL:5691-8000 FAX:5691-9000



謹賀新年



東京魚市場買参協同組合

理事長 大川 三敏

〒104-0045
中央区築地 5 - 2 - 1
TEL:3541-7534 FAX:3543-4589

東京明乳事業協同組合

理事長 川幡 康成

〒101-0047
千代田区内神田 1 - 9 - 10
TEL:6273-7640 FAX:6273-7641

日本アスファルト防水工業 協同組合

理事長 片山 英男

〒103-0005
中央区日本橋久松町 9 - 2
日新中央ビル7階
TEL:5644-7651(代) FAX:5644-0594

東京鋳螺協同組合

理事長 今西 浩一

〒131-0045
墨田区押上 1 - 32 - 12
TEL:3613-4141 FAX:3613-4143

東京築地魚市場ふぐ卸売 協同組合

理事長 町山 茂

〒104-0045
中央区築地 5 - 2 - 1
TEL:3547-8883 FAX:3547-8883

関東製紙原料直納商工組合

理事長 大久保 信隆

〒110-0015
台東区東上野 1 - 17 - 4
TEL:3833-4105 FAX:3833-4106

東京看板業協同組合

理事長 藤井 信幸

〒110-0003
台東区根岸 4 - 17 - 3
TEL:5824-0430 FAX:5824-0565

東京精密工具協同組合

理事長 沼田 智秀

〒144-0052
大田区蒲田 5 - 45 - 6 - 304
TEL:3730-8585 FAX:3730-8118



謹賀新年



東部自動車整備事業 協同組合

理事長 嗟 峨 誠 二

〒132-0025
江戸川区松江 6 - 9 - 2
TEL:3656-2811 FAX:3656-4844

東京都消防設備協同組合

理事長 進 藤 孝

〒110-0016
台東区台東 4 - 23 - 10
ヴェラハイツ御徒町 401
TEL:5816-5119 FAX:5816-5433

中野美容協同組合

理事長 小 川 浩

〒164-0012
中野区本町 6 - 44 - 9
TEL:3382-0047 FAX:3382-0047

墨 都 企 業 組 合

理事長 堀 越 達 哉

〒130-0022
墨田区江東橋 4 - 21 - 6
錦糸町ハイタウン315号
TEL:3635-0626 FAX:3635-0630

東京セメント卸協同組合

理事長 内 田 嘉 信

〒104-0061
中央区銀座 5 - 14 - 6
TEL:3546-8686 FAX:3545-2027

東京都緑友印刷製本 協業組合

理事長 飛 里 恒 男

〒133-0064
江戸川区下篠崎町 13 - 5
TEL:3670-9651 FAX:3698-0527

日本電動式遊技機工業 協同組合

理事長 里 見 治

〒110-0015
台東区東上野 4 - 8 - 1
TIXTOWER UENO 9階
TEL:5826-0777 FAX:5826-0799

東京築地市場青果仲卸 協同組合

理事長 増 山 春 行

〒104-0045
中央区築地 5 - 2 - 1
TEL:3541-8161 FAX:3544-1634



謹賀新年



東京都清涼飲料協同組合

理事長 阿部 勲 夫

〒112-0002
文京区小石川 2 - 4 - 17
TEL:3814-7641(代) FAX:3814-7643

東久留米卸売市場協同組合

理事長 大仁田 隆 義

〒203-0043
東久留米市下里 6 - 3 - 7
TEL:042-471-2231 FAX:042-471-2234

東京中央電設工業協同組合

理事長 赤津 幸 夫

〒101-0032
千代田区岩本町 1 - 2 - 17
TEL:3866-6981 FAX:3866-6983

協立医師協同組合

理事長 吉澤 敬 一

〒174-0076
板橋区上板橋 3 - 15 - 5
TEL:3935-6652 FAX:3935-2048

東京都電気工事工業組合

理事長 中川 正 則

〒104-0045
中央区築地 3 - 4 - 13
電気工事会館
TEL:3542-7301 FAX:5565-8501

東京味噌醤油商業協同組合

理事長 藤田 利 久

〒101-0025
千代田区神田佐久間町 3 - 37
TEL:3851-8201(代) FAX:3851-8220

京葉陸運事業協同組合

理事長 小林 充 男

〒133-0065
江戸川区南篠崎町 2 - 27 - 10
TEL:3677-1571 FAX:3677-1574

協同組合東京問屋連盟

理事長 野島 喜一郎

〒103-0002
中央区日本橋馬喰町 1 - 11 - 1
TEL:3663-1661 FAX:3666-6001



今こそ創業の原点に立ち戻って

東京都電機商業組合 理事長 関山一郎
(東京中央会 理事)



東京都電機商業組合が設立されて50年、幾多の歳月が過ぎ去りました。今日迄、苦難と希望の交錯する家電業界に携ってきました。関係団体の援助のもと、組合活動を通じ広く電化製品による生活文化向上や地域社会への奉仕活動など幾多の輝かしい歴史の道標を残して参りました。

これからも、歴史有る東京都電機商業組合が更に発展し、現代の環境に適応した組織として永遠に存続するとともに、役員、組合員が一致団結して組合事業を推進することを肝に銘じることを切に望むものです。

私たち地域電器店を取り巻く環境をみるとエコポイントの終了や地デジ移行化以後は更に厳しさを増しています。家電流通業界ではメーカーを始め多くの事業者が直撃を受けています。景気の先行き不透明感、少子高齢化の進展や人口減少の時代に入り、家電品購入客に新たな不安が生じると共に、家電市場全体が縮小傾向にある事が指摘されています。

昨年2月15日の消費者団体様との懇談会議の席上では、「消費者団体の皆様から力強いエール」を頂きました。量販店台頭の中の安値価格、不当差別対価、不当廉売という北風の吹き荒れる中、昨今では、日々困り事の相談に消費者が地域電器店に戻りつつある事から私たちの今迄の努力が決して無駄で無かったことを実感しています。

常日頃、私は事ある事に、「地域店復権は、今こそここに始まる」と檄を飛ばしてきました。今こそ

高齢化社会の進展する中、地域店に期待する声に応える為にも地域店の存在が消費者に形となって見える努力こそが急務と考えます。すべての家電の困り事解決こそが信頼と絆の構築と考え、お客様への必要情報の伝達システムとして身近で親切で安心をお届けする「家電困り事相談センター110番」の旗を店頭展示し、従来に増して努力と継続が地域店生き残りへの生命線と思います。

地域店復権とは、原点回帰であり、不肖、私が理事長を拝命した時からの命題であります。都内23区、多摩地区の理事数の効率化や経費軽減、ホームページの有効化と情報伝達のさらなるスピードアップと整備、組合員の経営活性化の為にお客様に支持される店づくり、さらに生活者の視点に立脚した技術力や知識研鑽への努力等々、地域社会の電化生活に明るい光を当てる事が重要だと考えます。

地域社会やそれぞれの地域の生活者に長年に亘り密着して、顧客との結びつきが深い地域電器店は、「顧客の安全、安心、快適な家電による快適性に貢献する」「困り事の相談の解決をする」という、本来の機能、役割を徹底して再認識、再構築する視点で見れば、まだまだ多くの改善の余地が残されている事も疑いのない事実であります。

今こそ、社会環境、経営環境の荒波のうねりや大きな変革に対応し、組合員自らの発想の転換、従来意識の変革を図りながら、「新たな活路を開きましょう」と呼びかけて参りました。

世の中での新規成長分野へのさらなる挑戦には「既存客とのつながり強化」「新規客への接点強化策の推進」など、此らは地域電器店としての基本活動の強化が前題となり、組合員相互の協力と連携が必要とされます。その為には地域店の日常の基本活動の実践強化が今以上に強く求められます。すなわちその基本を徹底強化推進する事で、多くの結果を生み出す事に結び付くと確信致します。

一般消費者がものを選ぶ時に何を重視するかというアンケート結果をある記事で見た折り、「信頼が出来る」、「安心が出来る」が上位回答だと記していました。現在、事故の発生が一番多いのは私達の販売している電気製品であります。ひとたび事故が起きると大きな社会問題になるケースもあります。例えば、石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故などは、大きく取り上げられました。私達は電気用品安全法、消費者生活製品安全法、その他の関連する諸法令を常に順守いたします。昨年、全国電機商業組合の技術本部長を拝命している私としては、全国47都道府県にある地域商組員二万余の組合員が、高齢者宅の安全点検無料訪問サービスを実施し、電気器具による事故防止運動に取り組みました。今年も継続して事業の一環として消費者宅の安全を確保致します。また、過日は東京都電機商業組合が技術認定店制度の技術講習会を二日間に亘り開催したところ、会場の家電会館五階講堂が満席となりました。特に高齢者の組合員店主の参加する姿に生涯学

習をと常に呼び掛けてきた私は涙の出るのをこらえつつ、次世代に繋げる言葉として、「驥は一日にして千里なるも駑馬は十駕すれば即ち亦、これに及ぶ」と漢詩の一文に有るように努力の継続の大切さがいかに必要かを説いたものであります。一日一善、真心で接し、足で地道に商圈内を歩み三百余の顧客の増客を図るよう継続をして下さい。

地域電器店として生涯学習と探求者としての心を継続し、さらに組合では「家電困り事相談センター110番」を掲げ社会貢献への弛まざる誓を通じ、さらなる組合の団結と相互扶助の精神のもと、理念の炎を絶やす事なく次世代に繋げて参りたいと思います。

高齢者の皆々様から「地域店がんばれ」の励ましの声を背に、地域店復権に向けて力強く歩む為、さらなる努力をお約束する覚悟と致します。

新年にあたり、今後とも皆様方のますますの発展を御祈念申し上げ、私共東京都電機商業組合への御支援を賜れば幸いです。





自然とのふれあいを夢見て

中部建設企業組合 専務理事 松木 明子
(東京中央会 理事)



新年あけましておめでとうございます。

震災や不況、政治も主導権を発揮できず、近年あまり芳しくない状況が続いていますが、今年こそ本当に良い年にしたいものです。

私ごとですが、昨年暮れ娘が結婚式を挙げました。それはそれは大事に大切に育てた一人娘ですので、花嫁の親としては万感の思いがありますが、新生活を始めた二人にとっても良い年であってほしいと、心から願わずにはられません。

その娘がまだ小学校の低学年だったころ、茨城の田んぼが広がるのどかな田園地帯の林のなかに小さな土地を購入しました。家というより小屋と言ったほうが相応しい小さな可愛らしい建物を建て、庭に芝生を植えたり娘といっしょにお気に入りの花々を植えたりしていました。その頃我が家は団地マンションの7階に住んでおり、狭いベランダで趣味の園芸を楽しんでいましたが、プランター栽培では物足りなくなり、かといって住居の近くの庭付き一戸建てには中古といえども手が届かず、貸家庭菜園なども探しましたが見つからず…。通える範囲で安く購入できるところ、の条件を満たしたのがその場所でした。娘もまだ小さく親の行くところに付き合ってもくれましたので、週末を自然とふれ合いながら家族団欒の時間を過ごしていました。亡くなった私の父が制作総指揮を執って親子三代で手作りしたレンガ造りのバーベキュー炉の土台には、小さかった娘の手形も残っています。いずれ夫婦ともに仕事を

リタイアしたらその場所でのんびり暮らそうかと、あれこれ計画も立てながら夢を描いていました。

ところが、あの震災の後そこに行くことはほとんど無くなりました。福島第一原子力発電所の事故で、夢が頓挫してしまいました。残念ながら放射線量が思ったより高いのです。田舎暮らしや自給自足生活に憧れ、今年の春から本格的に野菜作りに取り組む予定にしていたのに。無農薬野菜を作るにはまず土造りからと、落ち葉を集めた手作り堆肥を鋤き込んで数年がかりで取り組んでいた畑も、雑草が伸び放題と荒れてしまいました。

福島の原子力発電所の事故以来、それまであまり聞いたことの無かった「空間放射線量」「ベクレル」「シーベルト」「プルトニウム」「セシウム」「ストロンチウム」などの言葉が毎日のようにテレビや新聞で飛び交うようになりました。放射能はやっかいです。見えないし臭いも無い。存在していることも、存在していない事も測らないと解らないのです。しかもすぐには無くならない。セシウム134の半減期は2年、セシウム137の半減期は30年。今年の3月にはセシウム134が半減期を迎えますが、無くなった訳ではありません。

いま娘は東京で仕事をしています。就職戦線のきびしいなか努力して就いた職業で、仕事に誇りも持っています。子育てしながら仕事も続けたいと考えているようで、親としても腰掛け仕事ではなく永く続けて欲しいと願っています。職場が限定される

なら当然ながら住居は通勤圏内に限られてきます。しかし、関東近辺は放射能の線量を測ると高いところがどこにでもある、というのが現状です。当組合では東京中央会から補助金を頂き放射能計測器を購入しましたが、今ひとつ活用できていません。それは都内でも放射線量の高いところが点在しているからです。せっかく購入したので有効に活用したいのですが、計測した現場で高い線量ができる可能性も充分あり、お客様に積極的に計測を勧めるには至っていません。「測って安心」なら良いのですが、「測ると不安」では営業ツールとしては使えないからです。「放射能専門家」の言う「安全」が信用を失ったいま、放射能の心の「しきい値」は人によって大きく異なっています。関心の高い人は少ない値でも心配で、関心の低い人は値そのものに関心がありません。

私も不安が解消した訳ではありませんが、茨城での手作りの「有機無農薬野菜放射能付き」を作って食べる決心をしつつあります。「決心した！」と言える日がいずれやってくるでしょう。でも娘夫婦に食べさせる決心には、なかなか至らないでしょう。

しかも原発事故はまだ終わっていません。メルトダウンした原子炉は人が近寄る事もできず、科学的検証には手付かずで事実が解明されるにはまだ何年もかかるでしょう。冷やし続けなければならない使用済み核燃料の管理も綱渡り状態であり、次の「事故」が明日起きてもおかしくないような「故障」が

続いています。

もう「原子力」はやめましょう。日本の科学力、技術力で自然エネルギーの開発に力を注ぎましょう。それも大規模発電ではなく小規模発電を主力に、自然エネルギーの地域密着型の開発をめざしたいものです。できれば、その開発も製造も中小企業でおこない、販売や取付作業なども地元の中小企業でおこなえたら、と考え始めたら夢はどんどん膨らみます。今年が自然エネルギーの地産地消元年となれたら、と願うばかりです。





奇跡ずくめの人生

東多摩再資源化事業協同組合

理事長 紺野 武郎
(東京中央会 評議員)



初春を迎え皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年古希を迎えたのを機に、45年間お世話になりました業界とその係わりを振り返ってみました。危うい綱渡り人生を改めて思い起こしました。

最初は、水処理など環境関係の企業に勤めていて、各種工場や火力発電所などの水質管理を担当するエンジニアをしていました。丁度、高度経済成長の絶頂期にさしかかった頃で、各工場はフル操業し、その裏側では大気や排水の汚染・廃棄物の処理で悲鳴を上げていました。やがて各地で深刻な環境汚染が広がる気配を感じて、同僚2人と相談し、資源リサイクル事業に挑戦してみようということになりました。

事業計画書を作り、開業資金は銀行借入れと安易に思い込んでいましたが、預金無し、保証人無し、商売の経験なし、担保は3人の生首だと答えると、貸付係はあきれ果てていました。ここで引き下がれば次に進めず、交渉すること2時間余り、とうとう支店長のお出ましとなりました。事業計画書をじっと見ておられましたが、ポケットマネーからと言って40万円満額を貸して下さったのです。その頃の大卒初任給で2万円未満、脱サラとかベンチャービジネス等と言う言葉も無い時代に、見ず知らずの若者に、大金を融資して下さるといふ奇跡が起きました。今想えば冷や汗ものですが、古き良き時代がありました。

当時資源回収業界は、殆どクローズの世界で、世間からの偏見や蔑視も厳しく苦労しましたが、いざ飛び込んでみると、長い歴史があり、奥の深い業界であることを知り、驚愕したことを覚えています。

そこで、資源回収が如何に大切な事業かを新聞に投稿したところ、NHKテレビも取材に来て全国放映して頂き、沢山の激励や応援を頂きました。

1年ほどで借金を返済し、その1年後には現在の地（東村山市）に営業所を設け、東京都資源回収事業協同組合にも加盟させてもらいました。

しかし、オイルショック以後は、再生資源の余剰化が続いて市況は長期低迷し、バブル経済崩壊などもあって、回収すればするほど値が下がる厳しい経営環境となりました。そのような時期に組合理事を拝命し、市況対策委員長を仰せつかり、関係機関などに要望請願して回る毎日となりました。

その後は、激動の世紀末を耐えて生き抜いてきた同士と共に、業界の組織強化に全国を行脚してネットワーク作りに奔走して参りましたが、いつの間にか、東京・関東そして全国の資源組合の理事長や会長を歴任することとなり、元祖脱サラで新参者の、これまた業界史に前例のない奇跡となったのです。

21世紀を迎えたとき、再生資源の回収率や利用率は急騰し、中国などに輸出する事業も拡大して、物流にも奇跡が起きました。

我が国の緻密で高度なこのリサイクルシステムの成り立ちは、全国市町村で活躍してきた資源回収業

者の存在が大でありました。廃棄物として収集するのではなく、全て資源物として人の目と手と真心で回収・選別する、このような業界組織を持つ国は世界に類例がありません。

平成 20 年、日本再生資源事業協同組合連合会は、我が国のリサイクル推進の礎になったと、経済産業省リサイクル推進課を原局として国の認可団体にして頂きました。業界長年の祈願であり、これも奇跡と言うほかありません。

ところで、新世紀は「リサイクルの世紀」などと言われますが、実際は「法律で雁字搦めになった強制的な資源循環型社会」と副題がつくようなシステムの幕開けでした。我々も各自治体の行政回収に取り組み、業界は安定しましたが、反面、無理矢理リサイクルを推進することが、更なる大量生産・大量消費に繋がり、使い捨て消費形態を助長したようにも思います。45 年前の初心に戻ってみると、複雑な想いが残ります。

我が国では、江戸の昔から「自然な生活に根ざした循環社会」が培われ、動脈産業より遥かに多くの繊細で緻密な静脈産業が存在して、昭和 20 年代まで続いておりました。今は、物の素材や物流の激変で、当時のライフスタイルに戻るすべもありませんが、世界 70 億人の人が日本人並みに生活するには、さらに二つの地球が必要になるとも言われます。先進国こそが静かに下山の道を辿る時であり、真の 3 R 社会に戻る勇気と心の豊かさを意識する時ではと

痛感します。

我が究極の奇跡は、昨年春の叙勲に際しまして、旭日小綬章受章の栄を賜りましたことで、関係業界はじめ多くの方々のご支援とご厚情に心から御礼申し上げます。そして、半世紀近いリサイクル人生を支えて下さった多くの恩人・友人の皆様に改めて深謝申し上げます。





謹賀新年



関東コンクリートパイル 協同組合

理事長 福島 英二

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町1-3
共同ビル
TEL:6661-0059 FAX:5695-8221

東京都文具事務用品 商業組合

理事長 松本 榮一

〒111-8611
台東区柳橋1-2-10
東京文具共和会館7階
TEL:5835-3761 FAX:5823-1707

東京写真材料商業協同組合

理事長 東 久

〒101-0052
千代田区神田小川町2-3
M&Cビル8階
TEL:5282-7101(代) FAX:5282-7104

東日本基礎工業協同組合

理事長 中川 隆

〒132-0035
江戸川区平井5-10-12
TEL:3614-9111 FAX:3614-9113

東京建築金物工業協同組合

理事長 木之瀬 茂

〒103-0007
中央区日本橋浜町2-37-8
TEL:3661-6061(代) FAX:3661-6026

東京金物卸商協同組合

理事長 杉田 直良

〒103-0007
中央区日本橋浜町2-37-8
TEL:3661-6061(代) FAX:3661-6026

東京職専機器販売協同組合

理事長 小野 輝夫

〒164-0011
中野区中央1-52-7
TEL:3367-3840 FAX:3363-6764

東京洋紙協同組合

理事長 塩澤 好久

〒104-0032
中央区八丁堀3-19-9
京橋第6長岡ビル4階
TEL:3552-9326 FAX:3551-7805



謹賀新年



東京都機械工具商業 協同組合

理事長 齋藤保男

〒108-0014
港区芝5-14-15
TEL:3456-0831 FAX:3456-0525

全国いか加工業協同組合

理事長 利波英樹

〒113-0034
文京区湯島3-47-8
TEL:3834-3731 FAX:3834-3735

大田市場流通事業協同組合

理事長 塚原裕

〒143-0001
大田区東海3-2-10
TEL:5492-2917 FAX:5492-2387

東京内装材料協同組合

理事長 篠田明男

〒104-0061
中央区銀座1-4-3
カルチェブランギンザ2階
TEL:3564-4088(代) FAX:3564-2669

東京鍼灸マッサージ 協同組合

理事長 上田孝之

〒141-0031
品川区西五反田7-22-17
TOCビル8階
TEL:5745-9960 FAX:5745-9961

東京オートバイ協同組合

理事長 小藤東洋

〒164-0012
中野区本町6-22-11
NICORA-102
TEL:3384-9882 FAX:3384-9187

東京配電盤工業協同組合

理事長 遠藤久介

〒105-0012
港区芝大門2-11-1
TEL:3434-4921(代) FAX:3434-4815

国際抗菌印刷協同組合

理事長 稲村與志雄

〒114-0002
北区王子2-22-7
TMビル7階
TEL:3911-1112(代) FAX:3911-1130



謹 賀 新 年



東京返本加工協同組合

理事長 工 藤 裕 樹

〒349-0131
埼玉県蓮田市根金1464-1
出版共同流通株式会社蓮田センター内
TEL:048-767-1820 FAX:048-767-1821

東京建設重機協同組合

理事長 柴 崎 祐 一

〒104-0028
中央区八重洲2-7-9
相模ビル4階
TEL:3281-3838 FAX:3281-3837

下水道メンテナンス 協同組合

理事長 鈴 木 宏

〒100-0004
千代田区大手町2-6-2
TEL:3279-4381 FAX:3279-0193

江戸川個人タクシー 事業協同組合

理事長 富 本 哲 哉

〒133-0061
江戸川区篠崎町2-2-1
TEL:3678-1171 FAX:3678-1174

帝都事業協同組合

理事長 宮 澤 猛

〒130-0013
墨田区錦糸4-11-3
TEL:3623-0875 FAX:3623-3505

東京ウエイスト商工業 協同組合

理事長 伊 藤 行 宏

〒116-0014
荒川区東日暮里3-23-3
TEL:3891-3870 FAX:3891-1280

東京都塗装工業協同組合

理事長 会 津 健

〒150-0032
渋谷区鶯谷町19-22
TEL:3461-8678 FAX:3461-8724

栄興会建設協同組合

理事長 藤 澤 良 正

〒142-0061
品川区小山台2-1-1
TEL:5722-3567 FAX:3794-6908



謹賀新年



東京都中古自動車販売 商工組合

理事長 金子 昇

〒121-0064
足立区保木間 2 - 32 - 20
TEL:3859-2911(代) FAX:3859-2912

東京港港湾運送事業 協同組合

理事長 中山 正 男

〒108-0023
港区芝浦 3 - 5 - 38
港協会館ビル
TEL:3452-3811 FAX:3798-1404

東京都板金工業組合

理事長 宮澤 秀 幸

〒174-0051
板橋区小豆沢 2 - 27 - 9
TEL:5915-6333 FAX:5915-6334

関東マスチック事業 協同組合

理事長 公木 義 二

〒150-0032
渋谷区鶯谷町 19 - 22
TEL:3496-3861(代) FAX:3496-6747

協同組合ディーディーケー

理事長 海沼 春 男

〒171-0031
豊島区目白 2 - 16 - 22
TEL:3980-8298 FAX:3980-8380

関東照明器具協同組合

理事長 鈴木 久

〒101-0024
千代田区神田和泉町 1 - 2 - 12
TEL:3861-5173 FAX:3861-6606

東京都個人タクシー 交通共済協同組合

理事長 田中 映 二

〒164-0013
中野区弥生町 5 - 6 - 6
個人タクシー会館3階
TEL:3380-2631 FAX:3382-3244

回胴式遊技機商業協同組合

理事長 伊豆 正 則

〒110-0015
台東区東上野 1 - 14 - 4
野村不動産上野ビル7階
TEL:3834-3855 FAX:3834-3875



謹 賀 新 年



日本革類卸売事業協同組合

理事長 立 松 進

〒111-0042
台 東 区 寿 1 - 17 - 10
21 プラザヤマヤ 4 階
TEL:3845-9210 FAX:3845-9211

東京洋装雑貨工業協同組合

理事長 杉 本 光 延

〒111-0056
台 東 区 小 島 1 - 11 - 12
TEL:3851-3685 FAX:3863-4606

東京都資源回収事業 協同組合

理事長 吉 浦 高 志

〒101-0061
千 代 田 区 三 崎 町 2 - 21 - 1
TEL:3263-3676 FAX:3263-3679

東京アンチモニー工芸 協同組合

理事長 中 村 勝 行

〒111-0051
台 東 区 蔵 前 4 - 3 - 1
TEL:3851-7133 FAX:3851-7134

武蔵野住宅事業協同組合

理事長 秋 元 春 平

〒180-0013
武 蔵 野 市 西 久 保 1 - 39 - 5
TEL:0422-36-0502 FAX:0422-52-0376

東京呉服専門店協同組合

理事長 石 井 善 彦

〒103-0014
中 央 区 日 本 橋 蛸 殻 町 1 - 32 - 9
TEL:3668-5660 FAX:3668-5668

関東鋳螺釘工業協同組合

理事長 長谷川 敬 芳

〒116-0014
荒 川 区 東 日 暮 里 5 - 30 - 9
TEL:3891-1141 FAX:3807-8386

荒川区リサイクル事業 協同組合

理事長 大久保 信 隆

〒116-0014
荒 川 区 東 日 暮 里 1 - 39 - 12
TEL:5850-4561 FAX:5850-4570



謹賀新年



東京都茶協同組合

理事長 小見山 晴 夫

〒105-0021
港区東新橋 2 - 8 - 5
東京茶業会館
TEL:3431-6613 FAX:3431-6439

東京都管工事工業協同組合

理事長 木 村 昌 民

〒107-0052
港区赤坂 6 - 15 - 14
東京都管工事会館
TEL:3583-7111 FAX:3583-7118

東京城南鋳物工業協同組合

理事長 鈴 木 基 之

〒143-0003
大田区京浜島 2 - 19 - 8
TEL:3790-1731 FAX:3790-1730

東京都ソース工業協同組合

理事長 菅 澤 運 一

〒125-0062
葛飾区青戸 3 - 2 - 2
TEL:3690-5321 FAX:3690-5801

協同組合 ユニバーサルワークネット

理事長 正 寶 新一郎

〒107-0052
港区赤坂 4 - 6 - 3
シャトー佐和ビル 403
TEL:6277-6950 FAX:6277-6951

東京スクリーン・ デジタル印刷協同組合

理事長 緑 川 恒 夫

〒111-0056
台東区小島 2 - 14 - 5
TEL:3865-8725 FAX:3865-8724

東京都青果物商業協同組合

理事長 野 本 要 二

〒101-0023
千代田区神田松永町 104
TSKビル
TEL:3251-5131 FAX:3251-5135

葛西市場花き事業協同組合

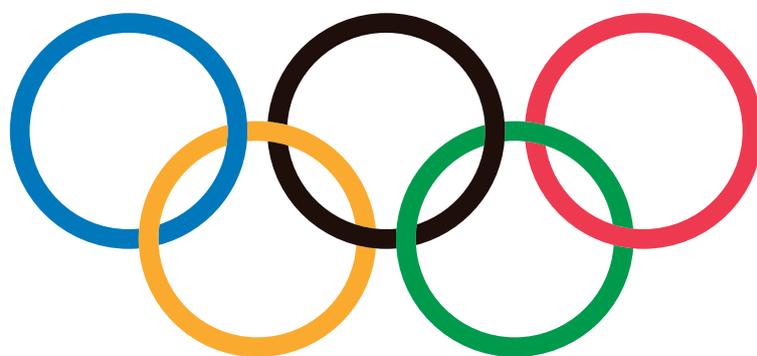
理事長 三 島 勝 治

〒134-0086
江戸川区臨海町 3 - 4 - 1
TEL:5658-7031 FAX:5658-7032

今、ニッポンにはこの夢の力が必要だ。



TOKYO ● 2020
CANDIDATE CITY



2020年 オリンピック・パラリンピックを日本で!

スポーツ祭東京2013

第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会

第68回国民体育大会冬季大会 | 平成25年 1月26日～2月1日

第68回国民体育大会本大会 | 平成25年 9月28日～10月8日

【会期前開催競技】 水泳競技会・ボート競技会 平成25年9月11日～9月15日
ビーチバレー競技会 平成25年9月13日～9月15日

第13回全国障害者スポーツ大会 | 平成25年 10月12日～10月14日

東京に多摩に島々に
羽ばたけアスリート

スポーツ祭東京2013
マスコットキャラクター
ゆりーと

スポーツ祭東京2013は、
第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を、
一つの祭典として行うスポーツイベントです。
味の素スタジアムをメイン会場として
都内すべての区市町村が会場となります。

スポーツ祭東京2013実行委員会 [スポーツ祭東京2013](#) [検索](#)

災害時応援協定の締結による行政との協力体制で市民のライフラインを守る

宮城県管工業協同組合

- 住 所：〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目5番22号
- U R L：http://www.miyakan.or.jp/
- T E L：022-265-6711 ■ F A X：022-221-2329
- 設 立：昭和23年12月 ■ 出 資 金：98,772千円
- 組織形態：同業種網羅型組合 ■ 地 区：宮城県
- 組合員資格業種：管工事業 ■ 組合員数：124人
- 組合専従者：42人（うち専従理事3人）

東日本大震災からの復旧において、仙台市との協定により迅速かつ的確に対応し、応急給水や早期の断水解消に貢献した。

背景と目的

阪神・淡路大震災を教訓に、仙台市と「災害時等における水道施設復旧等の応援に関する協定」等、2つの協定を締結。東日本大震災ではその協定に基づき、震災翌日には仙台市水道局災害対策本部に組合から4名を派遣し、組合の災害復旧応援対策本部を設置、直ちに応急給水車と配水本管復旧班の出動を開始した。

活動の内容

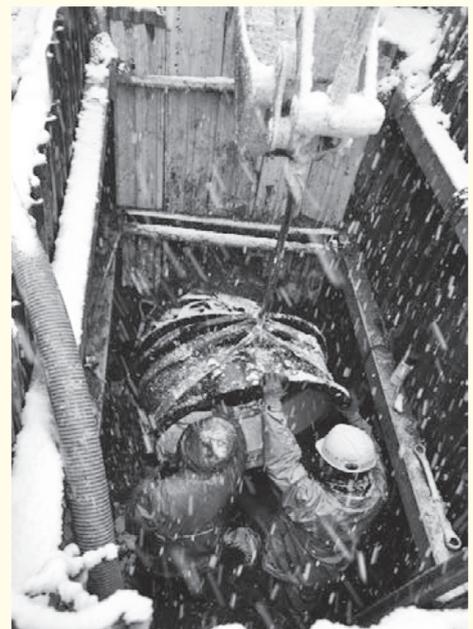
仙台市内の水道管網の総延長は約3,300km、震災による破損漏水箇所は1,100箇所、市内断水率は50%（約23万戸）にのぼった。組合による給水車の出動回数は、15日間で延べ196台（一日最高24台）、組合員と組合職員延べ383人が従事した。配水本管修繕にも、4月17日まで延べ758班（1班5～6人編成）が出動し、仙台市が当初目標にしていた予定より2日早い3月29日（震災から18日後）には沿岸部と一部の地域を除き断水が解消できた。また、地盤沈下等の影響で高度な技術を必要とする宮城県石巻港の復旧工事にも組合員を延べ114班派遣し、同港の早期水揚げ再開に貢献した。

成 果

大規模災害に備え、各自の担当や連絡網、通信手段が断たれた際の出動要領等を定め、各組合員が常に忘れないよう作業服のポケットに入る携帯用の「宮城県管工業協同組合・地震災害マニュアル」も作成しており、こうした日頃からの備えが迅速かつ的確な復旧対応に活かされ、組合や組合員に対する行政、地域住民からの信頼を一層高めることとなった。



他都市の応援隊と協力しながらの応急給水



雪が降る中でも復旧作業は続いた

企業や地域被災時にも事業継続を可能にする災害対策

神奈川県メッキ工業組合

- 住 所：〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-80
神奈川中小企業センター11階
- U R L：http://www.navida.ne.jp/snavi/3241_1.html
- T E L：045-633-5173 ■ F A X：045-650-7333
- 設 立：昭和 39 年 12 月 ■ 出 資 金：600 千円
- 組織形態：同業種網羅型組合 ■ 地 区：神奈川県
- 組合員資格業種：電気メッキ加工業
- 組合員数：62 人 ■ 組合専従者：2 人

企業の被災時や県域被災時にも、顧客である基幹産業に製品供給を可能にするサポート体制を構築して、組合員の事業継続を可能にする安心の災害対策を構築した。

背景と目的

神奈川県の電気メッキ業は、ものづくりの基盤をなす高度な技術を有する産業であり、一度被災すると、再稼働には相当の時間を要することとなり、災害対策の必要性が痛感されていた。

平成 20 年に横浜市呼びかけで、事業継続方策検討委員会が設置され、理事長が経営者として参加した。

翌 21 年には、「メッキ分科会」が立ち上がり、正式に組合として参加し、被災時に工場の緊急対策、事業継続を相互に応援する登録制度を制定して 8 社が登録した。更に、この内先行する 2 社が災害時に代替生産までを可能とする相互委託加工契約を取り交わした。

また、かつて新潟県中越沖地震などを経験し、被災企業の代替生産などを請け負う仕組みを構築してきた新潟県鍍金工業組合と、平成 23 年 4 月に県域を越えた全国初の組合による災害時における組合間相互応援協定を締結した。

活動の内容

電気メッキ業は、被災すると再稼働には時間が掛かるため、顧客である製造業をサポートするには、代替生産まで可能なシステムを構築する必要がある。そこで、被災時に応急支援物資や資材の供給、要員の派遣、代替加工先の紹介などが相互にできる登録制度を制定した。更に、同じ自動車部品という共通項のある 2 社が災害時に代替生産まで可能とする相互委託加工契約を取り交わした。

また、新潟県鍍金工業組合とは、災害時に同じ被害を受けにくいであろう太平洋側と日本海側という地理的条件もあって、県域を越えた災害時の組合間相互応援協定を全国初で締結した。

成 果

この活動に参画する組合員は、企業の被災時に、応急支援物資や資材の供給、要員の派遣、代替加工先の紹介などが相互にできる登録制度を制定し、代替生産まで可能とするシステムが構築されたことで、顧客である基幹産業などに対して、安心のサポート体制があることを強くアピールできる。

更に、県域被災時の対策を進めるために、同じ災害を受けにくいエリアにあって距離的に供給可能な地域にある近隣の同業組合との災害時の組合間相互応援協定の締結につき、候補組合と検討を重ねている。



先行 2 社で災害時における相互委託加工契約を締結



全国初の県域を越えた組合間相互応援協定の締結

製造業、非製造業とも依然として状況は厳しい

11月の情報連絡員報告によると、先月と比較して製造業、非製造業とも僅かながら状況は悪化した。特に非製造業は収益状況、業界の景況ともマイナス50台まで悪化する等、厳しい実態が明らかになった。各業界ともコストダウンに努めているものの、年末需要は振るわず、中国向け輸出量の減少や電気料金の値上げといった景気の悪化要因が山積しており、各業界の今後が危惧される。

【製造業62人、非製造業、88人、計150人の集計】

前年同月比のDI値

項目	全産業	製造業	非製造業
	前年同月比	前年同月比	前年同月比
売上高	 -36.7	 -27.4	 -43.2
在庫数量	 -8.7	 0.0	 -17.2
販売価格	 -17.3	 -14.5	 -19.3
取引条件	 -20.7	 -19.4	 -21.6
収益状況	 -46.6	 -38.7	 -52.3
資金繰り	 -34.0	 -32.3	 -35.2
設備操業度	 -24.2	 -24.2	—
雇用人員	 -18.0	 -16.1	 -19.3
業界の景況	 -52.0	 -46.8	 -55.7

※DI(Diffusion Index)値とは、景気の動きをとらえるための指標です。(−100≤DI値≤100)

DIの計算方法…増加・好転と答えた割合−減少・悪化と答えた割合

【例:調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合…(4−10)/20×100=−30】



30以上



10以上
30未満



−10以上
10未満



−30以上
−10未満



−50以上
−30未満



−51以下

平成24年
11月

業 界 の 声



製 造 業		
集計上の分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
食料品	中華麺製造業	都外の安売り製造業者の進出による影響が大きい。
	製粉業	麦の輸入制度の変更が予想され、業界には困惑が広がっている。今後、政府との条件闘争となることが予想されている。
繊維・同製品	帽子製造業	秋冬物の動きが11月に入り活発となってきた。寒暖の差が寒さを強調しており、人工皮革やカシミア製といった防寒用の帽子の売上増加に繋がった。今後もこのペースが続くことを期待している。
	ネクタイ製造業	5月から10月まで続いたスーパークールビズ期間中の売上は、6ヶ月平均で前年比の94.2%となった。さらにクールビズ開始前の平成16年の売上と比較すると僅か52%に過ぎない結果となった。
	帆布製品製造業	組合員の業績は3ヶ月連続で低迷している。東日本大震災の発生により受注量が大きく減少した昨年と比較しても、今年はさらに悪化している。イベント関連といった大きな引き合いはほとんど無い。
	洋服製造業	11月は秋冬物の追加発注がなく、春物もシーズンに近づくまで発注が無い状態で、組合員の生産は停止したも同然であった。
	ニット製品製造業	今月倒産したニット製品製造業者の事例は、「取引先が極端な円高により海外生産にシフトしたため売上が激減し、従業員のリストラを行って事業継続を図ったものの、成功に至らなかった」という流れをたどった。今後こうしたケースが増えることが懸念されている。
木材・木製品	建具製造業	年末を控え仕事量は僅かながら増えているが、需要増とまでは言えない。組合員の減少が続く中で組合は、公共事業における建具の分離発注を要望するなど、業界復活のための取り組みの実施を検討している。
印刷	印刷加工業	前年同月比の売上高は不変であった。年末の動きはあるものの、電気とガス料金の値上げは収益に厳しい影響を与えている。
	印刷業	地元密着型の組合員ほど、得意先の廃業や倒産により売上が減少する傾向がある。このため地域経済の活性化を望んでいる。
化学ゴム	ゴム製品製造業	自動車関連部品を製造している組合員は9月以降、3割から5割まで受注量が減少している。中国での日本車売上の不振が影響していると思われる。また、エコカー減税終了の影響も大きい。
	石油製品製造業	11月は組合員の新規加入があった。
	プラスチック製品製造業	販促用の景品や特殊品の需要を除き、各組合員とも前年同月比と比較して仕事量は減少している。
窯業・土石製品	コンクリート製品製造業	側溝等のコンクリート二次製品の需要が減少している。このため、道路資材の値下げ競争が激しくなっている他、組合員間に受注量の格差が生じている。 若干の売上増加により、収益状況は改善した。
鉄鋼・金属	金属熱処理業	熱処理業界の売上高は、7月までは前年同月比で5%アップとなっていたものの、8、9月に急激に減少し、対前年比10%の減少となった。中国経済の鈍化が影響していると思われる。
	金庫製造業	景況は依然として低迷している。
	ダイカスト製品製造業	取扱品目を問わず、組合員の生産量は減少している。すでに雇用調整を行った組合員も現れている。
	缶製造業	今年の11月は稼働日数が多かったため売上高は前年同月比で増加となったが、1日あたりの平均出荷量では前年同月比5.4%減となった。

鉄鋼・金属	鍍金加工業	前年同月比の売上はやや減少した。自動車関連需要が僅かながら持ち直したことや、スマートフォン等のモバイルデバイス関連の需要が業界をどうにか下支えしている。
	鋳物製造業	発注の一部に遅れが出るなど、安定的な生産体制には程遠い状況が続いている。
	建築金物製造業	マンションの着工件数増加等により売上は増加しているが、依然として先行きの不安感強い。
	電線製造業	需要は回復しているようだが、2番底が懸念される。
一般機械	遊技機製造業	パチンコホールの経営状況が悪化していることから、新台の販売台数が伸びず、売上は昨年とほぼ同様の数字で推移している。
その他の製造	スポーツ用品製造業	武道用品市場が活気を取り戻している。今年度から中学校の体育で武道が必修化されたが、2、3年前から「中学校特需」が顕著になっていた。多くの中学校が武道用品を一通り揃えたため状況は一段落しているが、今後も追加需要が予想されるなど、市場が拡大したことは確かとなっている。しかしながら価格競争が進み、粗悪品も氾濫するなど悪影響も現れている。
	ガス圧接業	稼働率が低下している。建設工事が回復せず、建設資材の単価が下落していることが、景況の悪化に拍車をかけている。
	ネームプレート製造業	中国向けの輸出の減少や円高の影響により、売上が減少している。
	各種製品製造業	自動車部品や半導体関係の受注低迷は長期化する気配にある。

非 製 造 業		
集計上の分類業種	具体的な業種	組合及び組合員の業況等
卸 売	ニット製品卸売業	このところ厳しい寒さによりニット製品の売上げが増加している。ただし、価格競争の激化によりメイドインジャパン製品の前途は厳しい。
	理容用品卸売業	長引く理容業の不況から、業界は閉塞感に覆われている。市場の活性化が待たれている。
	青果卸売業	仕入価格は前年同月比の102.9%と増加傾向にある。
	食肉卸売業	仕入価格が上昇しており、収益を圧迫している。
		ホテル等で行われるパーティー向けの需要は回復しているが、飲食店向けの売上は低調であった。
	美容用品卸売業	収益状況は組合員間で格差が生じている。特に小規模事業者にとっては厳しい年の瀬となりそうである。
	医薬品卸売業	前月より状況はさらに悪化している。不況の長いトンネルが続いている。
	紙卸売業	製紙会社の供給過多や価格競争により紙の販売価格の下落が続いている。組合が抱えている在庫の扱いにも苦慮している。
	電設資材卸売業	首都圏の6月から8月の住宅着工申請数は前年比94%であった。この時期の申請物件の材料納入は10月以降から始まるが、申請数の減少に比例して売上状況は厳しい。ただし、9月の申請数は前年比で10%ほどアップしているため、今後期待している。
	玩具卸売業	前月と変わらず大きな変化は見られないが、相変わらず厳しい状況が続いている。各組合員とも商談会は終了し、完全に年末体制に移行している。クリスマスと正月商戦には万全の準備を臨みたい。
	木材卸売業	やや荷動きは出ているが、大きな量ではない。小口商いが主体のため忙しさはあるものの、収益には結びつかない。秋需としては、盛り上がり欠けている。
	電線卸売業	工事用ケーブルにやや動きが出て来た。首都圏のビル、学校、病院等の耐震補強用の売上が増加している。ただし、中部や関西向けの売上は依然として低調である。
再生資源卸売業	古紙市況の悪化に伴い業績が後退し、人員削減を余儀なくされた組合員も現れている。	
小 売	木材小売業	11月は2週間に亘ってセールスを実施したため、前年同月比での売上は2割増となった。
	時計・宝飾・眼鏡小売業	組合員の取扱品（時計、宝飾、眼鏡）全般の売上が鈍い。売上があるのは低価格帯の商品に限られている。特に低価格商品を主力に揃え、多店舗化している大型チェーン店の台頭が著しい眼鏡の状況は厳しい。

小 売	鶏肉・鶏卵小売業	景況に大きな変化は見られない。鶏肉相場は徐々に上昇しているが、例年この時期は同様の傾向を示している。一般消費者向けの小売は前年並みであるが、業務用の不振は相変わらず続いている。
	銅製品小売業	廃業した組合員が2名発生した。
	電器製品小売業	家電業界はメーカー、量販店、地域小売店とも苦戦しているのが現状である。LED照明器具等の売上増加に努めているが、他の商品の落ち込みをカバーすることは出来ない。ポスト地デジ商品が現れることを期待しているが、今後ますます消費者の購買意欲が低くなり、近い将来にはさらに状況が厳しくなることが予想される。
	眼鏡小売業	客足の減少が続いている。眼鏡一式の価格の下落が収益の悪化に繋がっている。
	中古自動車小売業	売上は悪化の一途を辿っており、回復の兆しも見えない。12月の都知事選と衆院選後の景気回復を期待している。
	古書籍小売業	読書の秋にちなみ、10月下旬から11月上旬にかけて組合員は各地で古書の即売会を実施している。しかしながら、景況は依然として厳しい。
	衣料小売業	アウター関係の売れ行きが振るわず、売上高は前年同月の水準に達しなかった。
	食器小売業	前年同月比では売上や収益状況に変化はないものの、一昨年と比べると20%程度悪化している。
	文具小売業	消費者は量販店と文具店を使い分けている。量販店で購入し、修理は文具店に持ち込むという図式である。修理は手間がかかる一方で、利益は薄い。
	食品小売業	11月の売上高も前年同月比でマイナスとなっているが、前月に比べて悪化度合いは僅かながら改善している。青果や冷凍食品の売上増が状況の改善に寄与した。年末商戦に向けて弾みがつくことを期待している。また、惣菜部門の強化が改めて見直されている。
	家具小売業	家具小売店の販売状況は依然として厳しい状態が続いている。また、閉店や倒産に追い込まれた組合員も現れている。
	米穀小売業	景況は前月と変わらない。米の収穫量は十分あるにもかかわらず、安い米が流通していないため、販売価格が上昇している。こうした中で、量販店やネット販売では価格競争が行われている。需要に応じた米の生産が行われていないことが大きな原因であり、農業政策に問題がある他、全農の指導にも改善点があると思われる。
	豆腐小売業	廃業者が相変わらず発生している。売上不振と高齢化により厳しい経営を強いられている組合員が多い。
	青果小売業	11月は実りの秋であり、家庭菜園で野菜が収穫され、庭先でも果実が実ることから、青果業の売上減少に繋がっている。 おせち料理にも使われるタケノコは、輸入品と国産品の価格差が余りに大きい。国産品の値下がりを見望むばかりである。
商店街	銀座	11月も後半になるとクリスマスのディスプレイが増え、来街者も増加している。また、11月前半に開催したイベントは盛況で、人気企画である「七福神巡り」のために用意した景品2,000個もすべて手渡すことができた。
	赤坂	不況が続く中で、商店街の歩道や車道での客引きがますます増えており、対応に苦慮している。自治体や警察が動いてくれているものの、イタチごっこ状態となっている。
	仙川	飲食関係の集客状況が夜間の時間帯で悪化している感がある。
	目黒	冬物の動きは良いが、全般的な売上状況は厳しい。
サービス	複写業	今期、組合員の多くは設備の拡充を行い、金文字打ち等の内製化を進めている他、人件費の削減を始めとしたコストカットに努めた結果、昨年より好決算を迎える見込みである。しかしながら社員の減少により営業力は低下し、現有顧客のフォローで精一杯という状況も続いている。
	廃棄物処理業	顧客からの処理費用の値引き要請が強まっている。廃棄物の排出量も減少しているのも二重に厳しい。
	飲食業	廃業、脱退する組合員の増加に歯止めがかからない状況にある。
	公衆浴場業	環境省が推奨するウォームビズでは特にウォームシェア(人々が一つの場所で暖かさを共有すること)を呼びかけている。このウォームシェアでは公衆浴場の利用が取り上げられている。公衆浴場は広くて快適だけでなく、個別に風呂を沸かすことに比べて省エネである事が理由となっている。組合ではウォームビズの取り組みに賛同し、ウォームシェアを紹介するポスターを組合員に配布している。また、環境省のウォームビズのサイトには全国浴場組合のバナーが掲載されている。
	自動車整備業	前年度に比べ組合員の倒産件数が増加傾向にある。

サービス	クリーニング業	11月末にクリーニング用の機械や資材の展示会が東京ビックサイトで開催された。業界の不況により年々規模は縮小しているが、予想より来場者数は伸びたようである。来場者の多くは大手クリーニング業者の関係者であるが、個人店からの参加者も増えた模様である。
運 輸	貨物自動車運送業	景気の回復は思わしくなく、荷動きは低調気味である。 全体的に景気は横ばい状態であり、盛り上がり欠ける。エコカー補助金の終了に伴い、自動車関連の輸送量は低下している他、建設関連も低調である一方で、食品等の生活関連品の輸送は現状維持となっている。業界のジリ貧傾向が続き中小規模の事業者の倒産や廃業の増加が懸念される。 中国との関係悪化や海外経済の減速により輸出状況が厳しいことが、運送業界の受注量の減少に繋がっている。
	港湾運送業	東京都は輸出コンテナの放射線検査体制を強化するため東京港のゲートの一カ所に放射線測定器を設置し試験運用を行ってきた。現在までに問題なく運用されていることから、今後はコンテナターミナルの全てのゲートに測定器を設置して本格運用を実施することとなった。また、東京港の貿易コンテナの取扱量は輸出入で4.4%の減少となり、2ヶ月ぶりにマイナスとなった。
建 設	内装工事業	廃業する組合員の続発が懸念材料となっている。

✓ 行政庁・中央会に対する主な要望事項

集計上の分類業種	具体的な業種	主な要望事項
鉄鋼・金属	金属熱処理業	受注量が減少している中で、電気・ガス料金の高止まりが続いていることが、収益の悪化に繋がっている。中小企業への支援策の実施を期待している。
	建築金物製造業	中国との関係悪化は業績に影響している。早期の関係改善をお願いしたい。
その他の製造	ネームプレート製造業	消費増税が行われた際の影響が心配される。中小企業に対する支援策を講じていただきたい。また、染色に使われるアゾ色素について、毒性が懸念されるため業界では自主規制を講じているが、検査費用等の補助をお願いしたい。
小 売	青果小売業	TPP が中小零細企業に及ぼす影響について、公平な立場から専門家に講演していただきたい。
	豆腐小売業	デフレの進行を抑える為の景気刺激策を講じていただくとともに、大型店対策にも力を入れていただきたい。
	自動二輪小売業	一般社団法人全国高等学校PTA連合会は、30年近く続いた高校生をオートバイに乗せない為の取り組みである「三ナイ運動」を終了し、代わりとして交通安全教育を推進することとなった。国や自治体はこうした動きに合わせ、オートバイを否定するのではなく、交通ルールや安全運転の教育を導入していただきたい。
	時計・宝飾・眼鏡小売業	中央会はあらゆる業種の現状を把握していることから、生きた情報を様々な形で発信していただきたい。
サービス	複写業	中小企業への支援策を拡充していただくとともに、中小企業が生き残りを図れる施策や指針を明示した中小企業白書を作成していただきたい。
運 輸	貨物自動車運送業	中小企業金融円滑化法の期限が切れた後、ソフトランディングできるような金融支援策を講じていただきたい。
建設業	内装工事業	オリンピックの招致運動を盛り上げ、招致を成功させることで、国民の元気が出るようにしていただきたい。
	管工事業	新たな政権には景気対策を最優先事項としていただき、デフレ脱却に努めていただきたい。



謹賀新年



東京カットグラス工業 協同組合

理事長 林 克美

〒136-0071
江東区亀戸2-9-6-101
TEL:3681-0961 FAX:3681-1422

協業組合城西産業

理事長 橋本 強

〒164-0012
中野区本町4-44-13-21
TEL:3382-6301 FAX:3381-5289

ヘルスケア商栄福祉 協同組合

理事長 金澤 葵

〒107-6030
港区赤坂1-12-32
アーク森ビル30階
TEL:3505-0218 FAX:3505-6198

東京眼鏡販売店協同組合

理事長 片山 敬三

〒103-0027
中央区日本橋3-3-5
新日東ビル
TEL:5203-1661 FAX:5203-1663

ふそう工業協同組合

理事長 原 正

〒144-0051
大田区西蒲田2-9-10
TEL:3753-2111 FAX:3753-2115

東京産機協同組合

理事長 杉田 善司

〒101-0047
千代田区内神田3-4-15
TEL:3256-7505 FAX:3256-7503

東京都フルーツ加工販売 協同組合

理事長 清水 信次

〒103-0023
中央区日本橋本町3-6-2
TEL:3661-4001 FAX:3661-4049

日本タオルリース協同組合

理事長 末吉 伊佐夫

〒104-0061
中央区銀座6-6-1
銀座風月堂ビル5階
TEL:5537-7727 FAX:5537-5281



謹賀新年



東部金属熱処理工業組合

理事長 齊藤基樹

〒108-0073
港区三田 2-14-4
三田慶応ビジネス 604号
TEL:3452-5780 FAX:3452-7336

世田谷害虫防除協同組合

理事長 金子秀五郎

〒155-0032
世田谷区代沢 5-7-17
TEL:6805-3666 FAX:6805-3666

府中テクノクリエータ 協同組合

理事長 会田三則

〒183-0026
府中市南町 5-38-30
TEL:042-364-1243 FAX:042-360-6502

東部ファスナー協同組合

理事長 千葉恵一

〒116-0014
荒川区東日暮里 6-16-5
TEL:3807-9651 FAX:3807-9653

東京都光沢化工紙協同組合

理事長 小原隆

〒170-0002
豊島区巢鴨 3-3-13
コア・ハナミ 201
TEL:3576-5600 FAX:3576-5656

東京都漬物事業協同組合

理事長 泰地武

〒101-0021
千代田区外神田 2-2-17
共同ビル
TEL:3253-9744 FAX:3253-9755

東部建設原材事業協同組合

理事長 吉田久蔵

〒135-0014
江東区石島 17-12
TEL:3647-2511 FAX:3640-0059

東京都遊技業協同組合

理事長 阿部恭久

〒162-0846
新宿区市谷左内町 8
遊技会館 2階
TEL:3260-7382 FAX:3268-4644



謹賀新年



神田木材企業組合

理事長 平野 徳子

〒101-0047
千代田区内神田 1-1-7
東大手ビル3階
TEL:3291-7011 FAX:3291-7014

全日本爬虫類皮革産業 協同組合

理事長 竹原 洋一

〒111-0042
台東区寿 1-17-10
21 プラザヤマヤ4階
TEL:3845-9260 FAX:3845-9261

東京木材問屋協同組合

理事長 吉条 良明

〒136-0082
江東区新木場 1-18-8
TEL:5534-3111 FAX:5534-7711

東部工業用ゴム製品卸 商業組合

理事長 西山 博務

〒104-0045
中央区築地 3-9-10
築地ビル5階
TEL:3543-5332 FAX:3543-5656

東京多摩青果物商業 協同組合

理事長 美呂津 邦夫

〒203-0043
東久留米市下里 6-4-1
TEL:0424-75-4023 FAX:0424-72-8083

日本ダイカスト工業協同組合

理事長 長田 司

〒105-0011
港区芝公園 3-5-8
機械振興会館 511号室
TEL:3431-0566 FAX:3431-9762

協同組合 小山教育産業グループ

理事長 小山 甚一

〒150-0045
渋谷区神泉町 11-1
TEL:5459-8820 FAX:5459-8824

三多摩管工事協同組合

理事長 松田 英行

〒190-0023
立川市柴崎町 5-11-23
TEL:042-525-4430 FAX:042-523-0566



謹賀新年



企業組合 労協センター事業団

理事長 藤田 徹

〒171-0014
豊島区池袋 3 - 1 - 2
TEL:6907-8030 FAX:6907-8031

全国流通菓子卸協同組合

理事長 木村 光男

〒108-0014
港区芝 4 - 1 2 - 2
TEL:3457-5764(代) FAX:3457-5767(代)

東京都電機商業組合

理事長 関山 一郎

〒113-0034
文京区湯島 3 - 6 - 1
TEL:3831-9684 FAX:3831-5545

東京神棚神具事業協同組合

理事長 窪寺 伸浩

〒145-0062
大田区北千束 2 - 3 - 2
TEL:3386-1153 FAX:3386-1165

中ノ郷信用組合

理事長 酒井 二三男

〒130-0005
墨田区東駒形 4 - 5 - 4
TEL:3622-7131 FAX:3622-6367

東京大田市場青果卸売 協同組合

理事長 宮本 浩章

〒143-0001
大田区東海 3 - 2 - 1
TEL:5492-3000 FAX:5492-3479

日本遊技機工業組合

理事長 市原 高明

〒104-0031
中央区京橋 1 - 2 - 5
京橋TDビル2階
TEL:3281-0012 FAX:3281-0016

東京魚市場卸協同組合

理事長 山崎 治雄

〒104-0045
中央区築地 5 - 2 - 1
東京都中央卸売市場築地市場内
TEL:3541-1122 FAX:3546-8284



謹 賀 新 年



東京都正札シール印刷 協同組合

理事長 小宮山 光 男

〒110-0014
台東区北上野2-25-4
TEL:3844-8826(代) FAX:5828-8797

東京壺容器協同組合

理事長 田 村 豊 也

〒104-0033
中央区新川1-3-7
TEL:3551-5238 FAX:3551-5981

協同組合庄や和食グループ

理事長 平 辰

〒143-0016
大田区大森北1-22-1
TEL:3764-6431 FAX:3764-6435

東京ネームプレート工業 協同組合

理事長 上 原 洋 一

〒110-0012
台東区竜泉1-28-4
TEL:3874-6121 FAX:3875-0658

東京都印刷工業組合

理事長 島 村 博 之

〒104-0041
中央区新富1-16-8
TEL:3552-4021 FAX:3553-2653

新東京輸送事業協同組合

理事長 岸 倍 男

〒135-0011
江東区扇橋3-11-8
TEL:3646-1317 FAX:5690-3692

大田市場青果バナナ冷蔵庫 協同組合

理事長 青 木 稔

〒143-0001
大田区東海3-2-4
TEL:5492-2640 FAX:5492-2645

東京都染色工業協同組合

理事長 五月女 利 光

〒169-0051
新宿区西早稲田3-20-12
TEL:3208-1521 FAX:3208-1523



謹賀新年



東京合金鑄造工業協同組合

理事長 青山康彦

〒104-0045
中央区築地2-7-12
15山京ビル8階807号室
TEL:3542-4688 FAX:5565-0965

東京都コンクリート製品協同組合

理事長 高村慎一

〒101-0052
千代田区神田小川町1-8-3
TEL:3526-7301 FAX:3526-7302

東京八ガネ商協同組合

理事長 竹内誠二

〒143-0023
大田区山王2-3-10
大森三菱ビルディング
TEL:3773-1410 FAX:3773-1762

東京無線協同組合

理事長 川村泰利

〒169-0073
新宿区百人町2-18-12
TEL:5860-9522 FAX:3364-1201

東京都洋服商工協同組合

理事長 松田義明

〒162-0844
新宿区市谷八幡町13
TEL:3269-7651 FAX:3269-7653

東京都ラベル印刷協同組合

理事長 弓納持昇

〒111-0051
台東区蔵前4-16-4
TEL:3866-4561 FAX:5821-6443

東京都製本工業組合

理事長 大野亮裕

〒173-0012
板橋区大和町28-11
TEL:5248-2451 FAX:5248-2455

東京都葬祭業協同組合

理事長 濱名雅一

〒113-0021
文京区本駒込3-30-3
TEL:3941-4291 FAX:3941-4293



謹賀新年



東京都化粧品装粧品小売 協同組合

理事長 竹 守 要 平

〒103-0004
中央区東日本橋2-10-5
TEL:3861-2595 FAX:3861-2597

三多摩製麺協同組合

理事長 岡 部 稔

〒190-0022
立川市錦町5-13-26
TEL:042-522-5639 FAX:042-525-6127

東京包装容器リサイクル 協同組合

理事長 笠 井 仁 志

〒107-0051
港区元赤坂1-1-18
TEL:3402-7460 FAX:3402-7522

東京玩具製問協同組合

理事長 戸 所 正 敏

〒130-0005
墨田区東駒形4-22-4
TEL:3829-2520 FAX:3829-2549

東京服装ベルト工業 協同組合

理事長 佐々木 多喜男

〒111-0032
台東区浅草4-49-8
TEL:3874-4792 FAX:3874-3670

エス・ピー・シー中央理美容 事業協同組合

理事長 古 森 哲 夫

〒150-0012
渋谷区広尾1-1-33
SPC JAPANビル5階
TEL:6418-0511 FAX:6418-0514

城南建物管理協同組合

理事長 多辺田 財

〒143-0016
大田区大森北1-29-15
大森佐藤ビル4階
TEL:3766-5129 FAX:3766-5065

東京合羽橋商店街振興組合

理事長 高 橋 敏 弘

〒111-0036
台東区松が谷3-18-2
TEL:3844-1225 FAX:3841-5916



帝京大学経済学部教授
黒崎 誠

GDP速報、個人消費、機械受注などの多く景気指標が悪化していることから政府は、昨年10月の月例経済報告で「回復」の2文字を削除し不況に陥っていることを正式に認めた。長期化する超円高、デフレに加えて中国の経済成長も落ち込むなど景気情勢は不透明感を強める一方だ。中でも中小企業の景況は一段と冷え込んでいる。だが、日本は依然として高い国際競争力を維持しており、それを支えているのは中小企業だ。今年の春くらいから景気は再び回復に向うと見られるが、カギを握るのは中小企業の底力だ。



不透明感の増す内外経済

最近発表されたGDP速報は、年率3.5%のマイナスとなった。機械受注、鉱工業生産指数なども景気の足取りの弱さを示すものばかりで最大の要因は、超円高が是正できないことだ。民主党政権が、発足した時点での為替相場は1ドル90円台となっていたが、その後は円高が進む一方でトレンドとしては70円台後半での推移を繰り返した。政府・日銀は4度も為替市場に介入したが、瞬間的には円高が是正されるものの直ぐに元の水準に戻り民主党政権による為替政策は完全に失敗に終わった。また、日銀は金融緩和を続けたが、消費者物価は依然とし

中小企業の底力

て値下がりが続けている。デフレ解消策でも失敗したことになる。日銀の金融政策の失敗として財務相が、日銀の金融政策決定会合に出席して暗に圧力もかけた。有効な政策を打ち出せずデフレ、円高是正の責任を全て日銀に押し付けた民主党政権にも大きな責任がある。

EUの金融危機は、ギリシャが厳しい財政再建案を受け入れたことから大きな山を越したかに見えたが、新たな問題が発生した。失業率が、20%を上回る経済危機に見舞われているスペインのカタルーニャで独立の動きが活発化しているからだ。EUの厳しい財政再建策に反発して独立を目指す地域はベルギー、イギリスなどにもあり、新たな火種になりかねない。

中国の7～9月期のGDPは前年同期比7.4%増に止まった。4～6月期が同7.8%増であったから2四半期続けて7%台の成長となり、2012年の成長率は8%に届かないとの見方が有力。8%台の成長は13年ぶりの低成長になる。

インフレ防止のため景気を大きく浮上させる大型景気対策を打ち出すことは難しい。さらに、1970年代から開始された「1人っ子」政策によって本格的な高齢化社会を向える。生産年齢人口は、2015年にピークを迎えその後は減少の一途を辿る。中国の高い成長を支えてきたのが、豊富で安価な労働力。

地方にはまだ豊富な労働力があるとの見方もあるが、中国経済が大きな曲がり角を迎えていることは間違いない。だが、人口は世界最大の13億5千万人。日本の25倍の国土を持ち、石炭、レアメタルなどの地下資源も豊富。経済発展によって中産階級も急増しており、内需による景気拡大も可能だ。

尖閣諸島の領有権を巡り、中国国内で激しい反日デモが頻発し日系企業の工場が焼かれ、スーパーやデパートでは略奪も発生した。日本製品のボイコットは今でも続いている。このため海外の投資先を中国からインド、ベトナム等へ変更する企業が相次いでいる。日本企業の中国への投資額は米国企業を上回る。また、日系企業で働く中国人は100万人近いと推定され、現在のような経済関係は中国経済へも大きなマイナスとなる。政治が全てに優先する国であるから予断は許さないが、春までには改善に向けた何らかの動きが出てくる可能性は十分ある。逆に日本も改善に向けての努力を開始する必要がある。



まだ高い日本の国際競争力

内外情勢はこのように不透明感を増すばかりであるが、日本経済にとって最大の明るい材料は高い国際競争力だ。薄型テレビなどの家電製品で日本は、韓国に負けた。だが、薄型テレビ等に使われる部材で日本は、圧倒的なシェアを占めており、日本でなくては生産できないものも多い。中でも100万分の1ミリの精度のナノテクの技術で日本は世界のトップ水準技術を維持している。京都大学の山中教授がノーベル賞を受賞した。日本はアジアで最も多くのノーベル賞受賞者を輩出している。韓国、中国からの化学、物理、医学等の分野での受賞者は皆無。しかも、日本にはノーベル賞候補とされる科学者が数多くいる。日本の基礎技術の高さを示すものといえよう。

自動車はトヨタ1社だけでも1千万台を生産しており日本は、世界最大の自動車生産国。燃費が低く、環境に優しい技術が背景にある。自動車は1千分の

1ミリどころか1万分の1ミリ単位の精度を必要とする約2万点の部品によって組み立てられる。さらに優れた鉄鋼、プラスチック、特殊鋼などの基礎資材を必要とする。高い技術力を誇る日本産業界の総合力が、自動車王国を支えている。その他にも産業用ロボット、建設機械、工作機械、炭素繊維など世界で圧倒的なシェアを誇る産業は数多く存在する。



日本経済の再生は中小企業から

この高い国際競争力を支えているのは中小企業だ。東日本大震災で東北、北関東の町工場が被災を蒙ったためにトヨタや日産だけでなく多くの先端企業が、生産に支障をきたしたことだけでも証明できよう。日本には世界トップの技術やシェアを持つ中小企業が3千社程度存在すると推定される。小さな企業だが、生産をストップしたら世界の大手企業が生産に支障をきたすオンリーワン企業も少なくない。日本にある200万の企業の中で中小企業は99%以上を占め、75%の人は中小企業で働いている。中小企業は日本経済の中核的な存在であり、世界を支えているのだ。大手企業がリストラという人員整理を進める中で「絶対に人員整理をしない」と必死で頑張る中小企業は少なくない。

東大阪の中小企業は、自分達の実力を示すとして小型人口衛星を打ち上げ、2015年には二足ロボットを月面に着陸させる計画を進めている。大阪が宇宙なら東京は深海と葛飾、墨田等の町工場が集まって深海探索艇の開発に挑んでいる。中小企業の技術力と心意気を示す典型的な例だろう。軽工業、重化学工業、先端作業と日本の産業構造は目まぐるしく変化してきた。しかし、GDPに占める中小企業の割合は60%程度と変化がなく、激しい産業構造の変化に対応してきた。上記のように中小企業独自の技術力や経営者としての「意地」を見せる動きも出てきている。大企業が注目をされがちだが中小企業が、日本経済を支える時代になったといっても過言でないだろう。

TOPICS

建設現場の安全は足場が守ります

皆さんが建築現場で見かける、足場は建築・土木工事で鳶さんや鉄筋工さんが安全に作業するためのものです。歴史も古く、仏教伝来の際、寺や大仏を建立する際にもしっかりと足場が必要であったため、中国や古代朝鮮からその技術が伝播したものと考えられます。江戸時代の浮世絵では、木造住宅を修繕している際にも足場が用いられていることもあり、足場は大工さんにとっても必需品であったことが伺えます。つい最近までは足場に丸太を使っていましたが、最近の技術革新により、金属製品にとって変わられました。

しかし、足場は作業員の命を守る大切な製品であるにもかかわらず、建設工事が完了すると撤去されるため、今ひとつ重視されていないことは建設業界の中で大きな問題になっています。全産業の中で最も死亡事故が多いのは建設工事で毎年350人ほど亡くなっており、墜落・転落はその40%を占め、その大きな理由として、足場からの墜落災害があげられます。

人命は何よりも尊いはずですが、残念ながら建設現場ではなおざりにされているのが現状です。そこで私たち全国仮設安全事業協同組合では、仮設業界の総力を結集し、「仮設に起因する労働災害の撲滅」を誓い、ハード面では、足場の床板を取り付ける前に、一段上の手すり部分を取り付けて行うこととし、足場の床を取り外す際には、床板を取り外してから手すりを外す作業方法を採用「手すり先行工法」及び二段手すりと幅木の設置の徹底、ソフト面では、足場のプロが第三者の目で点検表を使用してチェックする体制を整えました。本組合では、足場点検の専門家である仮設安全監理者を養成しており、これまでに6,000人以上が誕生し、全国津々浦々で点検に取り組んでいます。

「手すり先行工法」による二段手すりや幅木の設置については、国や地方自治体の発注工事では義務化されていますが、民間工事での普及率はまだまだです。また、足場のプロが点検することが本来であれば望ましいのですが、国や地方自治体では、推奨しているものの、民間ではこれもハード面と同様ま

だ道半ばです。国や地方公共団体(官公需)の工事と民間工事での安全対策に乖離があることは由々しきことであることとし、これを国民運動として邁進しております。そこで、約750名の関係者が参加して年1回開催される全国仮設安全大会等の席上で来賓としてご出席される国会議員や行政の幹部の皆様、本組合青年部が中心となり訴えており、昨年11月開催の大会でも決議文を読み上げ要望しました。

現状では、こうした安全面の不備や親御さんの反対もあり、若い建設職人の入職も極端に減り、このままでは、建設業界が成り立たなくなってしまう危機感を本組合員一同が共有した思いでいます。待遇面の向上だけではなく、何よりも安全かつ安心した作業環境の実現と、明るい建設産業の構築こそが本組合の大きな夢です。

本来はハード面とソフト面の安全対策を法律で義務化することで足場からの墜落災害は大幅に減少するのですが、コスト面などの困難も多いことから、本組合として引き続き安全対策の確立に向け努力してまいります。



仮設安全管理者による足場の安全点検の様子

全国仮設安全事業協同組合

東京都中央区日本橋小伝馬町15-18

日本橋SKビル5階

TEL : 03-3639-0641

URL : www.kasetsuanzen.or.jp

環境経営に
取り組む中小企業を
支援します

エコアクション21 認証・登録制度



エコアクション21
地域事務局 1-043

環境に配慮した経営は社会的な要請

昨今、大企業のみならず中小企業においても、環境に配慮した経営が求められています。こうした中、平成19年6月1日に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」の中において、『エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』とエコアクション21の活用が規定されました。

環境経営を具体的に体系だって推し進めていく仕組みが「エコアクション21認証・登録制度」です。

現在、環境認証の仕組みとしては、国際標準化機構のISO14001が有名ですが、ISO14001規格をベースとしつつ、日本独自の比較的短期間でしかも低コストで取得でき、中小事業者にも取り組みやすい環境認証システムがエコアクション21であり、その認証・登録は一般財団法人持続性推進機構が実施しています。

中身は決して「ミニISO」「簡易版ISO」ではありません。

エコアクション21認証・登録のメリット

取引先からの「環境経営」の要請・条件にも、ほとんどの場合ISO14000と同様にみなされており、最近の動きとしての、大手企業や行政機関が環境への取組や環境経営を取引や入札の条件の一つとする「サプライチェーンのグリーン化」に対応することが出来ます。また、「エコアクション21」のロゴマークを使用できるようになり、会社案内、名刺等にロゴマークを印刷することにより、対外的なPR効果が得られます。

こうして一義的には「環境経営」の「証」になりますが、その取組は結果としてコストの削減、従業員の意識改革、生産性向上といった経営の合理化・効率化にもつながる大変有益なものです。

組合による集団取り組みに助成

“エコアクション21にどのように取り組んだらいいかわからない”などの悩みをお持ちの事業者の方は、必要に応じて、審査を受ける前に審査人資格を有する者によるコンサルティング（有料）を受けることもできます。また、組合で複数企業がまとまって取り組む場合には、コンサルティング費用を助成する制度もあります。

※標準的なコンサルティング料金は、1回当たり（3時間程度）3万円程度が考えられますが、審査人により料金は異なります。



お問い合わせ等はお気軽に

エコアクション21地域事務局 東京都中小企業団体中央会
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18
電話 03(3542)0386 FAX 03(3545)2190
URL http://www.tokyochuokai.or.jp/ea/ea_main.html

無料職業紹介所を開設しています！

求人・求職にご活用ください！！

東京中央会では、事業協同組合等の事務局体制の整備・充実強化をより効果的なものにするため、求人・求職の紹介・あっせんなどを行う「中央会無料職業紹介所」（職業紹介機関 13-特-000002）を開設しています。

求人（中小企業組合）及び求職者（※中小企業組合士等）の利便性の向上、組合が必要とする労働力の確保、雇用の安定に向け、求人情報の収集や求職者への求人情報の提供等の業務を行っています。是非、ご活用ください。

求人・求職の申込み手続きは、次のとおりです。なお、当紹介所の利用は全て無料です。

求人の申込みのときは

- ①当紹介所に備えた「求人票」に記入
- ②求人票の提出（FAX・郵送 可）

求職の申込みのときは

- ①本人が直接来会
- ②当紹介所に備えた「求職票」に記入
- ③求職票の提出（代理での申込み 不可）

～組合の理事長様へ～

当紹介所では、組合職員の求人情報を収集しています。皆様からの求人情報のご提供をお待ちしています。

※中小企業組合士とは、中小企業組合の事務局に従事する役職員等の方に、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に対して、与えられる称号で、中小企業庁の後援も得て実施している制度です。

以下は、平成 24 年 12 月 17 日現在で登録されている求職者のリストです。

登録番号	就業可能時期	希望雇用形態	取得資格スキル	職歴 (直近)
		希望給与(月額)		
0701	採用決定時より	臨時職員 (週3日1日 実働6時間) 15万円	中小企業組合士 銀行業務検定試験(財務2級) 銀行業務検定試験(税務3級) 普通自動車免許	金融機関 36年
0901	採用決定時より	正職員 18万円	日商簿記1級 宅地建物取引主任者 特殊無線技士(無線電話乙) 損害保険普通資格 金融検定協会「経済産業省」最高財務責任者(K-CFO)	製造業(監査役) 16年
0902	採用決定時より	正社員 (年収)450万円	中小企業組合士 実用英語技能検定2級 日商簿記2級 普通自動車免許	団体職員 7年
0904	採用決定時より	正職員 20万円	中小企業組合士	団体職員 38年
1101	採用決定時より	正職員 応相談	損害保険募集人資格 普通自動車免許	団体職員 29年
1104	応相談	正職員又はパート 応相談	中小企業組合士 実用英語技能検定準1級 国連英語検定A級 日商珠算2級 第一種証券外務員 普通自動車免許	出版社 14年
1105	採用決定時より	正職員 応相談	中小企業組合士 全商簿記1級 全経簿記1級 会計ソフト実務能力試験1級 普通自動車免許	団体職員 16年
1106	応相談	応相談 応相談	中小企業組合士 社会保険労務士 宅地建物取引主任者 ファイナンシャル・プランナー2級	団体職員 5年

登録番号	就業可能時期	希望雇用形態 希望給与(月額)	取得資格スキル	職歴 (直近)
1108	採用決定時より	準正職員 (週3日~4日) 20万円	中小企業組合士 全商簿記1級 全商珠算1級 Excel・Word 初級 防火管理者 貸金業取引責任者	団体職員 8年
1109	採用決定時より	正職員又はパート 応相談	電気工事士 損害保険特級(一般) 宅地建物取引主任者 日商ビジネスコンピュータ3級 衛生管理者 普通自動車免許	団体職員 8年
1110	採用決定時より	正職員 25万円	普通自動車免許	団体職員 5年
1202	応相談	正職員又はパート 応相談	社会福祉士、福祉住環境コーディネーター2級、成年後見受任資格登録、福祉サービス第三者評価・外部評価調査員資格、普通自動車免許	団体職員 3年
1204	採用決定時より	正職員 応相談	中小企業組合士 自動車運転免許(中型)	団体職員 4年
1205	採用決定時より	正職員 18万円	中小企業組合士 普通自動車免許	団体職員 15年
1206	採用決定時より	正職員又はパート 応相談	中小企業組合士 普通自動車免許 防火管理者	団体職員 11年
1207	採用決定時より	正職員又はパート 応相談	中小企業組合士 普通自動車免許	団体職員 9年
1208	採用決定時より	正職員 20万円以上	簿記3級 ビジネスキャリア検定(物流管理・手法)合格	団体職員 7年
1209	採用決定時より	正職員又はパート 10万円以上 (時給900円以上)	中小企業組合士 普通自動車免許	団体職員 36年
1210	採用決定時より	正職員又はパート 18万円以上 (時給950円以上)	中小企業組合士 日商簿記3級 建設業経理事務士2級 管理業務主任者	金融機関 38年
1211	平成25年1月より	正職員 応相談	日商珠算3級 日商簿記2級 全経簿記1級 ワープロ検定3級	小売業 15年
1212	採用決定時より	正職員 応相談	中小企業組合士 普通自動車免許	団体職員 32年
1213	採用決定時より	正職員 30万円	中小企業組合士 簿記2級	団体職員 18年

* 各求職者の詳細な情報を希望する場合は、下記までご連絡ください。

お申込み・お問合せ 東京都中小企業団体中央会 労働課
東京都中央区銀座 2-10-18 中小企業会館 8階
(直通) 03-3542-0388 (FAX) 03-3545-2190



謹賀新年



マンションリフォーム 協同組合

理事長 久保泰男

〒151-0053
渋谷区代々木2-23-1
ニューステイトメナー709号
TEL:5388-6504 FAX:5388-6676

日個連東京都営業協同組合

理事長 中島通

〒170-0005
豊島区南大塚1-2-12
日個連会館
TEL:5976-9111 FAX:5976-9110

協同組合東京文具のれん会

理事長 鈴木康夫

〒111-0053
台東区浅草橋1-35-6
才喜ビル1階
TEL:5823-5580 FAX:6801-7740

東京都化粧品洗剤卸商業組合

理事長 森友徳兵衛

〒103-0016
中央区日本橋小網町16-21
フォレスト301
TEL:6423-1195 FAX:6423-1196

浦安鐵鋼団地協同組合

理事長 清水範子

〒279-0025
千葉県浦安市鉄鋼通り2-1-6
TEL:047-350-5311 FAX:047-350-5316

城西個人タクシー事業 協同組合

理事長 杉本秀雄

〒154-0016
世田谷区弦巻2-30-18
TEL:3429-0326 FAX:3429-9802

協同組合新宿専門店会

理事長 安部三樹男

〒160-0022
新宿区新宿3-1-22
NSOビル
TEL:3225-1771 FAX:3225-5566

足立医師協同組合

理事長 田澤公基

〒123-0841
足立区西新井7-13-4
TEL:3896-2211 FAX:3896-2212



謹 賀 新 年



日本鍍金材料協同組合

理事長 西 山 雅 憲

〒103-0025
中央区日本橋茅場町2-13-8
TEL:3666-2416 FAX:3666-3114

東日本セメント製品工業組合

理事長 林 重 信

〒101-0043
千代田区神田富山町28-2
松井ビル
TEL:3255-3151 FAX:3255-3154

地場企業振興協同組合

理事長 中 村 晃 生

〒103-0001
中央区日本橋小伝馬町17-9
さとうビル3階
TEL:3667-5300 FAX:3667-5305

全互連冠婚葬祭中央協同組合

理事長 小 泉 進

〒116-0013
荒川区西日暮里2-27-4
シティ日暮里301号
TEL:3891-3140 FAX:3891-7633

東京都生花商連合協同組合

理事長 小 林 徹

〒106-0041
港区麻布台1-7-3
TEL:3583-5587 FAX:3584-3787

大田区リサイクル事業 協同組合

理事長 西 義 雄

〒144-0052
大田区蒲田5-36-2
相互蒲田ビル403
TEL:5714-1771 FAX:5714-1772

東京湾遊漁船業協同組合

理事長 飯 島 正 宏

〒140-0002
品川区東品川1-7-1
TEL:3471-7401 FAX:3458-6835

東京都豆腐商工組合

理事長 平 田 久 志

〒101-0054
千代田区神田錦町3-11
TEL:3294-5621 FAX:3294-7353



謹賀新年



東京都左官工業協同組合

理事長 堀本重幸

〒162-0824
新宿区揚場町1-21
TEL:3268-2331 FAX:3268-2332

新神田市場青果卸売協同組合

理事長 平国秋

〒143-0001
大田区東海3-2-1
TEL:5492-4500(代) FAX:5492-4691

東京紳士服専門店協同組合

理事長 森和夫

〒101-0025
千代田区神田佐久間町2-8
TEL:3861-8961 FAX:3861-8963

配電盤茨城団地協同組合

理事長 白川節太郎

〒105-0012
港区芝大門2-11-1
配電盤工業会館3階
TEL:3434-1305 FAX:3434-1309

東日本遊技機商業協同組合

理事長 中村昌勇

〒110-0015
台東区東上野3-18-7
上野駅前ビル
TEL:3832-5439 FAX:3831-3053

東京都クリーニング商工業協同組合

理事長 伊澤勝令

〒112-0004
文京区後楽2-3-10
白王ビル2階
TEL:3813-4251 FAX:3813-4258

外国自動車輸入協同組合

理事長 安藤良一

〒156-0041
世田谷区大原2-1-18
TEL:5355-6411 FAX:5355-6415

城南運送事業協同組合

理事長 浅井隆

〒143-0006
大田区平和島5-11-1
TEL:3765-0151 FAX:3768-2701



謹賀新年



新宿製本福祉協同組合

理事長 小高祥弘

〒162-0801
新宿区山吹町342
司ビル5階
TEL:6265-3191 FAX:6265-3192

小平市清掃事業協同組合

理事長 高杉憲由

〒187-0022
小平市上水本町4-8-12
TEL:042-321-2682 FAX:042-323-2828

協同組合 東京畳工事同志会

理事長 吉藤正彦

〒104-0031
中央区京橋2-11-5
TEL:3567-6469 FAX:3567-6470

三多摩清掃事業協同組合

理事長 高橋誠

〒207-0031
東大和市奈良橋6-885-7
TEL:042-516-9866 FAX:042-516-9877

東京都生コンクリート 工業組合

理事長 込山久夫

〒104-0032
中央区八丁堀2-26-9
TEL:3553-7541 FAX:047-431-9215

日本金属工事業協同組合

理事長 宇津野和俊

〒110-0016
台東区台東1-6-6
古茂田第一ビル301
TEL:3831-2981 FAX:3831-2982

東京魚商業協同組合

理事長 神田秀次郎

〒104-0045
中央区築地5-2-1
TEL:3541-7415 FAX:3546-7862

東京金銀器工業協同組合

理事長 森將

〒110-0015
台東区東上野2-24-4
TEL:3831-3317 FAX:3831-3326



公認会計士 松澤 修 No.508

仮受賦課金繰入の条件



協同組合における非経済事業は、組合員から徴収する賦課金で運営されるのが原則です。この賦課金が非経済事業の運営の都合により、年度末に残余が生じた場合には、課税所得として、法人税の申告が必要です。ところが、この賦課金の残余について、これを仮受処理することによって、課税されない仮受賦課金の制度があると聞きました。

この仮受賦課金の制度とは、どのような取り扱いですか。



法人税法上別表3（協同組合等の表）に掲げられる協同組合は、別表2（公益法人等の表）に掲げられる出資を有しない商工組合と異なり、年度末に賦課金に残余が生じた場合には、その残余は法人税の課税対象に取り込まれることとなっている。

しかし、「協同組合等」に属する組合であっても、この賦課金の残余が一定の条件に適合するならば、これを課税対象としない取り扱いがある。これが「仮受賦課金」の制度である。

<法人税法基本通達

14-2-9>

（協同組合等の特別の賦課金）

協同組合等が、組合員に対し教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合において、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌事業年度に繰り越されたため、当該賦課金につき残余が生じたときにおいても、その残余の額の全部又は一部をその目的にしたがって翌事業年度に支出することが確実であるため、その支出することが確実であると認められる部分の金額を当該事業年度において仮受金等として経理したときは、これを認める。

この通達が示すように、協同組合における年度末における賦課金の残余について、これを次年度に繰り越す仮受処理が認められる。この仮受処理の対象となるのは、一般に教育情報事業と呼ばれる教育事業又は指導事業に充てる賦課金の残余に限られる。さらに、その残余を生じた原因である

その事業年度内に実施できなかった事業を、翌事業年度に繰り越して、これを確実に実施することが条件となる。

協同組合にあっては、組合法の定めにより、通常総会においてその年度の事業計画とその計画を実施する収支予算の承認を求め、この計画と予算にしたがって事業の実施に当たることとなっている。したがって、予算に計上された賦課金に残余が生ずるということは、予算を計上した事業計画の一部がその事業年度内に実施できなかったことによる。この実施できなかった事業を翌年度に繰り越して、これを実施しようとする場合に、この残余に課税が行われることとなれば、その税額分だけ翌年度の予算が不足することとなり、繰り越した予定事業が実施できないこととなる。そこで、この未消化事業を翌年度に繰り越して、これを確実に実施するならば、この賦課金を翌年度に繰り越すための仮受処理を認め、課税対象としない取り扱いを認めている。

この様に、協同組合において仮受処理が認められる賦課金は、教育情報事業に充てる賦課金に限られる。このことは、協同組合が賦課金をもって支出すべき重要な非経済事業は、教育情報事業であるとし、その事業のための賦課金について、仮受処理を認めているのである。

協同組合における非経済事業には、教育情報事業のほかに福利厚生事業があるが、これは専ら組合員間の親睦活動を主とする組合が多いこと、さらに一般管理費に充てる賦課金は、経済事業の管理費用の補填を含み、賦課金の性格が明瞭でない観点から、これらの賦課金に残余が生じても、仮受処理の対象とならない。

先に掲記した通達に見るように、仮受賦課金の対象は、教育事業及び指導事業の賦課金に限定しているから、事業年度末において教育情報事業賦課金について仮受処理できる余地を残すためには、収支予算作成の段階で、賦課金の性格を明らかにしておく必要がある。

組合法律<労働法>相談のご案内

本会では個別労働紛争を減少させることを目的に望ましい労働契約のあり方や、就業規則の変更等について労働法専門の弁護士による組合法律<労働法>相談を実施しています。

3月までの相談日は下記のとおりです。事前予約制ですので、お早目にお申し込みください。

● 組合法律<労働法>相談

いとう まさき
弁護士 伊藤 昌毅 先生
第一協同法律事務所 経営法曹会議常任幹事

1月 25日 (金)

3月 22日 (金)

留意事項

1. 時 間
いずれも午後1時30分から4時30分まで
<1時間30分毎です>
時間区分①1:30~3:00
②3:00~4:30
2. 場 所
東京都中小企業会館9階
東京中央会情報課内「特別相談室」
3. 相 談 料
無料
(会員組合及び会員組合所属組合員限定)
4. 申 込 方 法
必ず事前に電話・FAXで下記宛にお申し込み下さい。
お申し込みの際には、組合名・相談者名・電話番号・相談内容をお知らせください。
相談内容に応じて、関連資料を事前に送付いただくと円滑な相談が可能となります。
お申し込みの際にご相談下さい。
5. 申 込 先
東京中央会 情報課
TEL 03-3542-0389 (直通)
FAX 03-3545-2190

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高年齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の**対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の**対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 **義務違反の企業に対する公表規定の導入**
- 4 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する**指針の策定**

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置（裏面参照）として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。

【経過措置】

ただし、以下の経過措置が認められています。

平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなればなりません。61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



厚生労働省・東京労働局・ハローワーク

LL240928高高事01

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

定年を迎えた高齢者の継続雇用先を、自社だけでなく、グループ内の他の会社（子会社や関連会社など）まで広げることができるようになります。

子会社とは、議決権の過半数を有しているなど支配力を及ぼしている企業であり、関連会社とは、議決権を20%以上有しているなど影響力を及ぼしている企業です。この場合、継続雇用についての事業主間の契約が必要になります。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、労働局、ハローワークが指導を実施します。

指導後も改善がみられない企業に対しては、高齢者雇用確保措置義務に関する勧告を行い、それでも法律違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。

4. 高齢者雇用確保措置の実施・運用に関する指針

対象者基準の廃止後の継続雇用制度の円滑な運用に資するよう、企業現場の取扱いについて労使双方に分かりやすく示すため、高齢者確保措置の実施及び運用に関する指針を新たに策定。【高齢者雇用安定法第9条第3項】

指針のポイント

○継続雇用制度についての留意事項

- ・継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。
- ・就業規則に定める解雇・退職事由（年齢に係るものを除く）に該当する場合には継続雇用しないことができる。
- ・就業規則に定める解雇・退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として解雇・退職の規定とは別に就業規則に定めることもできる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ・ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

- ◆改正法や高齢者雇用確保措置について詳しくは、**最寄りのハローワーク**へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

- ◆（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県にある**高齢・障害者雇用支援センター**では、高齢者雇用アドバイザーの派遣などにより、高齢者雇用についての相談を行っています。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html>



謹賀新年



東京互立工業協同組合

理事長 山下 勝 意

〒140-0004
品川区南品川3-6-33
TEL:3740-2401 FAX:3474-2155

鴻益不動産企業組合

理事長 木田 矩 睦

〒104-0061
中央区銀座2-13-20-504
TEL:3544-0678 FAX:5148-2442

全国倉庫事業協同組合

理事長 醍醐 康 之

〒103-0025
中央区日本橋茅場町1-11-8
紅萌ビル302号
TEL:6231-1452 FAX:6231-1453

流通ネットワーク協同組合

理事長 赤井澤 省 三

〒166-0003
杉並区高円寺南4-6-10
プライム高円寺5階
TEL:3315-9287 FAX:3313-4274

協同組合 東京高速道路利用センター

理事長 久田 龍 二

〒101-0051
千代田区神田神保町2-7-12
昭和ビル9階
TEL:5215-1628 FAX:5215-1629

東京冷凍空調事業協同組合

理事長 沖原 正 宜

〒105-0013
港区浜松町2-8-5
登玖力ビル3階
TEL:5408-6302 FAX:5408-6312

東京洋食器商業協同組合

理事長 山下 洋 文

〒103-0013
中央区日本橋人形町2-25-2
TEL:3666-8755 FAX:3668-2649

東京都公衆浴場商業 協同組合

理事長 関 稔 幸

〒101-0031
千代田区東神田1-10-2
TEL:5687-2641 FAX:3866-9921



謹賀新年



アド製版協同組合

理事長 安藤 雄一

〒120-0012
足立区青井 2-7-14
TEL:3840-6320 FAX:3840-6320

東京都火災共済協同組合

理事長 飯島 玲光

〒104-0061
中央区銀座 2-10-18
TEL:3542-0271 FAX:3545-8606

杉並リサイクル事業 協同組合

理事長 高岡 和敏

〒167-0042
杉並区西荻北 1-3-8
グリーンコーポ 206
TEL:5382-2525 FAX:5382-2424

八王子資源化事業協同組合

理事長 池畑 英樹

〒193-0932
八王子市緑町 377-5
TEL:042-626-8449 FAX:042-626-8449

東京家庭用品流通協同組合

理事長 玉川 義隆

〒140-0002
品川区東品川 4-13-24
TEL:3472-9511 FAX:3472-8374

東京印章協同組合

理事長 池田 秀男

〒101-0051
千代田区神田神保町 2-4
TEL:3261-1017 FAX:3230-4159

練馬測量業協同組合

理事長 太田 正行

〒176-0012
練馬区豊玉北 6-3-3
TEL:3948-2939 FAX:3948-4239

東京出光石油協同組合

理事長 金子 友三子

〒108-0072
港区白金 1-27-6
白金高輪ステーションビル 4階
TEL:5791-3434 FAX:5791-3433



謹賀新年



西東京医師協同組合

理事長 関 孝 和

〒190-0023
立川市柴崎町3-16-11
TEL:042-524-6411 FAX:042-524-6599

月島もんじゃ振興会 協同組合

理事長 村 田 耕 作

〒104-0052
中央区月島1-8-1-103
TEL:3532-1990 FAX:3532-2090

東京包装材料商業協同組合

理事長 大 西 英 一

〒111-0053
台東区浅草橋1-13-6
浅草橋STビル3階
TEL:3863-5961 FAX:3863-5820

三多摩室内装飾事業協同組合

理事長 新 井 信 一

〒190-0022
立川市錦町1-8-5
イーグル立川403
TEL:042-525-4623 FAX:042-527-2155

北 部 信 用 組 合

理事長 田 中 照 恭

〒111-0034
台東区雷門2-2-10
TEL:3842-2014 FAX:3843-7649

東京税理士協同組合

理事長 秋 場 良 司

〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士会館別館2階
TEL:5363-2011 FAX:5363-2008

ゴムアスファルト防水工事業 協同組合

理事長 永 谷 英 夫

〒135-8074
港区台場2-3-2
台場フロンティアビル
TEL:5531-5977 FAX:5531-6815

東京社会保険労務士協同組合

理事長 山 本 勇

〒162-0814
新宿区新小川町8-9
TEL:5227-3537 FAX:3269-5828



謹 賀 新 年



東京都自動車整備商工組合

理事長 西村 健二

〒151-0071
渋谷区本町 4 - 16 - 4
TEL:5365-3611 FAX:5365-9223

東京ディスプレイ協同組合

理事長 田口 徳久

〒104-0061
中央区銀座 1 - 14 - 6
銀座一丁目ビル5階
TEL:5524-8850 FAX:3564-8180

東京都弁当協同組合

理事長 岩田 東一

〒103-0016
中央区日本橋小網町 4 - 4
カネカビル2階
TEL:3669-1464 FAX:3669-1465

協同組合 ビジネス・フォーラム

理事長 根本 照夫

〒101-0051
千代田区神田神保町 2 - 4
水戸興産ビル5階
TEL:5276-5361(代) FAX:5276-6110

ダイフレックス防水工事業 協同組合

理事長 原田 毅

〒151-0053
渋谷区代々木 3 - 24 - 3
新宿スリーケービル4階
TEL:6859-5030 FAX:6859-5031

首都圏業務用食品卸 協同組合

理事長 佐藤 迪夫

〒136-0082
江東区新木場 1 - 8 - 20
株式会社サワムラ内
TEL:5534-0577 FAX:5534-0578

東多摩再資源化事業 協同組合

理事長 紺野 武郎

〒189-0003
東村山市久米川町 1 - 16 - 18
TEL:042-395-9788 FAX:042-395-9787

東京都畳材料商業協同組合

理事長 後藤 邦彦

〒140-0002
品川区東品川 3 - 21 - 15
TEL:3472-8740 FAX:3450-0633



謹賀新年



中央着付士能力開発 協同組合

理事長 尾崎 弘子

〒152-0004
目黒区鷹番 3 - 1 - 3 - 503
TEL:5768-0739 FAX:3712-2023

東京都包装木箱紙器 協同組合

理事長 竹内 正富志

〒104-0061
中央区銀座 1 - 19 - 14
TEL:3564-5021 FAX:3564-5023

地域環境開発協同組合

理事長 藤田 長吾

〒120-0005
足立区綾瀬 4 - 5 - 22
TEL:5849-5681 FAX:5849-5688

関東切削工事業協同組合

理事長 松村 健司

〒130-0012
墨田区太平 4 - 5 - 16
明治屋ビル3階302号室
TEL:5610-3071 FAX:5610-3072

東京都学校給食パン 協同組合

理事長 中村 雅文

〒171-0051
豊島区长崎 1 - 18 - 2
TEL:3554-2544 FAX:3554-2496

大東京信用組合

理事長 安田 眞次

〒105-8610
港区東新橋 2 - 6 - 10
TEL:3436-0111 FAX:3436-6288

五反田文化会館協同組合

理事長 藤岡 康輝

〒141-0031
品川区西五反田 1 - 32 - 2
TEL:3491-4010 FAX:3491-4010

首都商工協同組合

理事長 大村 功作

〒104-0061
中央区銀座 2 - 10 - 18
TEL:3542-0521 FAX:3545-2190

東京の未来を拓く 新技術

平成25年度

助成事業 説明会

新製品・新技術開発

市場開拓

予約制
です

新製品・新技術開発、見本市への出展に係る経費の一部を助成します

第1回説明会

平成25年1月22日(火)
14～16時 定員:100名
(公財)東京都中小企業振興公社
多摩支社2階大会議室

第2回説明会

平成25年1月23日(水)
14～16時 定員:250名
産業技術研究センター本部2階
東京イノベーションハブ

第3回説明会

平成25年1月24日(木)
10～12時 定員:100名
(公財)東京都中小企業振興公社
中小企業会館9F講堂

第4回説明会

平成25年1月24日(木)
14～16時 定員:100名
(公財)東京都中小企業振興公社
中小企業会館9F講堂

第5回説明会

平成25年1月25日(金)
10～12時 定員:200名
(公財)東京都中小企業振興公社
本社3階第1会議室

第6回説明会※

平成25年1月28日(月)
14～16時 定員:50名
(公財)東京都中小企業振興公社
城東支社2F中会議室

第7回説明会※

平成25年1月29日(火)
14～16時 定員:80名
(公財)東京都中小企業振興公社
城南支社2F東京都研修室

第8回説明会※

平成25年1月31日(木)
10～12時 定員:200名
(公財)東京都中小企業振興公社
本社3階第1会議室

第9回説明会※

平成25年2月14日(木)
14～16時 定員:150名
東京都立産業貿易センター浜松町館
2F展示室

※の回は新製品・新技術開発助成事業のみの説明です。

お問い合わせ

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 企画管理部 助成課
TEL:03-3251-7895 FAX:03-3253-6250
E-Mail: josei@tokyo-kosha.or.jp
ホームページ: <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>



公益財団法人 東京都中小企業振興公社



中小企業団体 事務局長協会だより



中小企業団体事務局長協会会長
東京中小企業経友会事業協同組合 宗村秀夫

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にとって、また関係機関の皆さまにとって本年は飛躍の年となりますように祈念申し上げます。

さて、本稿をお借りしてこれまでの1年の事務局長協会（以下、本会）の活動について触れさせていただきます。

昨年3月に定例総会が行われ、役員改選期に当たり小職が新会長として歴史ある本会の引き継ぎをさせていただくこととなりました。

7月には、企業見学会を実施。今回は、群馬県の世界遺産として登録された富岡製糸工場およびガトーハラダ等の工場を見学しました。

9月には、鬼怒川のホテルで都外研修会を行い、複数の組合の概要や問題点などの話を伺うとともに、夜は懇親会を行い、夜の更けるのを忘れて歓談しました。昨年までは、各団体の保養所をお借りして実施していましたが、デフレの影響もあり費用も大差がないためホテルをお借りして本年度は実施しました。

11月には、恒例の職員交歓会を東京・青山の会員制の場所をお借りして実施、106名の参加を得ました。担当の総務部会から、今まで利用したことのない場所をとの要望があり、日本でもあまり例を見ない場所、すなわち某大使館の中にあり（セキュリティもそれなりに厳しい）、滅多に利用する機会のない場所を選定させていただきました。アトラクションとして元ミス鹿児島島の歌手兼空手日本一の方をお招きして、歌に空手に盛り上がりを見せてくれました。

本年2月に、新年会を浅草ビューホテルで行う計画も、すでに昨年11月から動き始めています。事前の会場下見、打ち合わせも済ませてあります。窓の外には東京スカイツリーを目の前に見る事が出来る部屋を確保しています。

中央会の活動とは、趣の異なった内容が多々あり、

組合を運営する方々にとって胸襟を開いた話ができる場所として、意義のある会ではないかと存じます。全国の中央会組織を見渡しても、事務局長協会を設置して活動を行っているのは数県程度であり、本事務局長協会の存在そのものが範足りえるのではないのでしょうか。

とはいうものの、現状を考えるといくつかの問題があるのも事実です。新規加入会員の減少、会員の高齢化や希薄化などが主なものとして挙げられます。

私は、本会に参加する方々にメリットを理解していただきたいと思い、昨年8月から10月にかけて本会にご加入の20組合さんほどにお邪魔しました。よく理解してくださっている会員様がいる一方、会費を払っていただいているだけの会員様やメリットを感じていない会員様など、それぞれ三人三様の本会に対する声を伺うことができました。率直な意見を伺い、本会の置かれている立場やまた会員組合の置かれている実情などを垣間見る事が出来ました。については、会員の皆様方におかれましては、ご多忙とは存じますが、ともかく、自分の組織の活性化のために様々な会合に顔を出していただき、会費以上の多くの果実を掴んでほしいと存じます。

組織が異なれば運営方法も異なるものと思います。結果として、傘下の組合員企業様にとっても、新しいチャンネルや商売のネタなどが発見できる宝物が数多くあると考えています。このように本会では、様々な催しを通じて本会の活性化のみならず、会員組合様の成長と発展を一に考えている集まりであります。是非とも本会の役割と事務局長様の置かれている任務遂行の一助として本会を覗いていただきたいと存じます。

また、ご一報いただければ参上のうえ、内容をご説明させていただく所存です。

東京都 組合士協会レポート

東京都中小企業組合士協会会長
東京食肉業務用卸協同組合事務長 松崎辰夫

No. 324



新年明けましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎えるにあたり心からお喜び申し上げますとともに、一言ご挨拶を申し上げます。

旧年中は、東京都中小企業組合士協会に対しまして、格別のご指導、ご協力をいただきありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、わが国は戦後最大の危機に直面しております。東日本大震災からの復興と福島再生については、懸命な取り組みが続けられているものの、遅々として進んでおりません。また、10年以上にもわたるデフレや超円高、電力・エネルギー問題、高い廃業率、地域の疲弊など、抱えている重要課題を解決できず、日本経済は停滞を余儀なくされております。企業は自信を喪失し、先行きに対する国民の不安は高まる一方であり、そのため設備投資や消費を冷え込ませております。

まず、組合士協会の事業について触れますと、女性組合士の交流を図るため立ち上げた「組合士協会女性部」では、研修会として“漬物の話あれこれ～古くて新しい健康食品です～”のテーマで東京都漬物事業協同組合元理事長の高山喜一郎氏のお話をお聞きし、その後、場所を変えて懇親会を行い相互の交流を深めました。女性部に続き昨年度結成しました「新事業研究部」は、組合士協会常任理事で池袋西口商業協同組合事務局長の三田巖氏のご厚意により、同組合の組合員の中華料理店で研修会と懇親会を開催しました。研修会では東京都石油業協同組合の多賀谷勝事務局長から“わが組合の現状と課題～事務局としての取り組み～”のテーマで事例発表をされ、その後、出席者から活発な質疑や意見交換がありました。

次に、全国中小企業組合士協会連合会の活動についてご報告いたします。全国組合士連合会の通常総会に引き続き、全国中央会の主催により、“中小企業組合士フォーラム2012”が開催されました。最初に特定社会保険労務士の佐藤容右氏より「労務トラブルと組合士に期待される役割」をテーマに、人事・労務トラブルの典型例とその解決・予防法、職場のメンタルヘルスの基礎等について講演が行われ、その後、Aテーマ：職場におけるメンタルヘルス対策の推進方法、Bテーマ：メンタルヘルスを考慮した職場のストレス軽減策という2つのテーマを与えられ、各5班に分かれ、1班7～9名による少人数制でのグループ討議が行われました。Aテーマでは、第4班の座長に黒川副会長、第5班の座長に伊藤

副会長が選ばれ、それぞれ討議をリードし、その役割を果たされました。

グループ討議終了後には、テーマごとに討議内容の発表があり、その後、全員が一堂に会して佐藤講師他3名のコーディネーターより「組合士は何ができるのか」という視点から、活発で明るい議論が行われたことがすばらしい。「全国的に広がるメンタルヘルスという問題を捉える非常にいい機会だった。今日の議論がきっかけとなって組合としての対策につながることを期待する。」といった講評が行われました。

また、全国組合士連合会では昨年度に引き続き、「組合士活路実現化行動委員会」を組織し、組合士協会の活性化に関する調査を実施するなど、魅力ある組合士制度の確立について、鋭意検討を重ねております。

さらに、全国組合士連合会の協力のもとで、全国中央会が主催している「組合士スキルアップ研修会」は、本年度、東京を含め各地で5回開催してまいりました。この研修会は中小企業組合の事務局運営に携わる中小企業組合士を対象に“総合的な組合支援エキスパート”を養成することを目的とし、強いては員外監事としての役割をこなし得る資質を身につけていくことにあります。

また、現在、組合士協会設置県は31都道府県ですが、全国組合士連合会では、組合士協会未設置県の中央会に対して、一日も早く組織化が行われるよう、様々な対策を練っているところです。

一方、東京都中小企業団体中央会では、中小企業組合士等の活用と組合の人材確保を図るため、無料職業紹介を行っています。求人（組合）と求職者（組合士等）のマッチングで実績を上げております。

なお、ブロック協議会（東北、北海道、関東甲信越、中四国、近畿、九州）では、各地区で活発な講習会、研修会が行われております。

本年も中小企業にとって大変困難な企業経営が予想されますが、会員各位におかれましては、中小企業の隘路克服のため、一層奮闘して頂きますようご期待しております。

本協会といたしましても、組合士の役割の重要性を改めて自覚するとともに、今後とも会員皆様の率直かつ建設的なご提案をいただき、事業を推進してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、会員各位のご活躍とご健康を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。

青年部協議会ニュース



東京都中小企業団体青年部協議会会長 多田勝美
東京都板硝子商工協同組合青年部会

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は東京都中小企業団体青年部協議会の活動につきまして、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年も各組合の青年部の運営や企業経営の一助になるよう、会員間のコミュニケーションの充実（青年部協議会では、この理念をベターコミュニケーションと呼んでいます。）を図りながら各種事業を実施していく所存です。

さて、昨年5月に青年部協議会の会長を仰せつかってから7ヵ月が過ぎました。就任前より現執行部と共に今期に向けて話し合い、昨年4月に加入青年部の代表者に声をかけ代表者会議を開催し、青年部協議会の現状、今後の抱負を述べ、青年部協議会のあり方等の意見交換を実施しました。今年度は「環境・エネルギー問題」を筆頭のテーマに掲げ事業を展開しております。7月には池袋防災館にて防災に対する知識や災害シミュレーション体験を通じ、災害の恐ろしさやどのような行動をすべきか等を勉強しました。10月にはアフリカ女性初のノーベル平和賞を授賞したマータイ博士のMOTTAINAキャンペーンの事務局長である七井氏を迎え、博士の生涯とグリーンベルト運動の講演をいただきました。11月には国内研修会において千葉県袖ヶ浦市にある東京ガスの工場を見学し、原子力以外のエネルギーについて勉強してきました。協議会会員は厳しい環境の中で一人一人が会を運営するに当たり、自分で自己の役割を考え、十二分に力を発揮しています。また、中央会事務局には、わがままな依頼にも嫌な顔ひとつせず誠心誠意協力していただき大変感謝しています。この経験を生かし、今後ますます

単組青年部を通じ、青年部協議会の発展に寄与していきたいと思っております。

現在、理事会と委員会を集約し、月1回の合同委員会として開催することで理事・幹事の委員会参加率が高まり、毎月の合同委員会では活発な議論が交わされるようになっております。今まで会議等にあまり参加がなかった組合青年部の幹事に参加頂き、様々な提案、事業への協力等をしていただきうれしい限りです。

平成24年度の青年部協議会の事業を振り返ると、通常総会、ホームパーティー、国内研修旅行等の事業を実施致しました。上記の事業を実施するに当たり、それぞれ単独会計とし、事業としての収入と支出のバランスを把握しました。これにより無駄な支出をしないように心がけました。これらは一見すると会の縮小ともとられがちです。しかし忙しい限られた時間の中、効率的に事業を推進するためには、重要なことだったと思います。また私自身、青年部協議会会長として中央会の行事・講習会・委員会・合同会議に積極的に参加させていただき、中央会との関係を密にしました。

伝統ある東京都中小企業団体青年部協議会の会長職をお引き受けし、副会長、理事、幹事、事務局の協力を得て、私自身、何とか身精一杯働かせていただきました。しかし、今反省すると私の力不足で至らなかった点もあります。これを教訓に残りの任期を全うしたいと思います。

最後になりましたが、会員各位及びその御関係者のご活躍とご健康を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。



information



中小企業組合検定試験実施報告

去る12月2日(日)、平成24年度の中小企業組合検定試験が全国21都市の22会場で実施されました。(全国での出願者数481人)

東京都中小企業会館を会場とする東京第一会場においては66人が試験に臨みました。試験は午前10時から午後4時まで、途中休憩を挟みながらも、6時間という長丁場でしたが、受験者の皆さんは集中して試験に取り組んでいました。今回の試験の合格発表は平成25年3月1日(金)に行います。合否結果は受験者に郵便で通知いたします。また、本誌「中小企業だより」及び全国中央会の月刊誌「中小企業と



組合」に合格者の氏名及び受験番号を掲載するとともに、全国中央会ホームページでは合格者の受験番号を登載する予定です。なお、本会事務所にて合格者の氏名及び受験番号を掲示いたします。

障害のある方々の採用を検討中の事業者の皆様へ

国立職業リハビリテーションセンターでは、障害のある方々への体系的な職業訓練や職業指導を行っています。障害者雇用の際には、当センター訓練生をぜひ検討対象としていただきますようお願い申し上げます。

- ・訓練生の情報を得たい場合(求職情報一覧)

→「職リハ」で検索

センターホームページを開き、以下をクリック

- ①「修了予定者・求職情報」 ②求職情報一覧

<http://www.nvr.cd.ac.jp/employment01.html>

- ・採用の相談、会社説明会等をご希望の場合

→ 職業指導部職業指導課

TEL 04-2995-1207・1712

- ・企業連携訓練の利用についてのご相談

→ 職業訓練部訓練第一課

TEL 04-2995-1713

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

国立職業リハビリテーションセンター

中小企業だより

中央会インフォメーション

1月号

2013年1月15日発行 No.1742

TEL : 03(3542)0386(代) FAX : 03(3545)2190

<http://www.tokyochuokai.or.jp/>

発行所/東京都中小企業団体中央会
〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

印刷所/株式会社ディグ

編集・発行人/大村功作

定価/300円(税込・送料別途)

- ・会員の購読料は会費に含まれています。
- ・本誌掲載の記事は無断転載を禁じます。



古紙ハルバ配合率70%再生紙を使用

経営力強化保証制度のご案内



東京信用保証協会からのお知らせ

東京信用保証協会では、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら自ら事業計画を策定、実行、計画進捗報告を行うことで、経営改善に積極的に取り組む中小企業の皆さまの経営力強化をバックアップすることを目的とした、東京都制度「経営支援融資 経営力強化保証対応型」と、全国統一制度「経営力強化保証制度」の取り扱いを開始しました。

制 度 名	【東京都制度】	【全国統一制度】
	経営支援融資 経営力強化保証対応型	経営力強化保証制度
資 金 使 途	運転資金、設備資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る）	
貸付限度額	1企業 2億8,000万円・1組合 4億8,000万円 ※既存の一般保証の残高を含む	
貸付利率 (年)	1.5~2.2%以内（融資期間による）	金融機関所定の利率
連帯保証人	法人代表者（組合は代表理事）以外、原則不要	
担 保	必要に応じて	
貸付期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内（ともに据置期間1年以内を含む） 本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内	
必 要 書 類	①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業計画書（申込人が策定したもの） ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載がある場合不要）	



お申し込み、ご相談のお問い合わせは本店保証部、支店保証課まで

- 本店保証部 03-3272-3151 ●池袋支店 03-3987-5445 ●五反田支店 03-3493-4991
- 錦糸町支店 03-5608-2011 ●新宿支店 03-3344-2251 ●千住支店 03-3888-7231
- 上野支店 03-3847-3171 ●渋谷支店 03-5468-0135 ●葛飾支店 03-5680-0801
- 大田支店 03-5710-3610 ●立川支店 042-525-6621 ●八王子支店 042-646-2511
- 創業アシストプラザ 03-3272-2279（多摩分室 042-525-3101）

平成24年度

入 場 無 料

ライフサポート フェア

支えるチカラを、未来のチカラへ

「防災・安全」「環境・省エネ」「健康・福祉」「生活」



緑支力

緑の下で支える力
各企業の緑で支える力

場 所

東京都立産業貿易センター浜松町館

日 時

2013

2・14木 ~ 15金

10:00 ~ 17:00

優れた製品や技術を有する
中小企業が集結する展示商談会

お問い合わせ

平成24年度 ライフサポートフェア事務局 TEL: 03-6821-0610



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

業務災害補償制度のご案内

保険料 最大 **54%** 割引

※割引率は諸条件によって異なります。詳しくは取扱代理店、営業社員までお問い合わせください。



みんなの労災ガードの **ココが** **すごい** **5** っのポイント!

- 1 補償の対象となる方の範囲を拡大し、**構内下請作業員や派遣社員の方々も補償!**
- 2 ケガだけでなく、**病気による入院の治療費用等も補償!**
- 3 **保険金は事業主にお支払い!**
- 4 **労災認定された脳・心疾患、精神障害も補償!**
- 5 **各種サービスが充実!**



【制度運営団体】 東京都中小企業団体中央会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 TEL: 03-3542-0317

【引受保険会社】 富士火災海上保険株式会社 (担当窓口: 東京本部 東京第一支店)

〒102-8020 東京都千代田区九段南2-3-14 TEL: 03-3230-6415

※このご案内は東京都中小企業団体中央会「業務災害補償制度」の概要を示したものです。その他の補償内容等(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など)については「みんなの労災ガード(業務災害補償総合保険)パンフレットをご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問合せください。このご案内は平成25年12月末まで有効です。ただし、商品改定、保険料の改定等により、ご案内の内容に変更が生じた場合は無効となります。

2012.11.29696 12-0215



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイナーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

固定金利の半年複利

着実に、そして効率よく資産を増やせます。

- お預け入れは、50万円以上1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭チラシまたはホームページをご覧ください。

本店営業部	〒104-0028 中央区八重洲 2-10-17	TEL03 (3272) 6111	池袋支店	〒171-0022 豊島区南池袋 1-21-10	TEL03 (3988) 6311
八王子支店	〒192-0081 八王子市横山町 2-5	TEL042 (646) 3131	渋谷支店	〒150-0002 渋谷区渋谷 2-17-5	TEL03 (3486) 6511
上野支店	〒110-0005 台東区上野 1-10-12	TEL03 (3834) 0111	神田支店	〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-3-12	TEL03 (3254) 6811
大森支店	〒143-0016 大田区大森北 1-1-10	TEL03 (3763) 1251	新木場支店	〒136-0082 江東区新木場 1-18-6	TEL03 (5569) 1711
京浜島出張所	〒143-0003 大田区京浜島 2-10-2	TEL03 (3799) 0331			
押上支店	〒130-0002 墨田区業平 3-10-8	TEL03 (3624) 1161			
浦安出張所	〒279-0025 浦安市鉄鋼通り 2-1-6	TEL047 (355) 8011			
新宿支店	〒160-0023 新宿区西新宿 1-22-2	TEL03 (3340) 1551			
深川支店	〒135-0042 江東区木場 5-11-17	TEL03 (3642) 7131			
東京支店	〒105-0012 港区芝大門 2-12-18	TEL03 (3437) 1231			



人を思う。未来を思う。

商工中金

<http://www.shokochukin.co.jp/>